

一般廃棄物処理基本計画

令和4年2月

北 設 広 域 事 務 組 合

— 共 通 編 —

第 1 章 はじめに	1
第 1 節 計画策定の趣旨	1
第 2 節 計画の位置付け	1
第 3 節 計画の期間	2
第 4 節 計画の対象廃棄物	2
第 2 章 地域の概要	3
第 1 節 位置及び面積	3
第 2 節 地象	4
第 3 節 水象	4
第 4 節 気象	5
第 5 節 人口	6
第 6 節 産業	7
第 7 節 上位・関連計画及び法令	8

— ごみ処理基本計画編 —

第 1 章 ごみ処理の現況	11
第 1 節 ごみの分別区分及びごみ処理の流れ	11
第 2 節 ごみ発生量の実績及びその性状	14
第 3 節 ごみの減量化・再生利用の実績	21
第 4 節 ごみ処理経費	31
第 5 節 ごみ処理体制	32
第 6 節 中間処理及び最終処分の現況	38
第 2 章 ごみ処理の評価	42
第 1 節 分別区分の評価	42
第 2 節 ごみ処理の評価	43
第 3 章 前回計画等の検討	52
第 1 節 前回計画等の減量目標	52
第 2 節 前回計画等との比較評価	53
第 3 節 前回計画等における施策の実施状況	56
第 4 節 上位計画との比較	57

第 4 章 ごみ処理の課題の抽出・整理	58
第 1 節 排出抑制に関する課題	58
第 2 節 資源化に関する課題	59
第 3 節 中間処理に関する課題	59
第 5 章 処理量の見込み	60
第 1 節 推計手順	60
第 2 節 人口の推計結果	61
第 6 章 基本理念及び基本方針	72
第 1 節 基本理念	72
第 2 節 基本方針	73
第 7 章 ごみ処理基本計画	74
第 1 節 計画の目標	74
第 2 節 目標達成後のごみ処理量の見込み	75
第 3 節 減量化・資源化計画	77
第 4 節 収集運搬計画	80
第 5 節 中間処理計画	82
第 6 節 最終処分計画	84
第 8 章 その他ごみ処理に関し必要な事項	85
第 1 節 特別管理一般廃棄物、適正処理困難に対する対応	85
第 2 節 災害廃棄物対策	85
第 3 節 不法投棄対策	85
第 4 節 SDGs への対策	85
第 5 節 進行管理計画	86

— 生活排水処理基本計画編 —

第 1 章 生活排水処理の現況	87
第 1 節 生活排水処理の体系	87
第 2 節 生活排水の排出状況	87
第 3 節 生活排水処理施設の概要	93
第 4 節 生活排水の処理状況	100
第 2 章 生活排水処理の課題の抽出・整理	102

第 3 章 基本方針及び基本理念	103
第 1 節 生活排水処理に係る理念	103
第 2 節 生活排水処理の基本方針	103
第 4 章 生活排水処理基本計画	104
第 1 節 計画の目標	104
第 2 節 生活排水を処理する区域、人口等	104
第 3 節 生活排水処理の処理主体	110
第 4 節 目標達成に向けた取組み	110
第 5 節 し尿・浄化槽汚泥の排出量・予測	112
第 6 節 収集・運搬計画	113
第 7 節 中間処理計画	113
第 8 節 最終処分計画	113

第 1 章 はじめに

第 1 節 計画策定の趣旨

北設広域事務組合（以下、「本組合」という。）は、愛知県北設楽郡設楽町、東栄町、豊根村及び長野県下伊那郡根羽村により構成される一部事務組合であり、「ごみ・し尿」に関する事務はこの 2 町 2 村で共同処理を行っている。

本組合では、令和 3 年 4 月から既存のごみ焼却施設（中田クリーンセンター）をごみ中継施設へ改造し、し尿処理施設（田口クリーンセンター）を令和 3 年 6 月に新たに整備した。また、構成町である設楽町では、下水道処理施設（田口浄化センター）を令和 3 年 4 月に新たに整備するなど、近年、廃棄物の処理体制が大きく変わっている。

上述したように、計画の諸条件が大きく変わったことから、平成 28 年度に作成した既存の「一般廃棄物処理基本計画」を改訂する。

第 2 節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号、以下「廃棄物処理法」とする。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」とする。）を定めなければならないこととされている。

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）とから構成されている（図 1-1 参照）。（廃棄物処理法施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 1 条の 3 の規定）

本計画は、一般廃棄物処理基本計画に該当するものであり、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 15 日付環廃対第 1609152 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）、「生活排水処理基本計画策定指針」（平成 2 年 10 月 8 日付衛環第 200 号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）に基づいて、策定するものである。

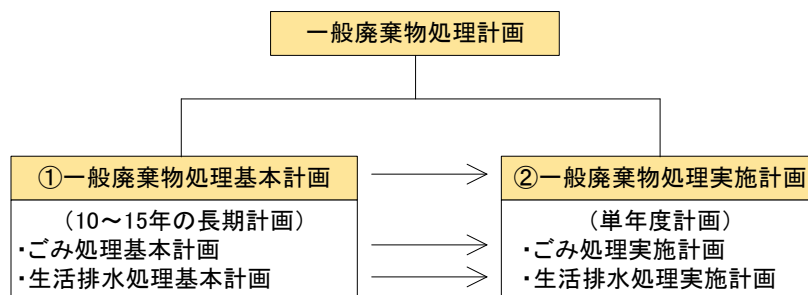


図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け

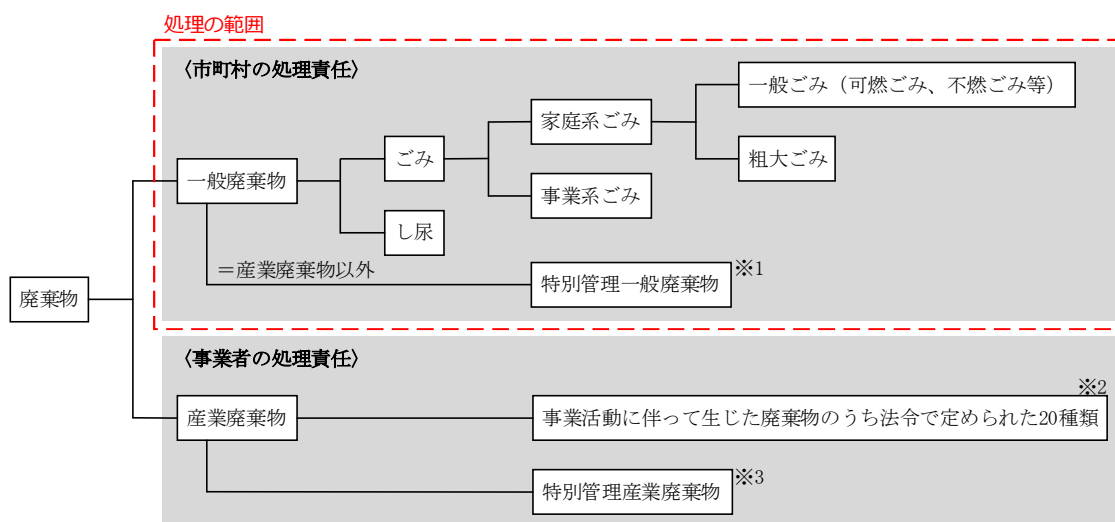
第 3 節 計画の期間

本計画の期間は、令和 4 年度を初年度とし、令和 18 年度を目標年度とする 15 年計画とする。

なお、概ね 5 年で改訂し、さらに計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行う。なお、改訂または見直しに際しては、本計画の目標の達成状況等について点検・評価を行い、その結果を反映させるものとする。

第 4 節 計画の対象廃棄物

計画対象範囲は、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）を対象とする。



- ※1：特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの。
- ※2：事業活動に伴って生じた廃棄物のうち法令で定められた20種類とは、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣（さ）、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、輸入された廃棄物、上記の産業廃棄物を処分するために処理したもの。
- ※3：特別管理産業廃棄物とは、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの。

資料：環境省

図 1-2 廃棄物の区分

第 2 章 地域の概要

第 1 節 位置及び面積

構成町村の位置は、図 2-1 に示すとおりである。愛知県の東北部に位置している。

面積は、表 2-1 に示すとおりであり、総面積は 643.17km²となっている。

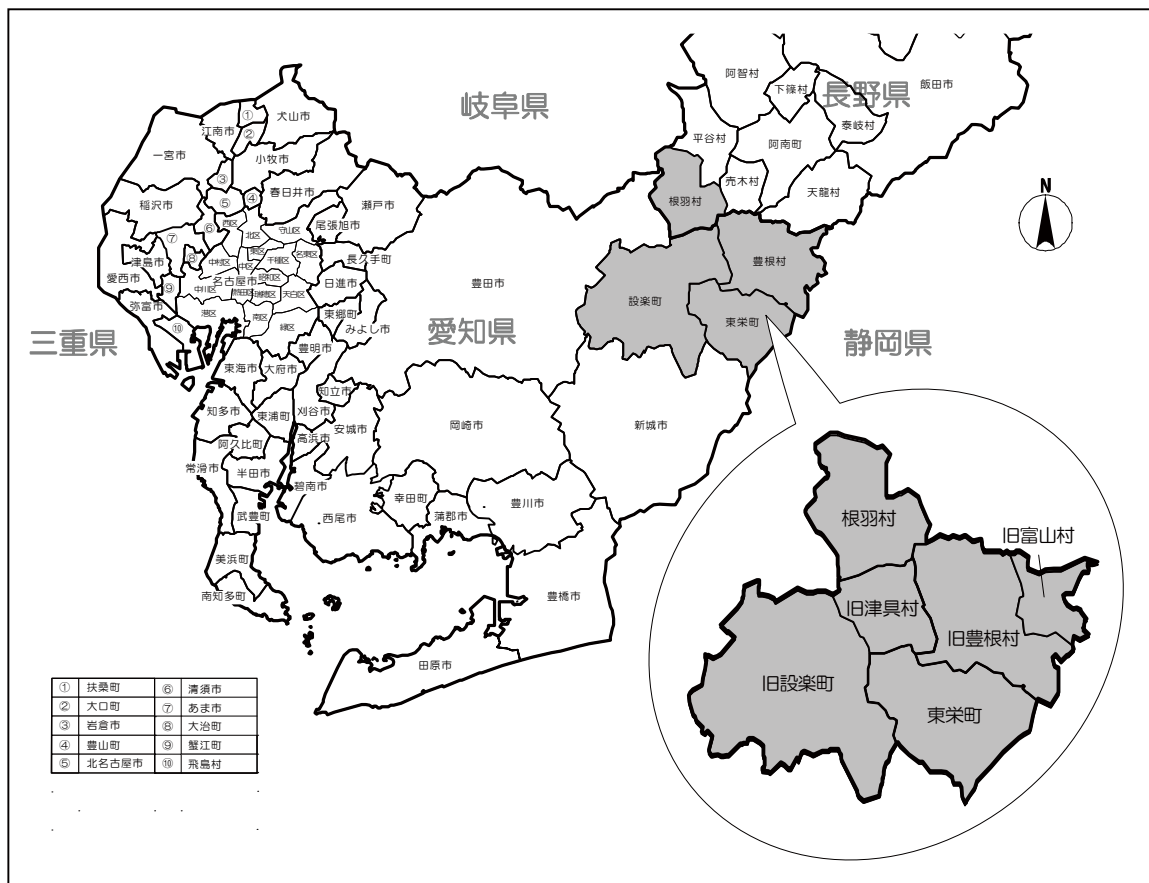


図 2-1 位置図

表 2-1 面積

(単位：km²)

	平成30年度
設楽町	273.94
東栄町	123.38
豊根村	155.88
根羽村	89.97
計	643.17

資料：「令和2年(2020年)刊 愛知県統計年鑑」
「平成30年(2018年) 長野県統計書」

第 2 節 地象

本組合には設楽山地があり、茶臼山、鳳来寺山を中心に三河山地の東北部に位置し、地質は第 3 紀火山噴出物をのせており、標高 1,000m 級の山々が連なっている。

第 3 節 水象

本組合のごみ処理を行っている中田クリーンセンターがある流域は、天竜川水系の鴨山川流域に含まれている。水利用としては、鴨山川の水が中設楽地域まで流下してきたところに豊川用水の取水口があり、ここより河川の水を振草導水トンネルによって豊川水系（鳳来湖）へ導入している。

本組合のし尿処理を行っている田口クリーンセンターの流域は、豊川上部に含まれ、途中、豊川水系の巴川や宇連川と合流して三河湾まで繋がっている。

第 4 節 気象

本組合は、三河山間部の気象に区分され、やや内陸性の気候で、冬季は平均気温がマイナスとなることもあり、冬の冷え込みが厳しいが、夏は涼しい地域である。

平成 28 年度～令和 2 年度の平均降水量及び平均気温の推移は、表 2-2、表 2-3 及び図 2-2 に示すとおりである。

表 2-2 平均降水量の推移

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計
平成28年度	163.0	203.0	175.5	97.5	323.5	363.0	134.0	105.0	145.5	84.5	126.5	108.0	2,029.0
平成29年度	217.5	49.5	202.0	77.5	260.5	125.5	469.0	70.0	34.5	33.5	81.5	84.5	1,705.5
平成30年度	228.0	281.5	198.5	264.0	271.0	663.5	66.5	29.5	95.0	90.0	21.0	281.5	2,490.0
令和元年度	100.5	158.0	190.5	380.5	315.0	99.5	323.0	65.0	91.5	23.0	61.0	111.5	1,919.0
令和2年度	159.5	111.0	333.0	606.0	49.0	278.5	245.5	106.5	22.5	61.0	74.0	181.0	2,227.5
平均	173.7	160.6	219.9	285.1	243.8	306.0	247.6	75.2	77.8	58.4	72.8	153.3	2,074.2

表 2-3 平均気温の推移

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	平均
平成28年度	12.1	16.7	19.1	23.2	23.9	21.7	15.9	8.6	3.7	0.9	2.1	5.9	12.8
平成29年度	10.2	16.2	18.0	24.1	24.1	19.2	14.7	6.6	1.1	0.3	0.9	3.6	11.6
平成30年度	12.2	15.7	19.7	24.9	24.9	20.2	14.0	8.9	4.1	-0.3	-0.1	7.2	12.6
令和元年度	9.9	15.5	19.1	22.4	24.8	22.1	16.6	8.3	4.7	0.5	3.1	5.4	12.7
令和2年度	8.7	16.4	20.5	22.1	25.3	21.2	13.5	8.7	2.3	3.4	2.7	6.6	12.6
平均	10.6	16.1	19.3	23.3	24.6	20.9	14.9	8.2	3.2	1.0	1.7	5.7	12.5

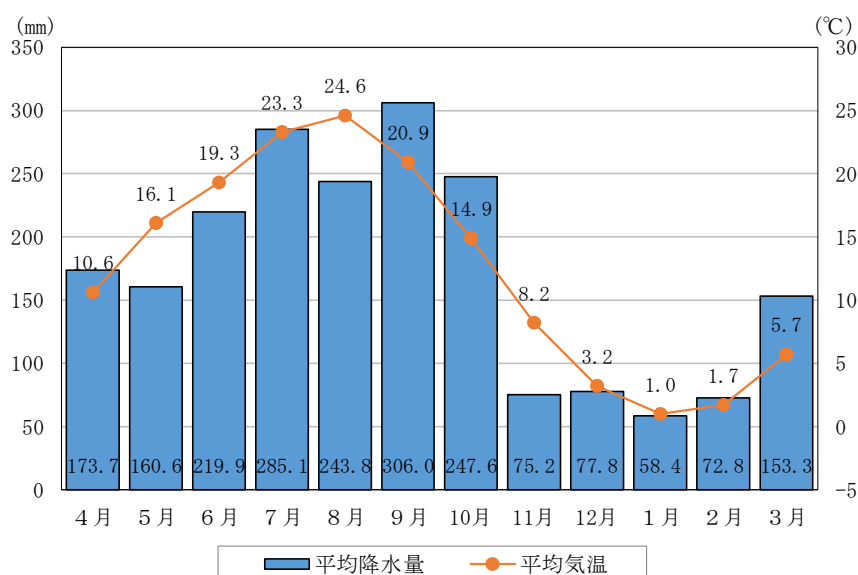


図 2-2 平均降水量及び平均気温の推移

第 5 節 人口

過去 10 年間（平成 23 年度～令和 2 年度）の本組合の総人口の推移は、表 2-4 及び図 2-3 に示すとおりである。各町村とも、減少傾向を示している。

表 2-4 人口の推移

（単位：人）

	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2 年度
設楽町	5,950	5,765	5,618	5,456	5,295	5,043	4,921	4,785	4,672	4,583
東栄町	3,995	3,838	3,744	3,661	3,574	3,373	3,249	3,191	3,104	2,998
豊根村	1,354	1,311	1,283	1,256	1,201	1,172	1,134	1,106	1,079	1,047
根羽村	1,122	1,090	1,057	1,028	1,007	962	943	902	895	876
合計	12,421	12,004	11,702	11,401	11,077	10,550	10,247	9,984	9,750	9,504

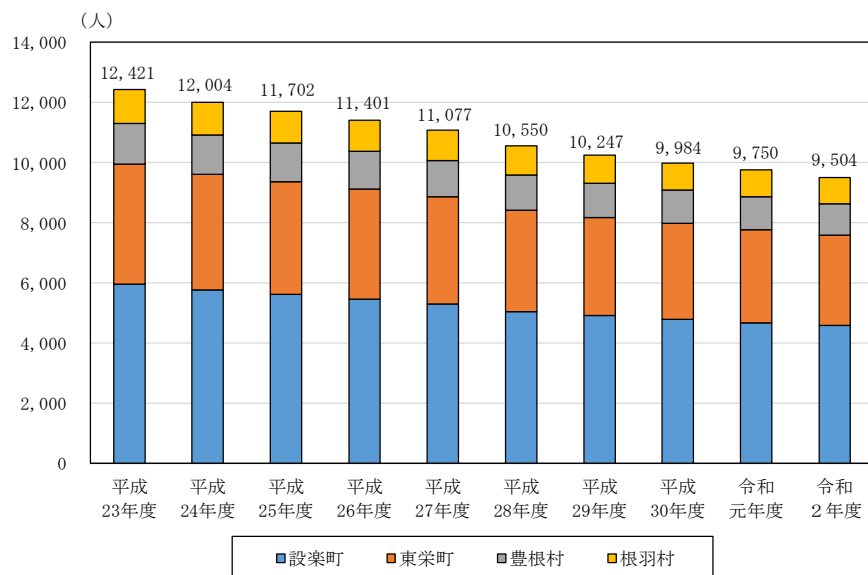


図 2-3 人口の推移

第 6 節 産業

本組合の事業所数、事業者数の推移は、表 2-5 及び図 2-4 に示すとおりである。

事業所数、事業者数ともに平成 24 年度～平成 26 年度に増加し、平成 26 年度～平成 28 年度に減少している。

表 2-5 産業(中分類)別民営事業所数及び事業者数

	総数			設楽町		東栄町		豊根村		根羽村	
	事業所数 (所)	事業者数 (人)	事業者率 (%)	事業所数 (所)	事業者数 (人)	事業所数 (所)	事業者数 (人)	事業所数 (所)	事業者数 (人)	事業所数 (所)	事業者数 (人)
平成24年度	719	4,533	—	331	2,088	232	1,452	93	597	63	396
平成26年度	731	4,744	—	331	2,254	234	1,409	96	673	70	408
平成28年度	646	4,164	100	280	1,763	221	1,447	77	553	68	401
農林漁業	32	377	9.05	16	162	9	100	4	69	3	46
鉱業	2	24	0.58	1	6	—	—	1	18	—	—
建設業	104	656	15.75	43	266	41	221	13	133	7	36
製造業	60	551	13.23	19	196	24	199	8	34	9	122
電気・ガス・熱供給・水道業	2	8	0.19	2	8	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	1	0.02	1	1	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	16	130	3.13	8	77	3	23	3	19	2	11
卸売、小売業	159	653	15.68	65	267	55	207	20	114	19	65
金融業、保険業	1	11	0.26	—	—	1	11	—	—	—	—
不動産業、物品賃貸業	10	26	0.62	3	10	4	12	2	3	1	1
学術研究、専門・技術サービス業	10	45	1.08	7	42	2	2	—	—	1	1
宿泊業、飲食サービス業	77	349	8.38	35	183	25	92	10	50	7	24
生活関連サービス、娯楽業	54	225	5.40	26	79	17	104	5	13	6	29
教育、学習支援業	8	20	0.48	3	5	4	14	—	—	1	1
医療、福祉	49	789	18.96	21	288	17	373	5	77	6	51
複合サービス業	18	91	2.19	7	37	6	33	4	18	1	3
サービス業(他に分類されないもの)	43	208	5.00	23	136	13	56	2	5	5	11

資料：経済センサス調査結果

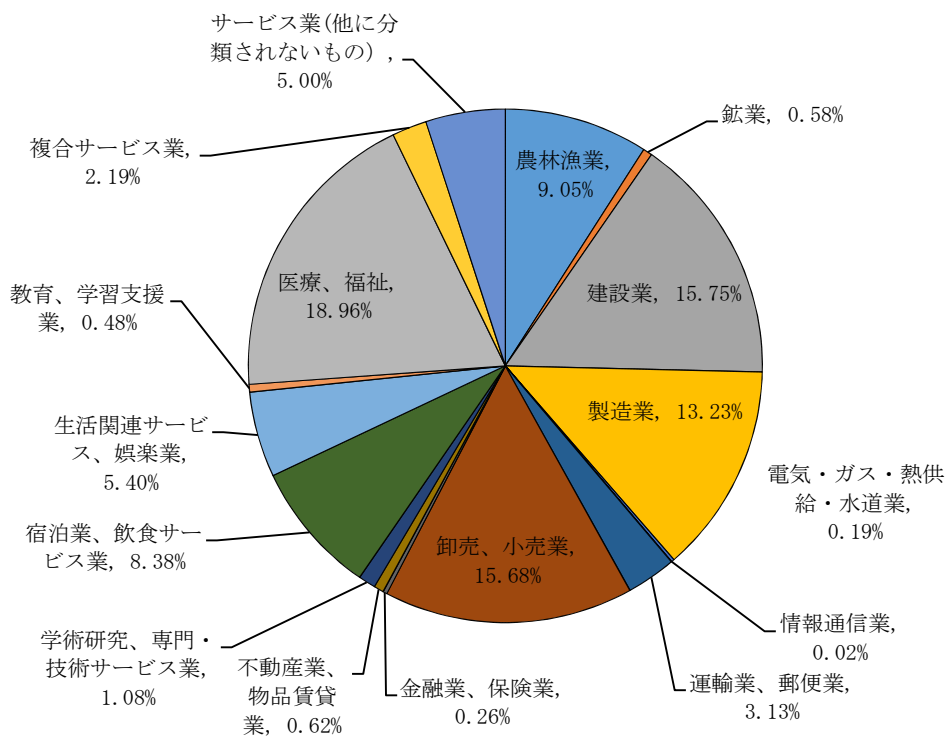


図 2-4 事業者数の比率（構成町村全体）（平成 28 年度）

第 7 節 上位・関連計画及び法令

7-1 上位・関連計画

上位計画として各町村の総合計画を、以下に整理する。

① 設楽町

正式名称	第 2 次設楽町総合計画						
策定年月	平成 29 年 3 月						
将来人口	令和 8 年（2026 年）：約 4,485 人、令和 42 年（2060 年）：3,209 人						
ごみ処理 関係	■環境衛生対策の充実 ○地域の環境美化活動に取り組む機会を創出し、住民の環境美化意識を育てる。 ○適切なごみ処理に努め、清潔な生活環境を実現する。 ○「設楽町空き缶等のポイ捨て防止に関する条例」に基づいた活動を推進し、生活・自然環境の悪化を防止する。 ○住民、事業者、行政が協力し、ごみの減量や再資源化に向けた取り組みを進める。 【目標指標】 <table><tr><td></td><td>現状値 (平成 28 年度)</td><td>目標値 (令和 3 年度)</td></tr><tr><td>ごみの排出量</td><td>869g/人・日</td><td>817g/人・日</td></tr></table> 【重点施策】 ○分別収集の徹底によるごみの減量化や焼却施設の延命 ○ポイ捨てや不法投棄等、ごみを捨てづらい環境づくり		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (令和 3 年度)	ごみの排出量	869g/人・日	817g/人・日
	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (令和 3 年度)					
ごみの排出量	869g/人・日	817g/人・日					

② 東栄町

正式名称	第 6 次東栄町総合計画
策定年月	平成 28 年 3 月
将来人口	令和 7 年（2025 年）：2,700 人
ごみ処理 関係	■環境と暮らすまちづくり ○新たな廃棄物の収集・処理体制を検討する。 ○ごみ減量化を推進する。 ○資源リサイクルを推進する。

③ 豊根村

正式名称	第 6 次豊根村総合計画
策定年月	平成 30 年 3 月
将来人口	令和 22 年（2040 年）：893 人、令和 42 年（2060 年）：892 人
ごみ処理 関係	■生活基盤の整備 【施策の方針】 ○資源を有効活用し、環境にやさしい循環型社会をめざして、広域処理体制の確立を図るとともに、村民一人ひとりがごみの分別と減量化に努め、リサイクルの意識を高める。 【必要な取り組み】 ■ごみ減量化対策などリサイクルの推進 ○古紙収集事業の普及拡大を図り、可燃ごみの減量化に努めるとともに、リサイクル活動団体奨励金制度、生ごみ処理容器補助事業の拡充を図る。

④ 根羽村

正式名称	第 5 次根羽村総合計画
策定年月	平成 28 年 3 月
将来人口	令和 7 年（2025 年）：900 人
ごみ処理 関係	■基本目標 これまでの取り組みを継続するとともに、さらにごみの減量化、リサイクル等を進めて、水源地域として環境保全の取り組みを進める。 ■主要施策 ○ごみの減量化、リサイクルの推進を図る。 ○ごみゼロ運動等を通じて環境美化、保全の意識高揚を図り、ごみのない美しい村づくりを進める。

7-2 関係法令

廃棄物に関する法令体系図は、図2-5に示す。

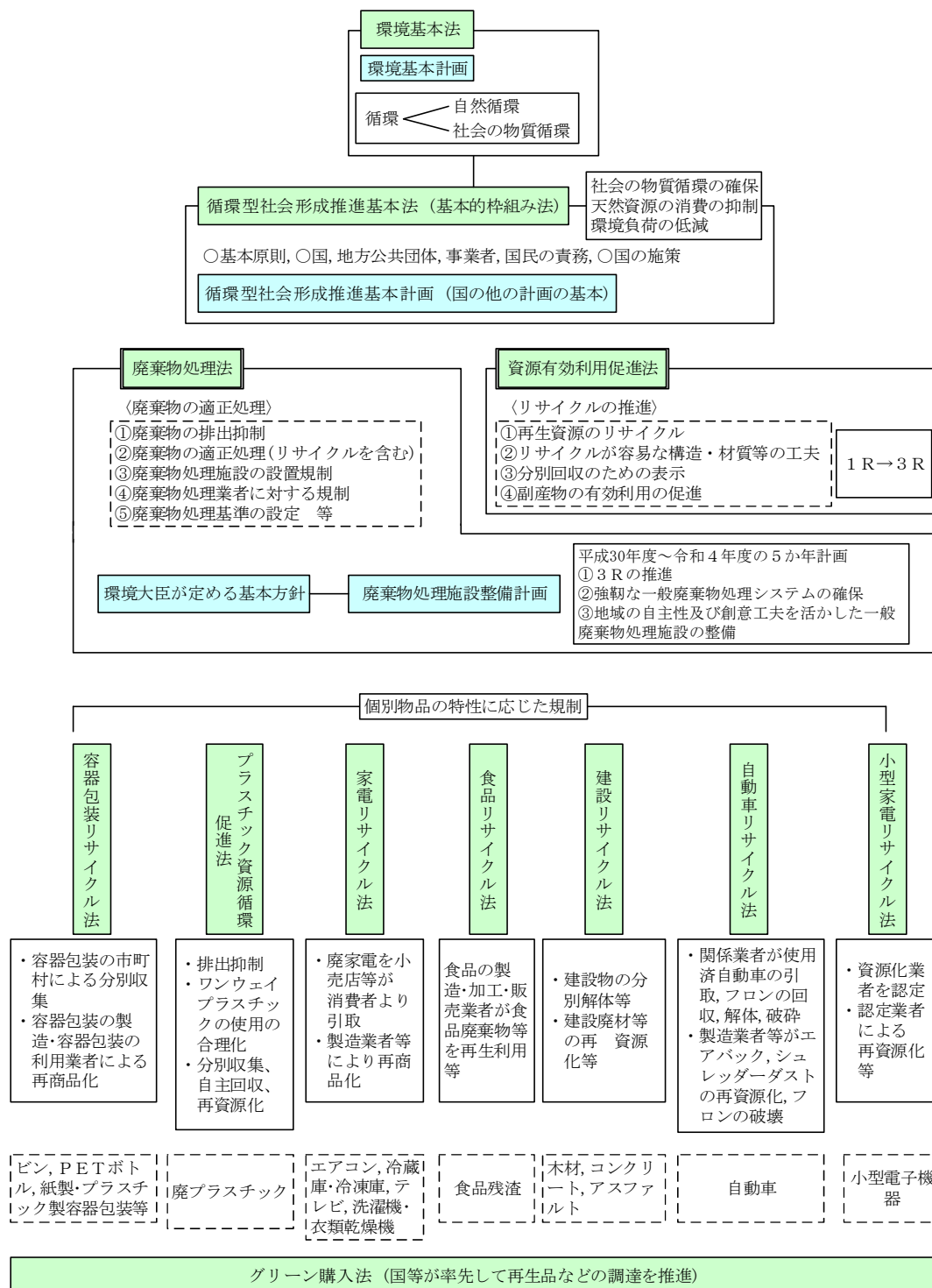


図2-5 関係法令

ごみ処理基本計画編

第 1 章 ごみ処理の現状

第 1 節 ごみの分別区分及びごみ処理の流れ

1-1 ごみの分別区分

ごみの分別区分は、表 1-1 に示すとおりである。ペットボトルは平成 11 年 7 月から、白色トレイと廃乾電池は平成 12 年 1 月から収集を開始している。

粗大ごみは、町村ごとに年 1 回程度の頻度で回収している。

古紙類の収集は行っておらず、町村の集団回収へ排出または中田クリーンセンターへの持込みのみとなっている。

平成 27 年 4 月から根羽村が小型家電の回収を行っている。

不燃ごみの内、陶磁器・再生できないガラスは最終処分場へ搬入されるが、蛍光灯、電球、廃乾電池、小型家電については、民間企業への委託処理を行っている。

表 1-1 ごみの分別区分

分別区分		詳 細
燃えるごみ（可燃ごみ）		料理くず・残飯、紙くず、ビニール・パック、プラスチック、発泡スチロール、衣類、履物、かばん
ダンボール・紙類		ダンボール、新聞、書籍、牛乳パック
ペットボトル・白色トレイ		ペットボトル、白色トレイ
空きびん・空き缶など	缶・金属類	アルミ缶・スチール缶、金属の食器、傘の骨、ハンガー、鍋等、スプレー缶
	透明・白色(すりガラス)のびん	—
	茶色のびん	—
	緑色のびん	—
	その他のびん	—
	陶磁器・再生できなガラス	陶磁器、ガラス灰皿、化粧品びん、ガラスコップ、鏡・板ガラス、ガラス温度計・ガラス体温計
	蛍光灯・電球	蛍光管、電球
ビール瓶・酒一升瓶		一升瓶（お酒のもの）、ビール瓶
廃乾電池		マンガン電池・リチウム電池、アルカリ電池、ボタン電池
可燃性粗大ごみ		たんす、毛布、布団、じゅうたん、マット、木材、その他の可燃性粗大ごみ

資料：組合 ごみ分別マニュアル

1-2 ごみ処理の流れ

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、令和 3 年 3 月末まで、組合管理の中田クリーンセンターへ搬入して焼却しており、焼却施設から発生する焼却灰や焼却処理残渣は、不燃ごみと共に組合管理の滝ノ入最終処分場へ搬入し、処分場の容積が一定量溜まる毎に組合外の最終処分場へ再度搬出していた。資源ごみは、中田クリーンセンターへ搬入され選別した後、民間委託によって資源化されている。また、資源ごみの内、集団回収は各構成町村で行われており、別途資源化が行われている。さらに、組合では、平成 22 年 4 月より、集団回収（ダンボール、新聞紙、雑誌）の持込受け入れ、根羽村では、平成 27 年より小型家電の回収など行っている。

令和 3 年 4 月から、中田クリーンセンターの焼却施設は、中継施設へ改造し、可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは民間委託によって処理している。資源ごみ・不燃ごみは、令和 3 年 3 月末までと同様に民間委託・処分している。

本組合におけるごみ処理の流れは、図 1-1 に示すとおりである。

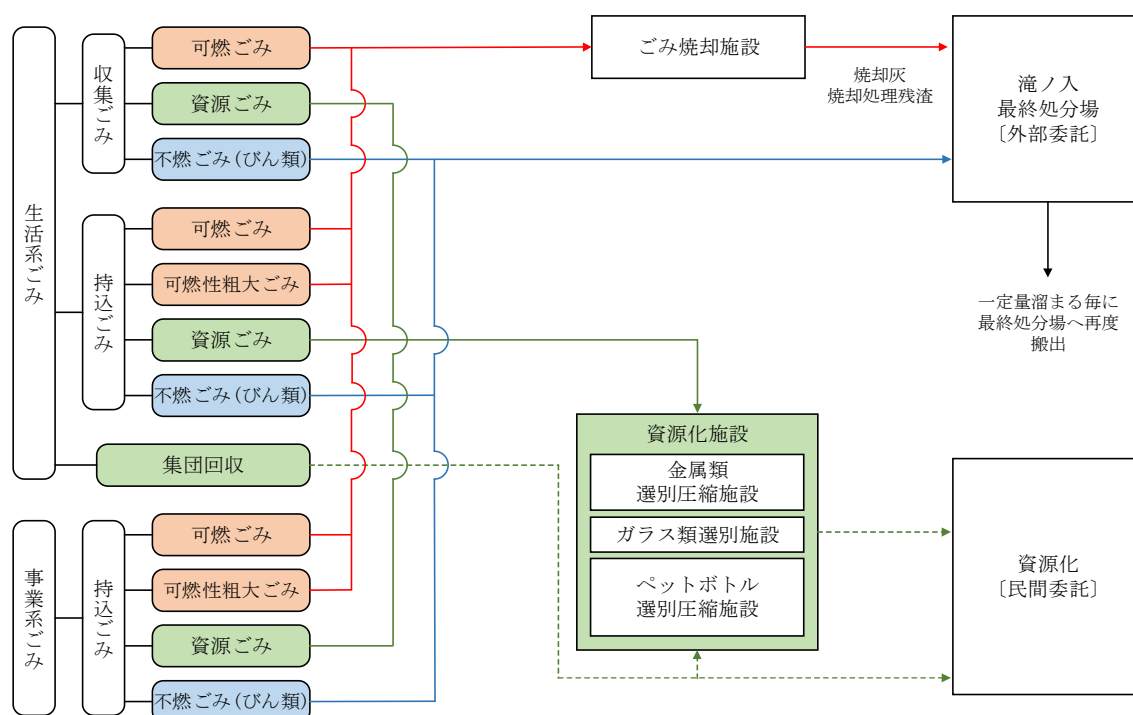


図 1-1 (1) ごみ処理の流れ (令和 3 年 3 月末まで)

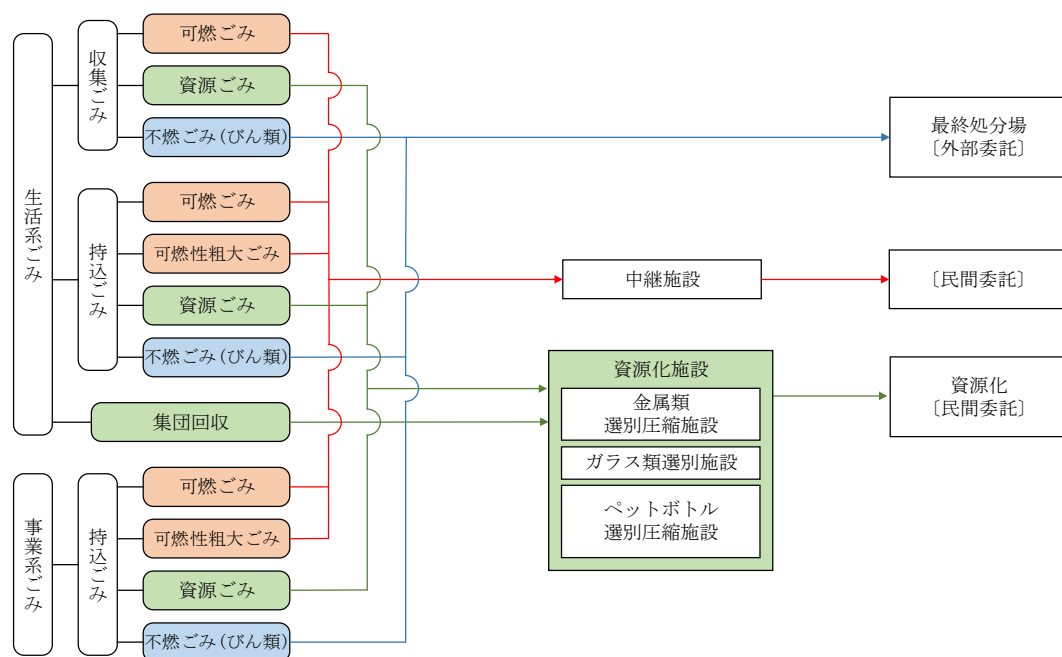


図 1-1 (2) ごみ処理の流れ (令和 3 年 4 月以降)

第 2 節 ごみ発生量の実績及びその性状

2-1 ごみ排出量の実績

(1) 組合全体

家庭系ごみの年間排出量は、平成 30 年度まで増減し、それ以降は、減少している。
事業系ごみの年間排出量は、増減を繰り返しながら、減少している。

家庭系ごみの一人一日平均排出量は、増減しながら、増加している。事業系ごみの日平均排出量は、増減しながら、減少している。資源を除いた総量原単位は、増減しながら、減少している。

表 1-2 (1) ごみ発生量の実績(組合全体)

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口		人	10,550	10,247	9,984	9,750	9,504
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	2,432.04	2,353.46	2,336.56	2,263.51	2,189.73
	粗大ごみ	t/年	90.67	103.31	95.84	100.48	100.41
	不燃ごみ	t/年	39.74	48.46	60.41	50.69	53.98
	資源ごみ	t/年	277.77	268.08	294.35	263.69	269.83
	集団回収	t/年	210.87	269.58	285.42	272.30	243.96
	家庭系ごみ計	t/年	3,051.09	3,042.89	3,072.58	2,950.67	2,857.91
	一人一日平均排出量	g/人・日	792.34	813.57	843.15	826.86	823.85
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	214.74	153.95	156.32	144.35	134.62
	粗大ごみ	t/年	23.86	10.31	6.66	15.48	10.95
	不燃ごみ	t/年	9.55	6.63	4.66	6.84	9.90
	資源ごみ	t/年	53.65	40.89	44.59	62.12	60.26
	事業系ごみ計	t/年	301.80	211.78	212.23	228.79	215.73
	日平均排出量	t/日	0.83	0.58	0.58	0.63	0.59
総 計 (資源除く)	t/年	3,352.89	3,254.67	3,284.81	3,179.46	3,073.64	
	g/人・日	870.71	870.20	901.39	890.98	886.04	
	g/人・日	729.88	715.51	730.06	723.37	720.56	

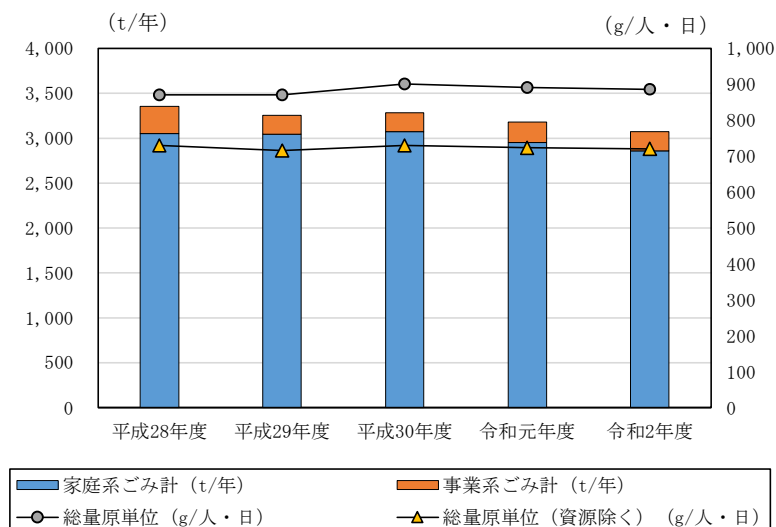


図 1-2 (1) ごみ発生量の推移(組合全体)

(2) 設楽町

家庭系ごみの年間排出量は、平成 30 年度まで増減し、それ以降は、減少している。
事業系ごみの年間排出量は、平成 30 年度まで減少しているが、それ以降は、増加している。

家庭系ごみの一人一日平均排出量は、増減しながら、増加している。事業系ごみの日平均排出量は、増減しながら、減少している。資源を除いた総量原単位は、増減しながら、減少している。

表 1-2 (2) ごみ発生量の実績 (設楽町)

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口		人	5,043	4,921	4,785	4,672	4,583
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	1,173.87	1,151.23	1,160.53	1,104.33	1,094.87
	粗大ごみ	t/年	39.34	43.64	51.15	49.47	45.96
	不燃ごみ	t/年	19.54	25.99	35.02	28.89	30.91
	資源ごみ	t/年	151.53	141.69	162.11	141.67	159.61
	集団回収	t/年	96.22	95.34	95.17	97.29	76.40
	家庭系ごみ計	t/年	1,480.50	1,457.89	1,503.98	1,421.65	1,407.75
	一人一日平均排出量	g/人・日	804.32	811.67	861.13	831.40	841.56
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	109.34	64.07	60.08	55.50	56.72
	粗大ごみ	t/年	14.16	4.30	1.15	2.70	3.08
	不燃ごみ	t/年	7.59	5.00	3.37	1.86	7.24
	資源ごみ	t/年	26.48	25.43	29.47	40.13	39.19
	事業系ごみ計	t/年	157.57	98.80	94.07	100.19	106.23
	日平均排出量	t/日	0.43	0.27	0.26	0.27	0.29
総 計		t/年	1,638.07	1,556.69	1,598.05	1,521.84	1,513.98
		g/人・日	889.92	866.67	914.99	889.99	905.06
		(資源除く)	740.94	720.55	750.81	726.77	740.55

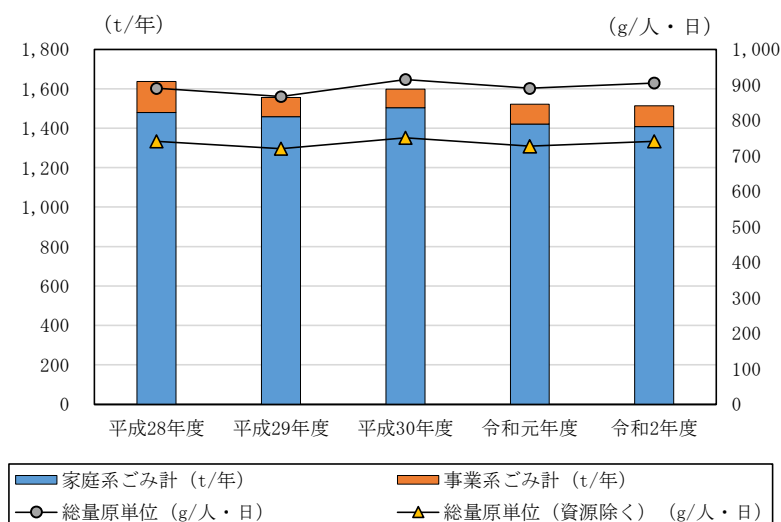


図 1-2 (2) ごみ発生量の推移 (設楽町)

(3) 東栄町

家庭系ごみの年間排出量は、平成 30 年度まで増減し、それ以降は、減少している。
事業系ごみの年間排出量は、増減を繰り返しながら、減少している。

家庭系ごみの一人一日平均排出量は、増減しながら、増加している。事業系ごみの日平均排出量は、減少している。資源を除いた総量原単位は、増減しながら、減少している。

表 1-2 (3) ごみ発生量の実績 (東栄町)

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口		人	3,373	3,249	3,191	3,104	2,998
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	841.81	778.71	764.04	754.79	699.41
	粗大ごみ	t/年	35.48	37.54	32.39	35.96	40.67
	不燃ごみ	t/年	13.33	13.93	15.62	13.46	15.84
	資源ごみ	t/年	74.36	75.69	82.43	74.43	67.90
	集団回収	t/年	35.84	101.68	102.88	108.76	113.10
	家庭系ごみ計	t/年	1,000.82	1,007.55	997.36	987.40	936.92
	一人一日平均排出量	g/人・日	812.92	849.62	856.31	869.14	856.21
	事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	52.76	43.26	45.47	34.23
粗大ごみ		t/年	9.57	5.90	5.51	12.62	7.79
不燃ごみ		t/年	1.63	0.87	0.45	3.75	1.98
資源ごみ		t/年	8.14	4.30	4.77	5.83	6.59
事業系ごみ計		t/年	72.10	54.33	56.20	56.43	44.77
日平均排出量		t/日	0.20	0.15	0.15	0.15	0.12
総 計 (資源除く)		t/年	1,072.92	1,061.88	1,053.56	1,043.83	981.69
	g/人・日	871.48	895.43	904.56	918.81	897.12	
	g/人・日	775.36	742.24	741.37	752.43	725.69	

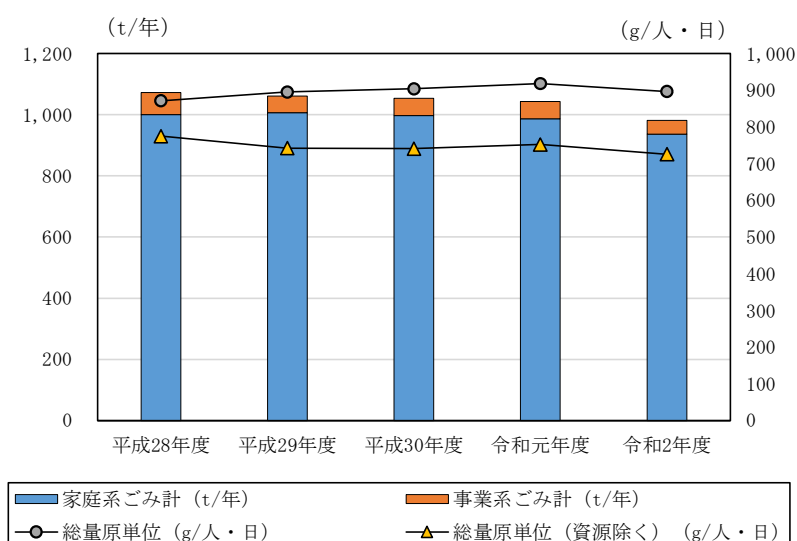


図 1-2 (3) ごみ発生量の推移 (東栄町)

(4) 豊根村

家庭系ごみの年間排出量は、平成 30 年度まで増減し、それ以降は、減少している。
事業系ごみの年間排出量は、増減を繰り返しながら、減少している。

家庭系ごみの一人一日平均排出量は、増減しながら、減少している。事業系ごみの日平均排出量も、増減しながら、減少している。資源を除いた総量原単位は、増減しながら、増加している。

表 1-2 (4) ごみ発生量の実績 (豊根村)

	単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口	人	1,172	1,134	1,106	1,079	1,047
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	249.50	246.81	241.69	235.67
	粗大ごみ	t/年	9.81	8.52	4.82	8.43
	不燃ごみ	t/年	4.02	3.87	5.61	5.27
	資源ごみ	t/年	29.60	26.37	28.78	24.97
	集団回収	t/年	32.40	27.08	47.35	15.16
	家庭系ごみ計	t/年	325.33	312.65	328.25	289.50
	一人一日平均排出量	g/人・日	760.51	755.36	813.12	733.07
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	51.79	46.62	48.24	47.90
	粗大ごみ	t/年	0.03	0.11	0.00	0.16
	不燃ごみ	t/年	0.33	0.76	0.52	1.23
	資源ごみ	t/年	18.85	10.52	9.89	14.49
	事業系ごみ計	t/年	71.00	58.01	58.65	63.78
	日平均排出量	t/日	0.19	0.16	0.16	0.17
総計 (資源除く)	t/年	396.33	370.66	386.90	353.28	332.11
	g/人・日	926.48	895.51	958.41	894.57	869.04
	g/人・日	737.48	740.96	745.32	756.27	741.77

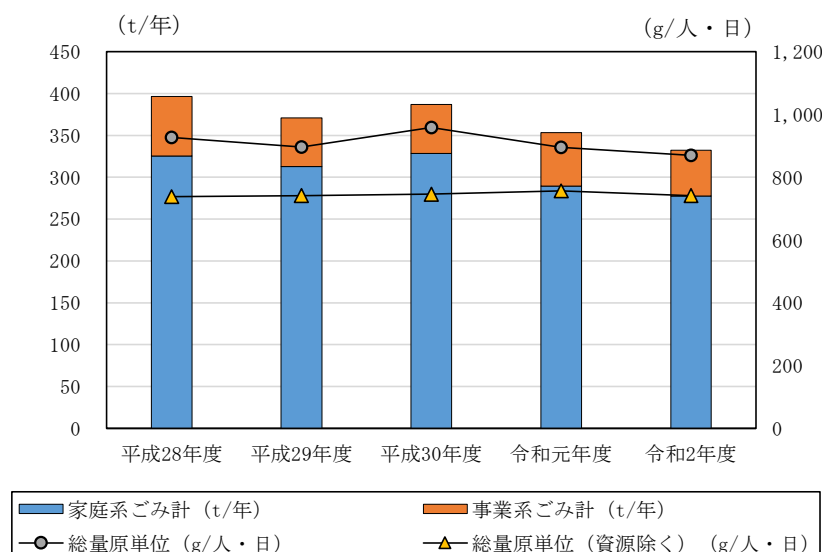


図 1-2 (4) ごみ発生量の推移 (豊根村)

(5) 根羽村

家庭系ごみの年間排出量は、増減を繰り返しながら、減少している。事業系ごみの年間排出量は、平成 29 年度に減少し、それ以降は、増加している。

家庭系ごみの一人一日平均排出量は、増減しながら、増加している。事業系ごみの日平均排出量は、増加している。資源を除いた総量原単位は、増減しながら、増加している。

表 1-2 (5) ごみ発生量の実績 (根羽村)

		単位	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
人口		人	962	943	902	895	876
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	166.86	176.71	170.30	168.72	164.23
	粗大ごみ	t/年	6.04	13.61	7.48	6.62	9.02
	不燃ごみ	t/年	2.85	4.67	4.16	3.07	3.02
	資源ごみ	t/年	22.28	24.33	21.03	22.62	18.40
	集団回収	t/年	46.41	45.48	40.02	51.09	41.04
	家庭系ごみ計	t/年	244.44	264.80	242.99	252.12	235.71
	一人一日平均排出量	g/人・日	696.16	769.33	738.06	769.66	737.19
	事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	0.85	0.00	2.53	6.72
粗大ごみ		t/年	0.10	0.00	0.00	0.00	0.05
不燃ごみ		t/年	0.00	0.00	0.32	0.00	0.32
資源ごみ		t/年	0.18	0.64	0.46	1.67	3.18
事業系ごみ計		t/年	1.13	0.64	3.31	8.39	10.15
日平均排出量		t/日	0.00	0.00	0.01	0.02	0.03
総 計 (資源除く)	t/年	245.57	265.44	246.30	260.51	245.86	
	g/人・日	699.38	771.19	748.11	795.27	768.93	
	g/人・日	503.23	566.51	561.28	565.16	573.09	

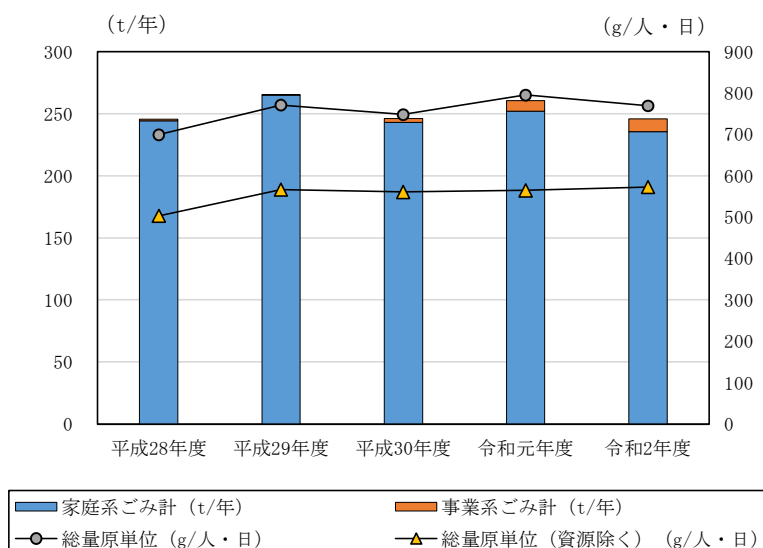


図 1-2 (5) ごみ発生量の推移 (根羽村)

2-2 ごみの性状

平成 28 年度～令和 2 年度の可燃ごみ質測定分析結果は、表 1-3 及び図 1-3～図 1-5 に示すとおりである。

紙・布類が最も多く約 50%を占めている。次いでビニール・合成樹脂類が多く約 25%～30%となっており、その次に厨芥類が約 10～20%となっている。

三成分について、水分と灰分は増減を繰り返しながら、減少している。可燃分は、増減を繰り返しながら、増加している。

単位容積重量は、増減を繰り返しているが、約 100～140kg/m³で推移している。

低位発熱量は、増減を繰り返しているが、約 2,000～3,300kcal/kg で推移している。

表 1-3 可燃ごみ質測定分析結果

		平成28年度					平成29年度				
		6月	8月	12月	2月	平均	6月	8月	12月	2月	平均
ごみ組成	紙・布類	73.0	41.7	48.3	25.1	47.0	66.5	50.5	22.3	52.6	48.0
	ビニール 合成樹脂類	19.9	28.9	29.4	19.0	24.3	21.0	21.8	51.0	37.0	32.7
	木竹藁類	0.8	3.5	6.4	0.5	2.8	1.2	1.5	3.8	0.1	1.7
	厨芥類	4.6	21.3	12.2	51.2	22.3	7.1	25.3	19.2	4.8	14.1
	不燃物類	0.3	0.3	1.6	1.5	0.9	3.2	0.0	0.7	4.3	2.1
	その他	1.4	4.3	2.1	2.7	2.6	1.0	0.8	3.0	1.2	1.5
単位容積重量 (kg/m ³)		160.0	188.0	75.0	138.0	140.3	89.0	175.0	81.0	62.0	101.8
三成分	水分	41.7	57.7	31.0	52.8	45.8	31.9	41.8	36.2	30.1	35.0
	灰分	4.7	4.9	7.9	3.9	5.4	7.1	3.6	7.7	8.5	6.7
	可燃分	53.6	37.4	61.1	43.3	48.9	61.0	54.6	56.1	61.4	58.3
低位発熱量 (kcal/kg)		2,300	1,700	3,200	1,800	2,250	3,100	2,500	4,000	3,500	3,275
		平成30年度					令和元年度				
		5月	8月	11月	2月	平均	6月	8月	11月	2月	平均
ごみ組成	紙・布類	55.6	32.9	57.7	46.2	48.1	45.7	53.9	37.7	34.3	42.9
	ビニール 合成樹脂類	37.1	43.6	16.6	34.5	33.0	17.9	24.6	30.8	30.7	26.0
	木竹藁類	1.4	10.7	2.3	2.7	4.3	4.9	3.6	12.5	9.9	7.7
	厨芥類	3.5	9.3	20.2	11.6	11.2	25.2	15.4	15.7	16.3	18.2
	不燃物類	0.4	0.9	0.7	3.0	1.3	3.6	0.2	0.5	1.6	1.5
	その他	2.0	2.5	2.5	2.0	2.3	2.7	2.3	2.8	7.2	3.8
単位容積重量 (kg/m ³)		89.0	64.0	145.0	107.0	101.3	140.0	230.0	130.0	82.0	145.5
三成分	水分	34.6	32.4	48.3	42.6	39.5	41.4	48.6	54.2	45.0	47.3
	灰分	5.5	6.3	5.9	7.2	6.2	9.0	6.1	6.2	9.2	7.6
	可燃分	59.9	61.3	45.8	50.2	54.3	49.6	45.3	39.7	45.8	45.1
低位発熱量 (kcal/kg)		3,200	3,800	1,900	2,700	2,900	2,300	1,900	1,600	2,400	2,050
		令和2年度									
		5月	8月	11月	2月	平均					
ごみ組成	紙・布類	54.9	53.1	15.9	61.8	46.4					
	ビニール 合成樹脂類	33.2	22.0	40.7	19.4	28.8					
	木竹藁類	0.5	14.7	0.9	8.1	6.1					
	厨芥類	9.2	9.1	42.1	9.6	17.5					
	不燃物類	2.1	0.7	0.1	0.8	0.9					
	その他	0.1	0.4	0.3	0.3	0.3					
単位容積重量 (kg/m ³)		100.0	100.0	120.0	98.0	104.5					
三成分	水分	28.7	33.7	52.0	25.1	34.9					
	灰分	8.4	3.9	2.7	6.0	5.3					
	可燃分	63.0	62.4	45.3	68.9	59.9					
低位発熱量 (kcal/kg)		3,400	2,900	2,400	3,100	2,950					

※乾ベースでの可燃ごみ質測定分析結果である。

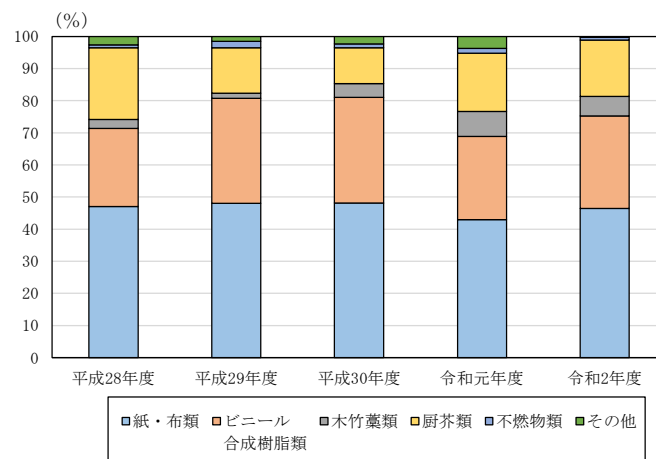


図 1-3 ごみ組成の推移

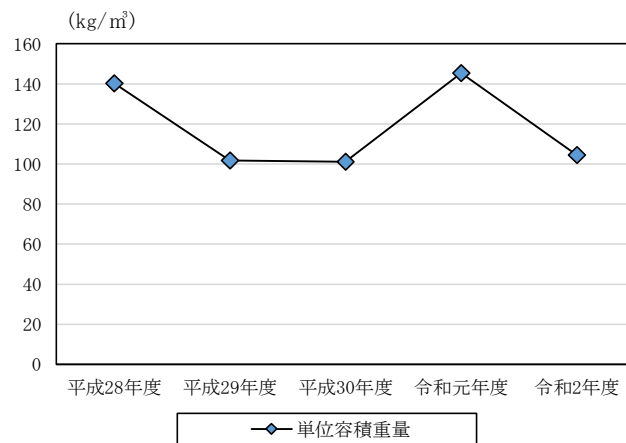


図 1-4 単位容積重量の推移

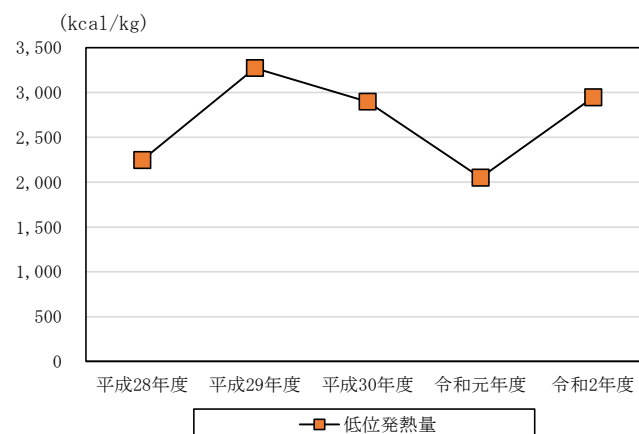


図 1-5 低位発熱量の推移

第 3 節 ごみの減量化・再生利用の実績

3-1 ごみの発生抑制

(1) 資源物の分別収集

本組合では、資源物として缶・金属類、びん類、ペットボトル、白色トレイの収集をしており、平成 21 年度以降は不燃ごみとして扱っていた廃乾電池も資源ごみとして収集している。

平成 28 年度～令和 2 年度の中田クリーンセンターにおける資源物の分別収集量は、表 1-4 及び図 1-6 に示すとおりである。

缶・金属類は、令和元年度まで減少し、令和 2 年度は増加している。びん類は、減少している。ペットボトルは、増減を繰り返しながら、減少している。白色トレイは、平成 29 年度まで増加し、それ以降は減少している。廃乾電池は、増減を繰り返しながら、減少している。

表 1-4 (1) 缶・金属類の分別収集量

(単位：t/年)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集 ごみ	設楽町	26.49	25.12	25.71	22.32	24.04
	東栄町	17.76	16.41	15.58	14.10	14.78
	豊根村	6.58	6.11	5.90	5.37	5.76
	根羽村	5.43	5.23	5.64	4.96	5.03
	総数	56.26	52.87	52.83	46.75	49.61

表 1-4 (2) びん類の分別収集量

(単位：t/年)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集 ごみ	設楽町	42.75	40.95	38.52	26.36	26.82
	東栄町	27.11	28.31	24.79	17.88	16.88
	豊根村	10.53	10.54	10.79	7.74	6.78
	根羽村	10.07	10.25	9.42	8.05	7.70
	総数	90.46	90.05	83.52	60.03	58.18

表 1-4 (3) ペットボトルの分別収集量

(単位：t/年)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集 ごみ	設楽町	8.53	8.46	9.13	9.05	8.70
	東栄町	6.92	6.24	6.89	5.47	6.20
	豊根村	2.46	2.53	2.70	2.33	2.46
	根羽村	1.45	1.46	1.62	1.73	1.52
	総数	19.36	18.69	20.34	18.58	18.88

表 1-4 (4) 白色トレーの分別収集量

(単位：t/年)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集 ごみ	設楽町	0.34	0.35	0.35	0.32	0.30
	東栄町	0.34	0.35	0.31	0.17	0.14
	豊根村	0.07	0.08	0.08	0.06	0.07
	根羽村	0.09	0.09	0.08	0.08	0.08
	総数	0.84	0.87	0.82	0.63	0.59

表 1-4 (5) 廃乾電池の分別収集量

(単位：t/年)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集 ごみ	設楽町	1.56	1.26	1.64	0.94	1.42
	東栄町	1.83	1.46	1.86	1.11	1.07
	豊根村	0.46	0.37	0.46	0.14	0.37
	根羽村	0.39	0.43	0.63	0.29	0.40
	総数	4.24	3.52	4.59	2.48	3.26

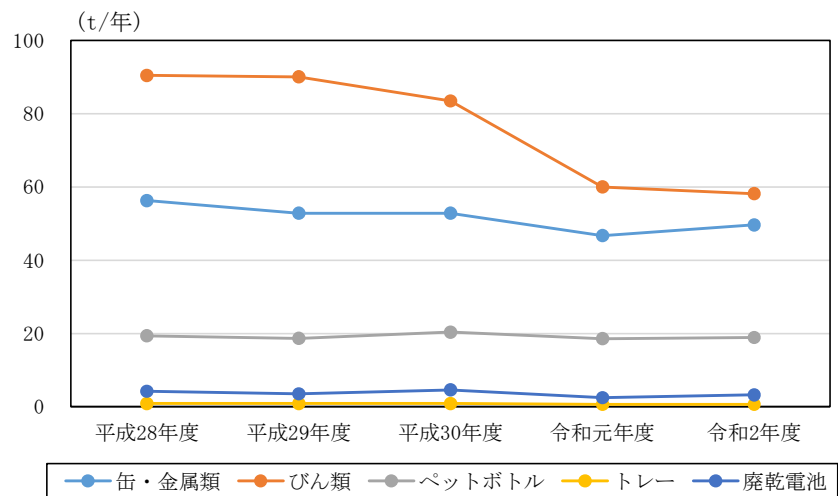


図 1-6 資源ごみの分別収集量の推移

(2) 持込ごみの資源化

中田クリーンセンターへの持込ごみの中で缶・金属類、びん類、ダンボール、新聞紙及び雑誌類の古紙類の資源化を行っている。ただし、びん類については過去5年間において持ち込まれていない。

平成28年度～令和2年度の中田クリーンセンターにおける資源物の持込量は、表1-5及び図1-7に示すとおりである。

家庭系の缶・金属類の持込量は、増減を繰り返しながら、増加している。事業系の缶・金属類の持込量は、平成29年度は減少し、それ以降は増加している。

家庭系のダンボールの持込量は、増減を繰り返しながら、増加している。事業系のダンボールの持込量は、増減を繰り返しながら、減少している。

家庭系の雑誌の持込量は、増減を繰り返しながら、増加している。事業系の雑誌の持込量は、平成29年度は減少し、それ以降は増加している。

家庭系の新聞紙の持込量は、増減を繰り返しながら、減少している。事業系の新聞紙の持込量は、増減を繰り返しながら、減少している。

表1-5 (1) 缶・金属類の持込量

(単位：t/年)

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
持込ごみ	家庭系	設楽町	15.57	16.79	27.23	17.92	24.39
		東栄町	8.32	12.11	17.70	15.56	12.26
		豊根村	3.74	2.81	4.78	2.26	4.06
		根羽村	2.11	2.36	1.87	2.80	2.00
		小計	29.74	34.07	51.58	38.54	42.71
	事業系	設楽町	3.90	3.20	3.15	4.96	7.39
		東栄町	2.05	0.13	0.76	0.69	1.51
		豊根村	3.28	1.92	2.65	2.00	1.90
		根羽村	0.18	0.36	0.20	0.99	0.34
		小計	9.41	5.61	6.76	8.64	11.14
	合計		39.15	39.68	58.34	47.18	53.85

表 1-5 (2) ダンボールの持込量

(単位：t/年)

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
持込ごみ	家庭系	設楽町	14.02	15.47	18.65	17.28	22.57
		東栄町	3.49	3.18	4.40	4.31	4.44
		豊根村	1.59	1.39	0.94	0.81	0.51
		根羽村	0.60	0.77	0.74	0.77	0.36
		小計	19.70	20.81	24.73	23.17	27.88
	事業系	設楽町	6.76	6.73	8.39	12.32	9.50
		東栄町	3.63	1.77	1.13	1.04	0.97
		豊根村	12.54	6.34	4.76	7.77	6.22
		根羽村	0.00	0.28	0.00	0.61	1.52
		小計	22.93	15.12	14.28	21.74	18.21
合計		42.63	35.93	39.01	44.91	46.09	

表 1-5 (3) 雑誌の持込量

(単位：t/年)

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
持込ごみ	家庭系	設楽町	17.51	15.12	15.25	22.75	24.30
		東栄町	4.71	4.33	5.44	8.34	7.23
		豊根村	2.36	1.47	1.18	2.26	1.93
		根羽村	1.17	2.37	0.69	2.30	0.34
		小計	25.75	23.29	22.56	35.65	33.80
	事業系	設楽町	15.25	14.75	17.24	21.83	21.44
		東栄町	2.17	2.40	2.82	3.45	3.91
		豊根村	2.35	2.06	2.48	3.84	2.85
		根羽村	0.00	0.00	0.26	0.00	1.03
		小計	19.77	19.21	22.80	29.12	29.23
合計		45.52	42.50	45.36	64.77	63.03	

表 1-5 (4) 新聞紙の持込量

(単位：t/年)

			平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
持込ごみ	家庭系	設楽町	21.36	14.37	18.71	18.08	14.90
		東栄町	0.20	0.00	0.00	0.22	0.20
		豊根村	0.84	0.66	0.43	0.00	0.58
		根羽村	0.24	0.16	0.06	0.27	0.06
		小計	22.64	15.19	19.20	18.57	15.74
	事業系	設楽町	0.57	0.75	0.69	0.28	0.25
		東栄町	0.20	0.00	0.00	0.22	0.20
		豊根村	0.36	0.00	0.00	0.13	0.00
		根羽村	0.00	0.00	0.00	0.07	0.10
		小計	1.13	0.75	0.69	0.70	0.55
合計		23.77	15.94	19.89	19.27	16.29	

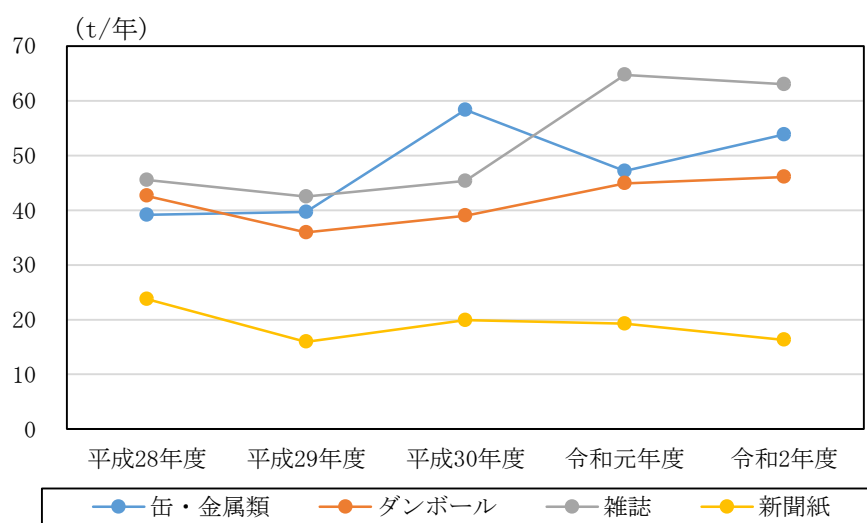


図 1-7 資源ごみの持込量

(3) 集団回収

本組合の2町2村では、学校区等の集団で資源ごみの回収活動を行っている。

集団回収に対する交付金の給付は、設楽町（平成17年10月1日）及び組合（平成22年4月）の2自治体で行われている。集団回収に対する交付金制度実施状況を、表1-6に示す。

集団回収量実績は、組合全体のをみると、新聞紙とびんは減少傾向を示している。ダンボール、雑誌類、牛乳パック、アルミ缶、布類、小型家電は増減しているが、平成28年度と比べると令和2年度は回収量が増加している。集団回収量を、表1-7及び図1-8に示す。

表1-6 集団回収に対する交付金制度実施状況

交付金制度 実施自治体	施行年月日	交付金対象の集団回収資源物	備考
設楽町	平成17年 10月1日	1. 新聞紙、雑誌、ダンボール、牛乳パック等の古紙類 2. 古着、ぼろ布等の衣類 3. アルミ缶、スチール缶、スプレー缶等の缶類 4. フライパン、鍋釜等の小物金属類 5. 一升びん、ビールびん等のびん類	登録条件は以下の4点 1. 設楽町に在住する10名以上の町内に活動の拠点をもち団体 2. 年1回以上の活動を実施 3. 非営利団体であること 4. その他町長が認める団体 なお、回収資源ごみは町指定の業者へ売却される。
北設広域 事務組合	平成22年 4月1日	1. ダンボール 2. 新聞 3. 雑誌類	団体の直接搬入に対し、クリーンセンター内で計量を行う。

出典：設楽町資源回収団体報償金交付要領

北設広域事務組合資源回収活動奨励金交付要領 平成22年3月29日訓令第2号

表 1-7 集団回収量の実績

(単位：t/年)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
組合全体	ダンボール	67.53	81.79	79.67	86.85	74.63
	新聞紙	77.83	92.80	82.92	82.03	68.35
	雑誌類	57.85	76.34	75.68	86.48	74.99
	牛乳パック	1.11	1.32	1.12	0.92	1.17
	アルミ缶	0.94	1.86	1.79	2.74	2.64
	布類	4.04	12.81	12.40	7.36	14.66
	びん	—	1.10	1.06	0.82	0.61
	小型家電	1.57	1.56	30.78	5.10	6.91
	計	210.87	269.58	285.42	272.30	243.96
設楽町	ダンボール	26.50	29.16	29.51	32.45	21.02
	新聞紙	40.56	38.17	33.55	33.62	29.48
	雑誌類	26.84	27.20	30.17	28.47	23.25
	牛乳パック	0.47	0.54	0.49	0.24	0.46
	アルミ缶	0.28	0.27	0.33	0.21	0.29
	布類	—	—	—	—	—
	びん	—	—	—	—	—
	小型家電	1.57	—	1.12	2.30	1.90
	計	96.22	95.34	95.17	97.29	76.40
東栄町	ダンボール	18.28	31.14	30.00	37.00	36.27
	新聞紙	10.25	28.86	29.14	28.92	23.71
	雑誌類	5.88	28.01	27.06	30.85	34.89
	牛乳パック	0.28	0.51	0.45	0.42	0.41
	アルミ缶	0.27	0.84	0.81	2.07	1.91
	布類	0.88	9.66	9.70	7.12	11.74
	びん	—	1.10	1.06	0.82	0.61
	小型家電	—	1.56	4.66	1.56	3.56
	計	35.84	101.68	102.88	108.76	113.10
豊根村	ダンボール	9.55	8.62	8.19	5.41	5.78
	新聞紙	10.63	9.79	6.91	4.45	3.50
	雑誌類	11.71	8.06	6.75	4.94	3.80
	牛乳パック	0.12	0.12	0.05	0.14	0.13
	アルミ缶	0.39	0.49	0.45	0.22	0.21
	布類	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	びん	—	—	—	—	—
	小型家電	0.00	0.00	25.00	0.00	0.00
	計	32.40	27.08	47.35	15.16	13.42
根羽村	ダンボール	13.20	12.87	11.97	11.99	11.56
	新聞紙	16.39	15.98	13.32	15.04	11.66
	雑誌類	13.42	13.07	11.70	22.22	13.05
	牛乳パック	0.24	0.15	0.13	0.12	0.17
	アルミ缶	0.00	0.26	0.20	0.24	0.23
	布類	3.16	3.15	2.70	0.24	2.92
	びん	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	小型家電	0.00	0.00	0.00	1.24	1.45
	計	46.41	45.48	40.02	51.09	41.04

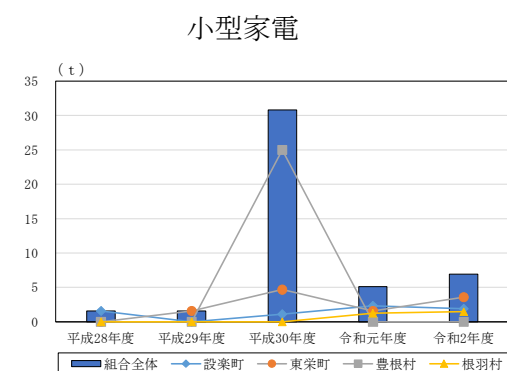
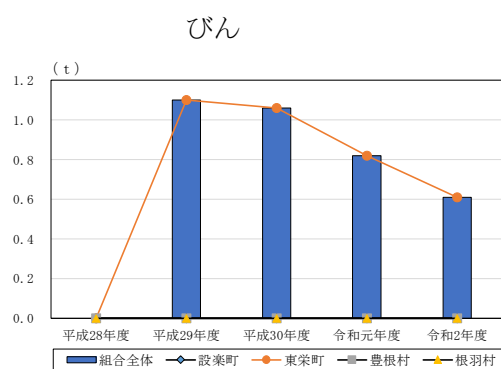
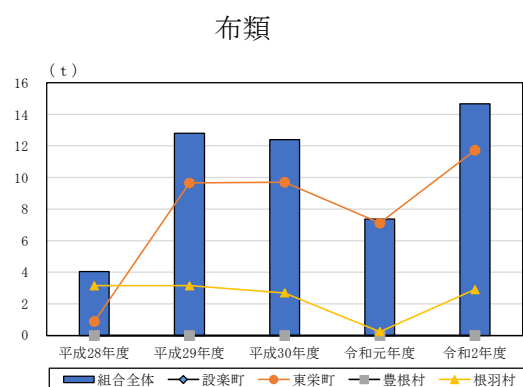
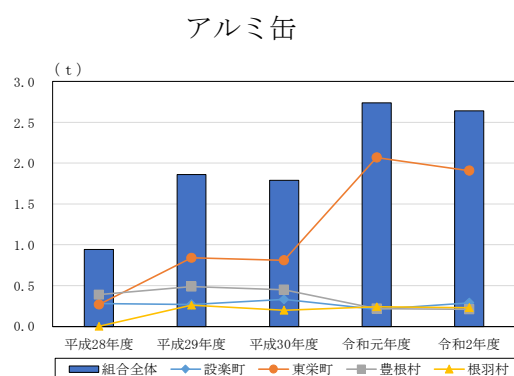
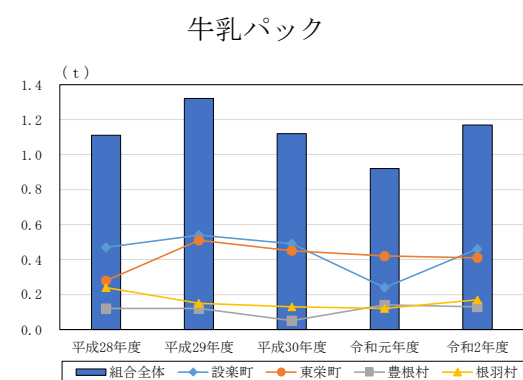
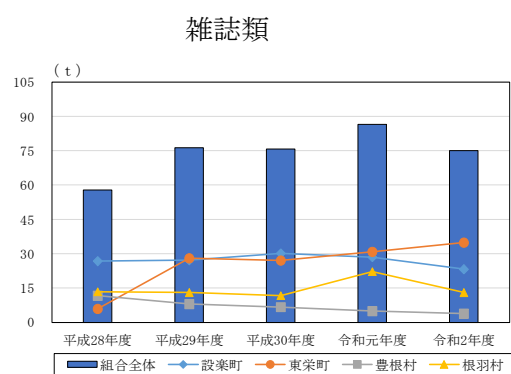
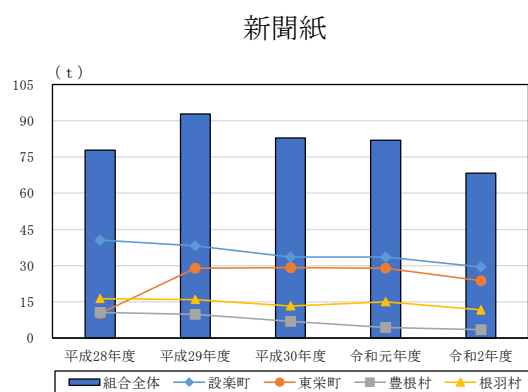
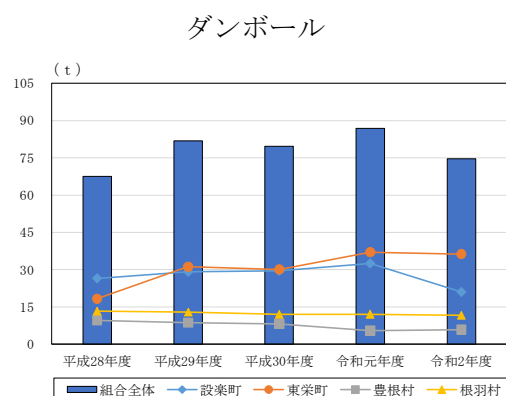


図 1-8 集団回収の実績の推移

(4) 生ごみ堆肥化容器の補助制度

生ごみ堆肥化容器の補助内容は、表 1-8 に示すとおりである。

構成町村いずれにおいても生ごみ堆肥化容器に対する補助金の要綱を定めており、設置する容器の価格の 3 分の 1（上限は各町村で異なる）を補助している。

表 1-8 生ごみ堆肥化容器の補助内容

実施主体	補助内容
設楽町	購入費の 3 分の 1 の補助（上限 2 万円）
東栄町	購入費の 3 分の 1 の補助（上限 2 万円）
豊根村	購入費の 3 分の 1 の補助（上限 2 万円）
根羽村	購入費の 3 分の 1 の補助（上限 5 万円）

3-2 中間処理後の資源化量

本組合の中間処理後の資源化量は、表 1-9 に示すとおりである。

表 1-9 中間処理後の資源化量

(単位：t/年)

		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
資源 化 物	ダンボール	69.37	53.61	55.90	54.19	56.42
	新聞紙	35.75	30.34	55.37	30.97	25.60
	雑誌類	62.99	58.79	31.52	76.28	69.16
	シュレッダー	10.02	9.08	6.77	9.41	6.36
	ペットボトル	18.70	12.46	12.07	21.33	21.33
	トレイ	0.67	0.84	0.67	0.42	0.61
	資源びん	80.08	77.36	71.18	66.61	65.88
	アルミ	13.15	12.76	12.44	14.11	11.66
	スチール・鉄くず	102.42	84.16	86.07	74.07	78.78
	その他	10.35	15.97	27.88	6.14	4.22
	合計	403.49	355.37	359.87	353.53	340.02

3-3 総資源化量

本組合の総資源化量と資源化率は、表 1-10 及び図 1-9 に示すとおりである。

総資源化量は、平成 30 年度まで増加し、それ以降は、減少している。資源化率も同様の傾向を示している。

表 1-10 総資源化量と資源化率

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総資源化量(t/年)	540.72	576.99	624.36	598.11	574.05
資源化率(%)	16.13	17.73	19.01	18.81	18.68

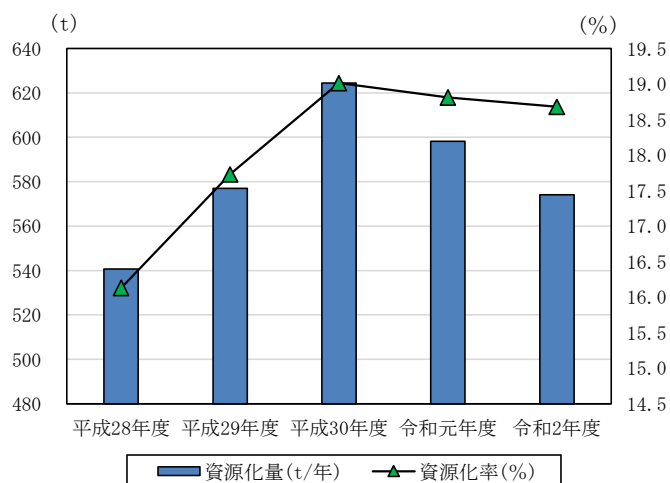


図 1-9 総資源化量の推移

第 4 節 ごみ処理経費

平成 28 年度～令和 2 年度のごみ処理経費は、表 1－11 に示すとおりである。

ごみ処理経費の合計は、増減しながら、増加している。

表 1－11 ごみ処理経費

(単位：千円)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
建設改良費	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	207,208	240,988	228,454	240,503	218,161
人件費	51,850	49,600	52,646	57,887	49,949
一般職	17,713	16,082	18,406	22,485	18,703
収集運搬	0	0	0	0	0
中間処理	34,137	33,518	34,240	35,402	31,246
最終処分	0	0	0	0	0
処理費	78,240	101,353	90,613	84,568	56,012
収集運搬	0	81	468	0	0
中間処理	78,240	101,272	90,145	84,568	56,012
最終処分	0	0	0	0	0
車両等購入費	0	4,588	10,297	1,737	7,835
委託費	77,118	85,447	74,898	96,311	104,365
収集運搬	39,826	39,826	39,826	52,320	52,800
中間処理	2,336	29,156	22,167	23,017	26,050
最終処分	15,271	15,115	12,905	14,044	18,915
その他	19,685	1,350	0	6,930	6,600
調査研究費	0	0	0	0	0
その他	8,505	4,765	5,382	6,061	5,750
計	215,713	245,753	233,836	246,564	223,911

資料：一般廃棄物処理実態調査

第 5 節 ごみ処理体制

5-1 収集運搬

(1) 収集対象

収集対象地域は各町村とも行政区域内全域であり、家庭系ごみを対象とし、組合が主体となり収集している。

(2) 収集運搬体制

収集運搬は組合から委託された事業者が行っている。また、収集方式はステーション方式で行っている。

(3) 収集頻度

分別ごみの曜日ごとの収集頻度は、表 1-12、表 1-13 に示すとおりである。

表 1-12 各町村の収集頻度（可燃ごみ、びん、缶）

町村名	曜日	地区名
設楽町	月	田口地区周辺 神田・平山地区 清崎地区の一部 津具地区
	水	清嶺地区周辺 川向・小松・長江・荒尾・和市・裏谷地区
	木	田口地区周辺 名倉地区周辺 松戸・宇連・沖の平・駒ヶ原地区 柿の沢宇連を除く津具地区
東栄町	火	振草・御殿・下川・本郷地区 三輪地区の一部
	金	園・下川地区 振草・本郷・三輪・御殿地区の一部
豊根村	水	豊根村全域
根羽村	月	高橋・市之瀬・取手・横旗・池之平・中野・小川・大畑・上町・ 下町・万場瀬・小栃・平・日向・榊地区
	木	大畑・上町・下町・黒地・莫野・向黒地・小戸名・田島・新井・ 桧原地区

表 1-13 各町村の収集頻度（ペットボトル、白色トレイ、廃乾電池）

町村名	曜日	地区名
設楽町	第1火曜日	沖の平、駒ヶ原、裏谷、名倉、津具地区を除く設楽町全域（沖の平、駒ヶ原、裏谷地区は別対応）
	第3火曜日	津具地区全域
	第4火曜日	名倉地区全域
東栄町	第2火曜日	東栄町全域
豊根村	第2水曜日	旧富山村地区
	第4火曜日	旧豊根村地区
根羽村	第3火曜日	根羽村全域

(4) 排出方法

本組合の排出方式は、表 1-14 に示すとおりである。

平成 19 年 4 月よりごみの分別に選択式指定袋を使用しており、「不燃リサイクル指定袋」について①缶・金属類、②びん類、③陶磁器類、④ガラス類の 4 種類を混合しなければ、いずれの指定袋として使用できることとなっている。

表 1-14 指定袋

ごみ区分	品目	指定袋
可燃ごみ	紙くず、ビニール・パック、発泡スチロール、調理くず、残飯、	可燃ごみ指定袋
	木くず、履物、プラスチック、かばん、衣類等	
ペットボトル・ 白色トレイ	ペットボトル（PETマークのあるものに限る）	ペットボトル・ 白色トレイ指定袋
	白色トレイ（色つきでないもの）	
空き缶・ 空きびんなど	○缶・金属類	不燃・リサイクル指定袋
	アルミ缶、スチール缶、金属の食器、傘の骨、	
	金属のハンガー、スプレー缶、なべ等	
	○透明・白色（すりガラス）のびん	不燃・リサイクル指定袋
	○茶色のびん	不燃・リサイクル指定袋
	○緑色のびん	不燃・リサイクル指定袋
	○その他の色のびん	不燃・リサイクル指定袋
	○陶磁器・再生できないガラス	不燃・リサイクル指定袋
	ガラス灰皿、ガラス温度計、ガラス体温計、化粧品のびん、	
	ガラスコップ、鏡・板ガラス、陶磁器	不燃・リサイクル指定袋
	○蛍光灯、電球	
	○ビール瓶・酒一升瓶	
廃乾電池	マンガン電池、リチウム電池、アルカリ電池、ボタン電池	使用済乾電池専用袋

5-2 収集運搬量

家庭系ごみの収集運搬量は、表 1-15 に示すとおりである。

組合全体の家庭ごみ収集運搬量は、可燃ごみは減少傾向を示しており、不燃ごみは増減しているが、平成 28 年度と比較すると、令和 2 年度の収集運搬量は減少している。資源ごみは、令和元年度まで減少傾向であるが、令和 2 年度は少し増加している。

表 1-15 (1) 収集運搬量（組合全体）

(単位：t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	2,082.03	2,012.83	1,962.40	1,919.73	1,886.30
不燃ごみ	20.73	23.21	23.87	17.87	19.22
資源ごみ	缶類	56.26	52.87	46.75	49.61
	びん類	90.46	90.05	60.03	58.18
	ペットボトル	19.36	18.69	20.34	18.88
	トレー	0.84	0.87	0.63	0.58
	廃乾電池	4.24	3.52	2.48	3.26
	小計	171.16	166.00	128.47	130.51

表 1-15 (2) 収集運搬量（設楽町）

(単位：t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	978.24	932.91	922.06	906.45	902.68
不燃ごみ	9.51	9.35	11.16	7.54	8.56
資源ごみ	缶類	26.49	25.12	22.32	24.04
	びん類	42.75	40.95	26.36	26.82
	ペットボトル	8.53	8.46	9.05	8.70
	トレー	0.34	0.35	0.32	0.30
	廃乾電池	1.56	1.26	0.94	1.42
	小計	79.67	76.14	58.99	61.28

表 1-15 (3) 収集運搬量（東栄町）

(単位：t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	728.39	693.73	667.12	652.32	620.43
不燃ごみ	5.94	7.49	6.62	5.75	7.00
資源ごみ	缶類	17.76	16.41	14.10	14.78
	びん類	27.11	28.31	17.88	16.88
	ペットボトル	6.92	6.24	5.47	6.20
	トレー	0.34	0.35	0.17	0.14
	廃乾電池	1.83	1.46	1.11	1.07
	小計	53.96	52.77	38.73	39.07

表 1－15 (4) 収集運搬量（豊根村）

(単位：t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	218.75	222.98	214.00	202.50	209.87
不燃ごみ	2.72	2.79	3.27	2.51	2.07
資源ごみ	缶類	6.58	6.11	5.90	5.37
	びん類	10.53	10.54	10.79	7.74
	ペットボトル	2.46	2.53	2.70	2.33
	トレー	0.07	0.08	0.08	0.06
	廃乾電池	0.46	0.37	0.46	0.14
	小計	20.10	19.63	19.93	15.64

表 1－15 (5) 収集運搬量（根羽村）

(単位：t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	156.65	163.21	159.22	158.46	153.32
不燃ごみ	2.56	3.58	2.82	2.07	1.59
資源ごみ	缶類	5.43	5.23	5.64	4.96
	びん類	10.07	10.25	9.42	8.05
	ペットボトル	1.45	1.46	1.62	1.73
	トレー	0.09	0.09	0.08	0.08
	廃乾電池	0.39	0.43	0.63	0.29
	小計	17.43	17.46	17.39	15.11

5－3 直接搬入量

直接搬入量は、表 1－16 に示すとおりである。

組合全体の直接搬入量は、可燃ごみは増減しているが、平成 28 年度と比較すると、令和 2 年度の直接搬入量は、減少している。不燃ごみは、令和元年度で少し減少しているが、全体的に見ると増加傾向を示している。可燃性粗大ごみは、令和元年度で少し増加しているが、全体的に見ると減少傾向を示している。資源ごみは、平成 29 年度で減少しているが、それ以降は増加傾向を示している。

表 1-16 (1) 直接搬入量 (組合全体)

(単位: t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	564.75	494.58	530.48	488.13	438.05
不燃ごみ	28.56	31.88	41.20	39.66	44.66
可燃性粗大ごみ	114.53	113.62	102.50	115.96	111.36
資源ごみ	缶類	39.15	39.68	58.34	47.18
	びん類	0.00	0.00	0.00	0.00
	ダンボール	42.63	35.93	39.01	44.91
	雑誌	45.52	42.50	45.36	64.77
	新聞紙	25.17	17.37	23.94	22.03
	布類	7.79	7.49	10.19	15.88
	ペットボトル	0.00	0.00	0.00	2.57
	小計	160.26	142.97	176.84	199.58

表 1-16 (2) 直接搬入量 (設楽町)

(単位: t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	304.97	282.39	298.55	253.38	248.91
不燃ごみ	17.62	21.64	27.23	23.21	29.59
可燃性粗大ごみ	53.50	47.94	52.30	52.17	49.04
資源ごみ	缶類	19.47	19.99	30.38	22.88
	びん類	0.00	0.00	0.00	0.00
	ダンボール	20.78	22.20	27.04	29.60
	雑誌	32.76	29.87	32.49	44.58
	新聞紙	21.93	15.12	19.40	18.36
	布類	3.40	3.80	6.92	6.31
	ペットボトル	0.00	0.00	0.00	1.08
	小計	98.34	90.98	116.23	122.81

表 1-16 (3) 直接搬入量 (東栄町)

(単位: t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	166.18	128.24	142.39	136.70	107.39
不燃ごみ	9.02	7.31	9.45	11.46	10.82
可燃性粗大ごみ	45.05	43.44	37.90	48.58	48.46
資源ごみ	缶類	10.37	12.24	18.46	16.25
	びん類	0.00	0.00	0.00	0.00
	ダンボール	7.12	4.95	5.53	5.35
	雑誌	6.88	6.73	8.26	11.79
	新聞紙	1.80	1.43	4.05	3.20
	布類	2.37	1.87	1.47	4.24
	ペットボトル	0.00	0.00	0.00	0.70
	小計	28.54	27.22	37.77	41.53

表 1-16 (4) 直接搬入量 (豊根村)

(単位: t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	82.54	70.45	75.93	81.07	64.24
不燃ごみ	1.63	1.84	2.86	3.99	2.50
可燃性粗大ごみ	9.84	8.63	4.82	8.59	4.79
資源ごみ	缶類	7.02	4.73	7.43	4.26
	びん類	0.00	0.00	0.00	0.00
	ダンボール	14.13	7.73	5.70	6.73
	雑誌	4.71	3.53	3.66	6.10
	新聞紙	1.20	0.66	0.43	0.13
	布類	1.29	0.61	1.52	4.12
	ペットボトル	0.00	0.00	0.00	0.63
	小計	28.35	17.26	18.74	23.82

表 1-16 (5) 直接搬入量 (根羽村)

(単位: t/年)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
可燃ごみ	11.06	13.50	13.61	16.98	17.51
不燃ごみ	0.29	1.09	1.66	1.00	1.75
可燃性粗大ごみ	6.14	13.61	7.48	6.62	9.07
資源ごみ	缶類	2.29	2.72	2.07	3.79
	びん類	0.00	0.00	0.00	0.00
	ダンボール	0.60	1.05	0.74	1.38
	雑誌	1.17	2.37	0.95	2.30
	新聞紙	0.24	0.16	0.06	0.34
	布類	0.73	1.21	0.28	1.21
	ペットボトル	0.00	0.00	0.00	0.16
	小計	5.03	7.51	4.10	9.18

第 6 節 中間処理及び最終処分の現況

6-1 中間処理の状況

(1) 施設の概要

中間処理施設の概要は、表 1-17 に示すとおりである。

中田クリーンセンターの焼却施設は、令和 3 年 4 月に中継施設へと改造している。

表 1-17 中間処理施設の概要

	概 要		
施設名称	中田クリーンセンター		
管理者	北設広域事務組合		
所在地	北設楽郡東栄町大字振草字小林中田 16 番地		
敷地面積	13,590m ²		
	焼却施設	資源化施設	ストックヤード
処理能力	20 t / 8h (10 t / 8h × 2 基)	金属類 : 4 t / 日 ガラス類 : 4 t / 日	建屋 40m ²
処理形式	機械化バッチ燃焼式焼却炉	選別、圧縮・梱包	—
使用開始	平成 4 年 3 月	金属類 : 令和 4 年 ガラス類 : 令和 15 年	平成 10 年
処理対象廃棄物	可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、 ごみ処理残渣	金属類 ガラス類	—
	中継施設		
処理能力	処理量全体 : 6.2t / 日 可燃ごみ : 5.9t / 日 可燃性粗大ごみ : 0.3t / 日		
処理形式	ごみ中継施設		
使用開始	令和 3 年 3 月		
処理体制	民間委託		

資料：一般廃棄物処理実態調査（令和元年度）など

(2) 処理状況

焼却施設の稼働状況は、表 1-18 及び図 1-10 に示すとおりである。

焼却施設は、令和 3 年 4 月に中継施設に改造し、焼却処理は停止している。

表 1-18 焼却処理量及び稼働状況

	搬入量 (t)	焼却量 (t)	処理日数 (日)	1号炉			2号炉			残渣量 (t)
				処理量 (t)	処理時間 (h)	時間当たり 処理量 (t/h)	処理量 (t)	処理時間 (h)	時間当たり 処理量 (t/h)	
平成28年度	2,727.2	2,360.6	267	1,060.3	1,597	0.66	1,300.4	1,756	0.74	436.70
平成29年度	2,621.1	2,271.3	268	1,083.1	1,660	0.65	1,188.2	1,738	0.68	426.80
平成30年度	2,595.2	2,255.1	268	1,115.2	1,809	0.62	1,139.9	1,822	0.63	377.97
令和元年度	2,523.9	2,337.5	269	1,027.3	1,822	0.56	1,331.3	1,932	0.69	349.80
令和2年度	2,435.6	2,335.5	270	1,004.5	1,813	0.55	1,331.0	1,951	0.68	340.73
4月	225.8	229.7	23	99.8	186	0.54	129.9	186	0.70	39.05
5月	202.3	184.3	21	81.7	157	0.52	102.6	159	0.65	21.47
6月	212.8	214.3	24	96.7	181	0.53	117.6	185	0.64	40.23
7月	209.7	179.7	24	82.7	139	0.59	97.0	136	0.71	19.36
8月	219.6	245.3	22	107.5	188	0.57	137.8	198	0.70	32.29
9月	192.0	224.4	24	101.8	178	0.57	122.6	172	0.71	33.96
10月	195.4	246.4	23	105.7	197	0.54	140.7	218	0.65	21.02
11月	201.9	173.6	22	74.1	136	0.54	99.6	144	0.69	26.91
12月	194.6	181.0	21	77.7	134	0.58	103.3	151	0.68	33.58
1月	188.9	146.8	21	52.7	91	0.58	94.1	134	0.70	18.49
2月	167.4	160.1	21	67.0	117	0.57	93.1	129	0.72	14.80
3月	225.3	150.0	24	57.1	109	0.52	92.8	139	0.67	39.57

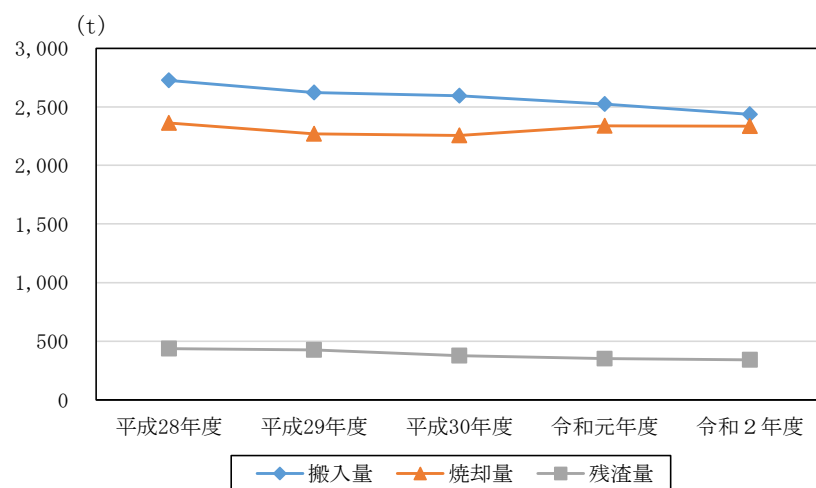


図 1-10 焼却施設の稼働状況推移

資源ごみの処理状況は、表 1-19、表 1-20 に示すとおりである。

表 1-19 リサイクル品排出量

(単位：t/年)

	資源物						資源びん
	ダンボール	新聞紙	雑誌類	シュレッダー	ペットボトル	トレー	
平成28年度	69.37	35.75	62.99	10.02	18.70	0.67	80.08
平成29年度	53.61	30.34	58.79	9.08	12.46	0.84	77.36
平成30年度	55.90	55.37	31.52	6.77	12.07	0.67	71.18
令和元年度	54.19	30.97	76.28	9.41	21.33	0.42	66.61
令和2年度	56.42	25.60	69.16	6.36	21.33	0.61	65.88
4月	5.19	2.58	10.04	1.25	0.00	0.00	6.61
5月	5.19	0.96	7.70	0.47	0.00	0.00	6.53
6月	2.92	2.99	6.00	0.87	0.00	0.00	6.68
7月	2.93	0.84	4.24	0.28	7.18	0.00	6.47
8月	6.49	2.92	7.08	0.58	0.00	0.00	3.31
9月	5.89	1.63	2.55	0.31	0.00	0.00	6.58
10月	3.03	1.65	3.07	0.27	7.11	0.00	6.67
11月	4.99	3.39	5.95	0.53	0.00	0.36	3.32
12月	6.31	4.12	10.33	0.67	0.00	0.00	6.57
1月	5.32	1.76	4.21	0.54	0.00	0.00	6.51
2月	2.77	0.93	4.83	0.25	0.00	0.00	3.40
3月	5.39	1.83	3.16	0.34	7.04	0.25	3.23

表 1-20 金属資源排出量

(単位：t/年)

	缶・金属資源物			
	アルミ	スチール ・鉄くず	その他	計
平成28年度	13.15	102.42	10.35	125.92
平成29年度	12.76	84.16	15.97	112.89
平成30年度	12.44	86.07	27.88	126.39
令和元年度	14.11	74.07	6.14	94.32
令和2年度	11.66	78.78	4.22	94.66
4月	0.00	4.34	0.00	4.34
5月	0.00	7.08	0.00	7.08
6月	0.00	7.10	0.00	7.10
7月	0.00	4.99	0.00	4.99
8月	0.00	10.03	0.00	10.03
9月	0.00	0.00	0.00	0.00
10月	0.00	4.58	0.00	4.58
11月	0.00	10.25	0.00	10.25
12月	11.66	15.85	4.22	31.73
1月	0.00	0.00	0.00	0.00
2月	0.00	5.15	0.00	5.15
3月	0.00	9.41	0.00	9.41

6-2 最終処分の状況

(1) 施設の概要

最終処分場の概要は、表 1-21 に示すとおりである。

現在、最終処分場では、焼却灰のみ処分しており、破碎くず等は、外部委託を行っている。

表 1-21 最終処分場の概要

名称	北設広域事務組合 滝ノ入最終処分場
所在地	北設楽郡設楽町大字八橋字タキノ入1-1
面積	1,629m ²
容量	3,600m ³
開始年	平成4年
対象物	不燃ごみ、焼却灰

(2) 処理状況

最終処分量は、表 1-22 に示すとおりである。

焼却灰は、増減しながら、減少している。破碎くず等は、増減しながら、増加している。

令和3年4月以降は、焼却施設の中継施設の改造に合わせて、焼却灰の最終処分はなくなる。また、破碎くずのみ外部委託を継続する。

表 1-22 最終処分量

		(単位：t/年)				
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
総計	設楽町	201.13	203.99	223.39	198.75	206.15
	東栄町	137.96	133.80	140.07	133.21	126.82
	豊根村	45.35	46.63	49.13	47.50	43.57
	根羽村	24.85	29.67	27.48	28.07	28.34
	焼却灰	360.00	359.00	375.00	350.00	341.00
	設楽町	174.00	173.00	185.00	168.00	168.00
	東栄町	123.00	119.00	124.00	116.00	109.00
	豊根村	41.00	42.00	43.00	41.00	39.00
	根羽村	22.00	25.00	23.00	25.00	25.00
	破碎くず等	49.29	55.09	65.07	57.53	63.88
	設楽町	27.13	30.99	38.39	30.75	38.15
	東栄町	14.96	14.80	16.07	17.21	17.82
	豊根村	4.35	4.63	6.13	6.50	4.57
	根羽村	2.85	4.67	4.48	3.07	3.34

第 2 章 ごみ処理の評価

第 1 節 分別区分の評価

処理システムの方針によると、「標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用・適正処分の考え方」について、3段階に類型区分が示されており、類型Ⅰの区分となる自治体は類型Ⅱ、類型Ⅲを目指し、分別の拡大を図ることを促している。

組合としては、類型Ⅰに近い区分となっており、状況に応じて類型Ⅱへの分別拡大を目指すことが求められる。

表 2-1 一般廃棄物の標準的な分別収集区分と組合の分別区分

分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	組合	備考
①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○	
	①-2 ガラスびん	○	○	○	○	
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○	
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○		
	①-5 紙製容器包装		○	○		
②古紙類・布類等（集団回収含む）		○	○	○	○	
③生ごみ、廃食用油等				○		
④小型家電			○	○	○	
⑤燃やすごみ（廃プラスチック類含む）		○	○	○	○	
⑥燃やさないごみ		○	○	○	○	
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○	
⑧粗大ごみ		○	○	○	△	可燃性粗大ごみのみ

第 2 節 ごみ処理の評価

2-1 比較項目

廃棄物処理の状況の評価するために、処理システム指針の中の「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、ごみ処理状況について類似団体等と比較を行う。

比較項目については、①一人一日当たりごみ総排出量、②一人一日当たり家庭系ごみ排出量、③焼却率・直接焼却率、④最終処分率、⑤リサイクル率、⑥一人当たりごみ処理費用の 6 項目とする。

比較に用いるデータは、一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度）とする。

2-2 項目別比較評価

ごみ処理状況について、「一般廃棄物処理実態調査 令和元年度調査結果（環境省）」の実績から、以下の項目を比較する。

○組合全体と、愛知県平均、全国平均

○構成町村と、類似市町村平均

（1）組合と全国平均値との比較評価

① 一人一日当たりごみ総排出量

本組合の一人一日当たりごみ総排出量は、815g/人・日となっており、愛知県平均値と比較すると 103g 下回っており、全国平均値と比較すると 106g 下回っている。

【算出方法】

一人一日当たりごみ総排出量（g/人・日）

＝ごみ総排出量（t）÷総人口（人）÷365（日）

表 2-2 一人一日当たりごみ総排出量の比較（令和元年度）

	ごみ総排出量	総人口	原単位
	（t）	（人）	（g/人・日）
設楽町	1,425	4,672	836
東栄町	934	3,161	810
豊根村	338	1,079	858
根羽村	217	880	676
組 合	2,914	9,792	815
愛知県	2,536,734	7,573,172	918
全 国	42,736,787	127,156,017	921

② 一人一日当たり家庭系ごみ排出量

本組合の一人一日当たり家庭系ごみ総排出量は、752g/人・日となっており、愛知県平均値と比較すると 95g 上回っており、全国平均値と比較すると、112g 上回っている。

【算出方法】

一人一日当たり家庭系ごみ排出量 (g/人・日)

= 家庭系ごみ排出量合計 (t) ÷ 総人口 (人) ÷ 365 (日)

表 2-3 一人一日当たり家庭系ごみ排出量の比較 (令和元年度)

	家庭系ごみ			総人口	原単位
	集団回収量	家庭系ごみ搬入量	合 計		
	(t)	(t)	(t)		(g/人・日)
設楽町	0	1,325	1,325	4,672	777
東栄町	0	879	879	3,161	762
豊根村	0	275	275	1,079	698
根羽村	0	208	208	880	648
組 合	0	2,687	2,687	9,792	752
愛知県	129,729	1,686,021	1,815,750	7,573,172	657
全 国	1,908,851	27,805,638	29,714,489	127,156,017	640

③ 焼却率・直接焼却率

本組合の焼却率は 85.9%となっており、愛知県平均値と比較すると 0.7%大きくなっており、全国平均値と比較すると 0.9%大きくなっている。また、直接焼却率は 78.4%であり、愛知県平均値と比較すると 1.8%小さくなっており、全国平均値と比較すると 2.1%小さくなっている。

【算出方法】

焼却率 (%) = 可燃ごみ処理量合計 (t) ÷ ごみ総処理量 (t) × 100

直接焼却率 (%) = 直接焼却量 (t) ÷ ごみ総処理量 (t) × 100

表 2-4 焼却率の比較（令和元年度）

	可燃ごみ処理量			ごみ総排出量 (t)	焼却率 (%)	直接焼却率 (%)
	直接焼却量	粗大ごみ 処理量	合 計			
	(t)	(t)	(t)			
設楽町	1,159	168	1,327	1,568	84.6	73.9
東栄町	789	48	837	949	88.2	83.1
豊根村	284	8	292	338	86.4	84.0
根羽村	176	7	183	217	84.3	81.1
組 合	2,408	231	2,639	3,072	85.9	78.4
愛知県	1,928,888	120,995	2,049,883	2,405,306	85.2	80.2
全 国	32,947,325	1,848,486	34,795,811	40,949,105	85.0	80.5

④ 最終処分率

本組合の最終処分率は 13.3%となっており、愛知県平均値と比較すると 5.2%大きくとなっており、全国平均値と比較すると 4.0%大きくとなっている。

【算出方法】

$$\text{最終処分量 (\%)} = \text{最終処分量合計 (t)} \div \text{ごみ総処理量 (t)} \times 100$$

表 2-5 最終処分率の比較（令和元年度）

	最終処分量				ごみ総排出量 (t)	最終処分率 (%)
	直接最終 処分量	焼却残渣量	処理残渣量	合 計		
	(t)	(t)	(t)	(t)		
設楽町	0	168	31	199	1,568	12.7
東栄町	0	116	17	133	949	14.0
豊根村	0	41	7	48	338	14.2
根羽村	0	25	3	28	217	12.9
組 合	0	350	58	408	3,072	13.3
愛知県	13,814	168,951	11,172	193,937	2,405,306	8.1
全 国	397,579	2,948,006	452,543	3,798,128	40,949,105	9.3

⑤ リサイクル率

本組合のリサイクル率は 11.7%となっており、愛知県平均値と比較すると 10.8%小さくなっており、全国平均値と比較すると 8.8%小さくなっており、資源化される量は少ない。

【算出方法】

$$\text{リサイクル率 (\%)} = \text{資源化量 (t)} \div \text{ごみ総処理量 (t)} \times 100$$

表 2-6 リサイクル率の比較（令和元年度）

	資源化量				ごみ総排出量 (t)	リサイクル率 (%)
	集団回収量	資源化施設 搬入量	直接資源化量	合 計		
	(t)	(t)	(t)	(t)		
設楽町	0	81	102	183	1,568	11.7
東栄町	0	56	24	80	949	8.4
豊根村	0	19	20	39	338	11.5
根羽村	0	49	7	56	217	25.8
組 合	0	205	153	358	3,072	11.7
愛知県	129,729	311,273	99,287	540,289	2,405,306	22.5
全 国	1,908,851	4,605,186	1,883,645	8,397,681	40,949,105	20.5

⑥ 一人当たりごみ処理費用

本組合の一人当たりごみ処理費用は、25,180 円となっており、愛知県平均値と比較すると 8,923 円高くなっており、全国平均値と比較すると 10,546 円高くなっている。

【算出方法】

一人当たりごみ処理費用

＝廃棄物（ごみ）処理に要する費用（円）÷計画収集人口（人）

表 2-7 一人当たりごみ処理費用の比較（令和元年度）

	廃棄物 （ごみ）処理 に要する費用	計画収集人口	一人当たり 年間処理費用
	(千円)	(人)	(円/人)
組 合	246,564	9,792	25,180
愛知県	123,115,978	7,573,172	16,257
全 国	1,860,769,131	127,149,514	14,634

（２）各自治体における類似市町村との比較調査

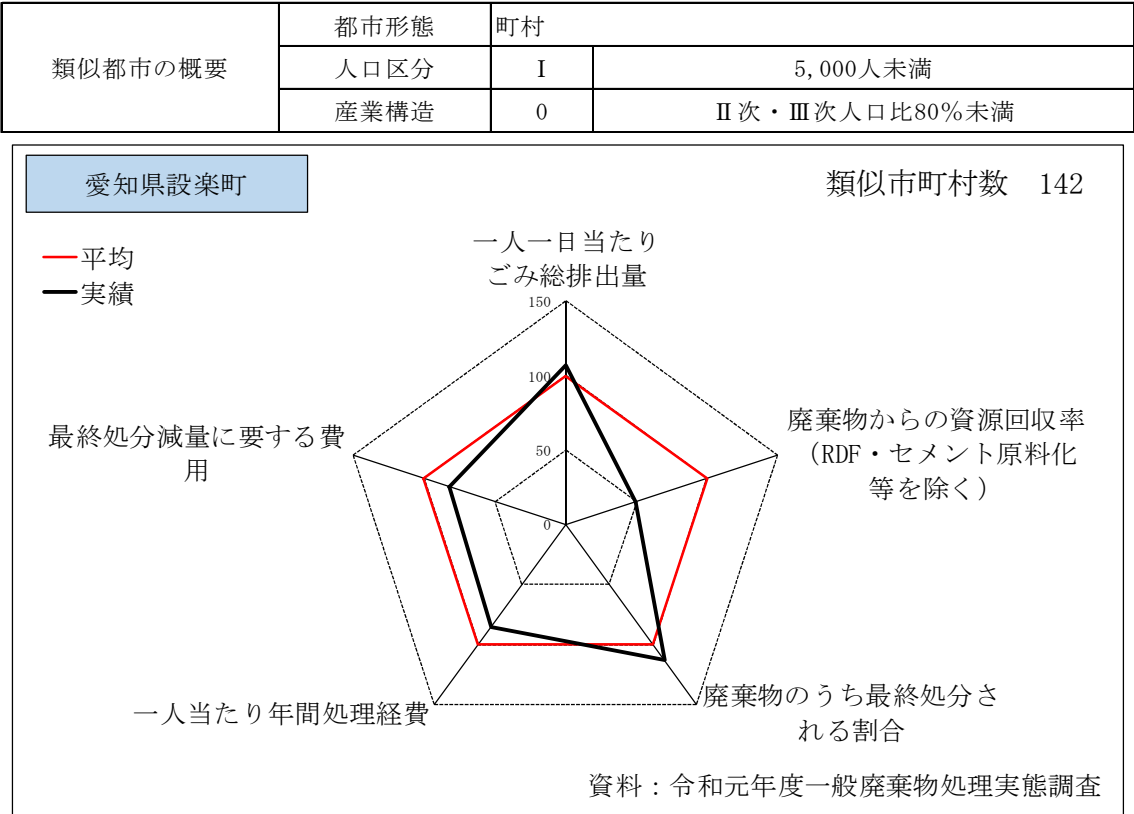
環境省において、平成 19 年 6 月に「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針（以下「システム指針」という。）」が策定されている。

これに基づき組合の各構成市町村（設楽町、東栄町、豊根村、根羽村）と都市形態区分・人口・産業構造が類似する自治体を抽出し、令和元年度における一般廃棄物処理の状況について比較評価を行った。

なお、評価を行うに当たり「市町村一般廃棄物処理システム評価支援ツール 令和元年度実績版（環境省）」を使用した。

① 設楽町

設楽町の類似市町村は全国で 142 の自治体があり、その平均値と比較すると、一人一日当たりごみ総排出量と、廃棄物のうち最終処分される割合は、類似市町村平均より少し高い水準になっているが、最終処分減量に要する費用、一人当たり年間処理経費と廃棄物からの資源回収率は、類似市町村平均より低い水準となっている。

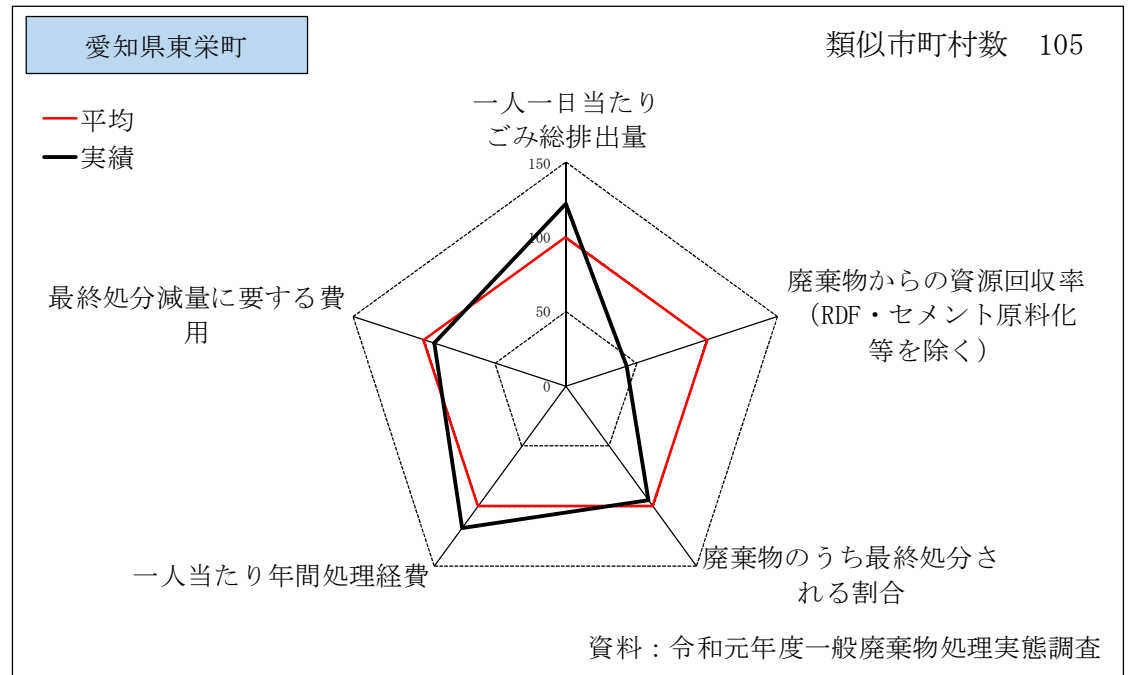


標準的な指標	一人一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等を除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.899	0.238	0.161	21,753	75,833
最大	6.367	1.000	0.647	68,031	267,765
最小	0.295	0.000	0.000	4,407	11,561
標準偏差	0.576	0.168	0.154	10,964	40,717
該当市町村実績	0.833	0.117	0.140	25,042	89,234
指数値	107.3	49.2	113.0	84.9	82.3

② 東栄町

東栄町の類似市町村は全国で 105 の自治体があり、その平均値と比較すると、一人一日当たりごみ総排出量、一人当たり年間処理経費は、類似市町村平均より高い水準になっているが、最終処分減量に要する費用、廃棄物のうち最終処分される割合と、廃棄物からの資源回収率は、類似市町村平均より低い水準となっている。

類似都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	I	5,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口55%以上

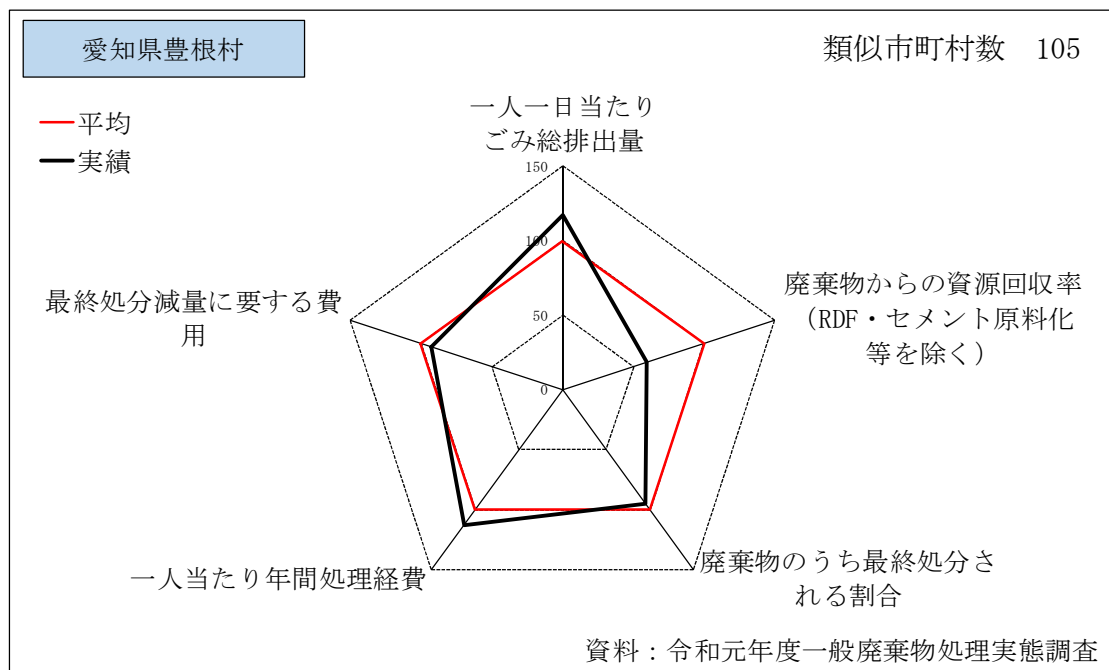


標準的な指標	一人一日当たりごみ総排出量	廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等を除く)	廃棄物のうち最終処分される割合	一人当たり年間処理経費	最終処分減量に要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	1.037	0.193	0.135	29,440	83,787
最大	3.607	1.000	0.693	203,992	570,918
最小	0.293	0.000	0.000	7	0
標準偏差	0.436	0.144	0.109	26,517	68,532
該当市町村実績	0.807	0.084	0.142	24,295	89,650
指数値	122.2	43.5	94.8	117.5	93.0

③ 豊根村

豊根村の類似市町村は全国で 105 の自治体があり、その平均値と比較すると、一人一日当たりごみ総排出量、一人当たり年間処理経費は、類似市町村平均より高い水準になっているが、最終処分減量に要する費用、廃棄物のうち最終処分される割合と廃棄物からの資源回収率は、類似市町村平均より低い水準となっている。

類似都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	I	5,000人未満
	産業構造	2	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%以上、Ⅲ次人口55%以上

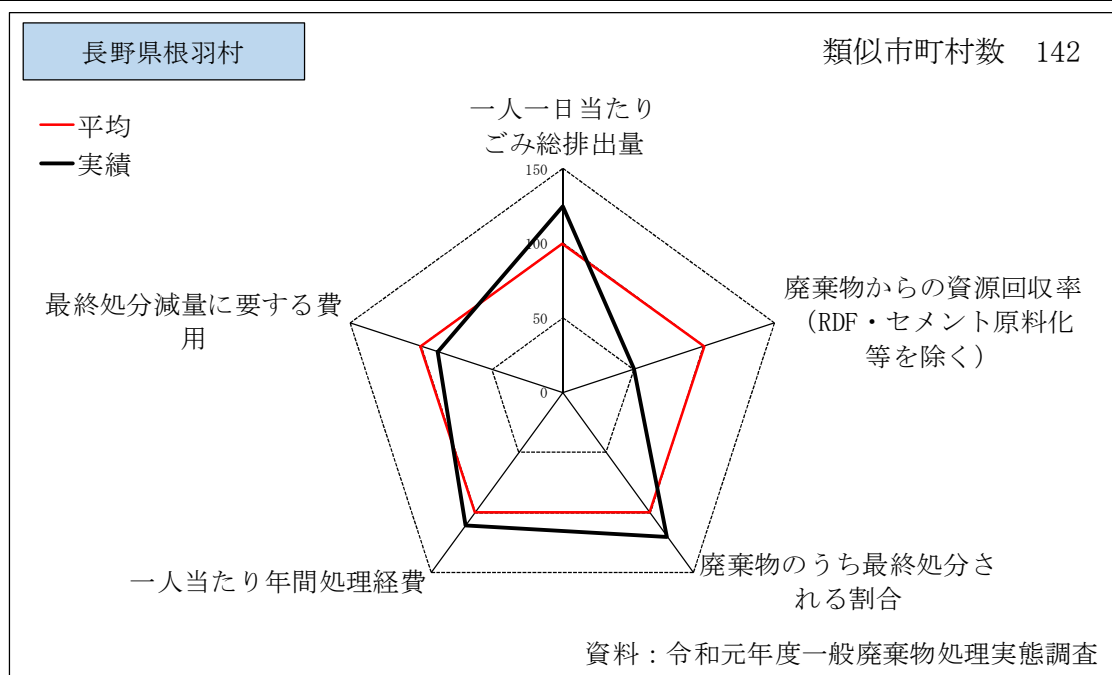


標準的な指標	一人一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率 (RDF・ セメント原料化 等を除く)	廃棄物のうち最 終処分される割 合	一人当たり年間 処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	1.037	0.193	0.135	29,440	83,787
最大	3.607	1.000	0.693	203,992	570,918
最小	0.293	0.000	0.000	7	0
標準偏差	0.436	0.144	0.109	26,517	68,532
該当市町村実績	0.856	0.115	0.142	25,738	89,543
指数値	117.5	59.6	94.8	112.6	93.1

④ 根羽村

根羽村の類似市町村は全国で 142 の自治体があり、その平均値と比較すると、一人一日ごみ総排出量、一人当たり年間処理経費及び廃棄物のうち最終処分される割合は、類似市町村平均より高い水準になっているが、最終処分減量に要する費用と廃棄物からの資源回収率は、類似市町村平均より低い水準となっている。

類似都市の概要	都市形態	町村	
	人口区分	I	5,000人未満
	産業構造	0	Ⅱ次・Ⅲ次人口比80%未満



標準的な指標	一人一日当たり ごみ総排出量	廃棄物からの資源 回収率 (RDF・ セメント原料化 等を除く)	廃棄物のうち最 終処分される割 合	一人当たり年間 処理経費	最終処分減量に 要する費用
	(kg/人・日)	(t/t)	(t/t)	(円/人・年)	(円/t)
平均	0.899	0.238	0.161	21,753	75,833
最大	6.367	1.000	0.647	68,031	267,765
最小	0.295	0.000	0.000	4,407	11,561
標準偏差	0.576	0.168	0.154	10,964	40,717
該当市町村実績	0.674	0.120	0.129	19,544	85,088
指数値	125.0	50.4	119.9	110.2	87.8

第 3 章 前回計画等の検討

第 1 節 前回計画等の減量目標

組合において、平成 29 年 3 月に策定された「一般廃棄物処理基本計画（以下「前計画」という。）」では以下のように減量目標を定めている。

また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 5 条の 2 第 1 項の規定に基づき定められている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」（平成 28 年 1 月 21 日環境省告示第 7 号）において、令和 2 年度のごみ排出量、再生利用率、最終処分量の目標値が定められている。

■前計画の減量目標

①一人一日当たりごみ排出量 844g/人・日（平成 27 年度）	➡	793g/人・日（令和 2 年度） 742g/人・日（令和 13 年度）
②リサイクル率 15.6%（平成 27 年度）	➡	19.8%（令和 2 年度） 27.5%（令和 13 年度）
③最終処分量 387 t/年（平成 27 年度）	➡	327 t/年（令和 2 年度） 240 t/年（令和 13 年度）

■国の基本方針における目標（令和 2 年度目標値）

- ①排出量
排出量は平成 24 年度に対し、令和 2 年度において約 12%削減
一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）は 500g
- ②再生利用率
再生利用率は平成 24 年度に対し、令和 2 年度において約 27%に増加
- ③最終処分量
最終処分量は平成 24 年度に対し、令和 2 年度において約 14%削減

第 2 節 前計画等との比較評価

現在（令和 2 年度）における実績値と前計画における目標値は、表 3-1 に示すとおりである。

実績値と目標値を比較すると、ごみの総排出量は減量目標を達成できている状況となっている。

可燃ごみについては、収集ごみ、持込ごみともに目標を達成できていない。

不燃ごみについては、収集ごみは目標を達成しているが、持込ごみでは目標達成できていない。

資源ごみについては、収集ごみは、ペットボトル以外は目標を達成できていないが、集団回収では新聞以外の目標は達成できており、持込ごみでも目標達成できている。

表 3-1 令和 2 年度の実績と前計画の目標値の比較

項目	単位	令和2年度		達成率	評価
		実績値	前計画目標値		
人口	人	9,504	10,105		
収集ごみ	t / 年	2,036.03	1,961.64	96.3%	△
可燃ごみ	t / 年	1,886.30	1,760.56	93.3%	△
不燃ごみ	t / 年	19.22	24.51	127.5%	○
資源ごみ	t / 年	130.51	176.57	73.9%	△
缶・金属類	t / 年	49.61	56.09	88.4%	△
ペットボトル	t / 年	18.88	18.13	104.1%	○
白色トレイ	t / 年	0.58	0.93	62.6%	×
その他プラ	t / 年	—	—	—	—
空きびん	t / 年	58.18	97.25	59.8%	×
陶磁器類	t / 年	—	—	—	—
紙パック	t / 年	—	—	—	—
古紙類	t / 年	—	—	—	—
ダンボール	t / 年	—	—	—	—
その他紙	t / 年	—	—	—	—
乾電池	t / 年	3.26	4.17	78.2%	△
集団回収	t / 年	243.96	240.70	101.4%	○
アルミ缶	t / 年	2.64	1.72	153.5%	○
新聞	t / 年	68.35	99.33	68.8%	×
雑誌	t / 年	74.99	74.66	100.4%	○
ダンボール	t / 年	74.63	57.22	130.4%	○
牛乳パック	t / 年	1.17	0.87	134.5%	○
布類	t / 年	14.66	5.08	288.6%	○
びん	t / 年	0.61	—	—	—
小型家電	t / 年	6.91	1.82	—	—
持込ごみ	t / 年	793.65	722.91	91.1%	△
可燃ごみ	t / 年	438.05	437.60	99.9%	△
不燃ごみ	t / 年	44.66	19.23	43.1%	×
粗大ごみ	t / 年	111.36	104.06	93.4%	△
資源ごみ	t / 年	199.58	162.02	123.2%	○
総計	t / 年	3,073.64	2,925.25	95.2%	△
	g / 人・日	886.04	793.11	89.5%	△

※評価 ○：達成率 100%以上、△：達成率 70%以上 100%未満、×：達成率 70%未満

2-1 収集ごみ

収集ごみは、過去5年間の実績を見ると、減少傾向を示しており、目標値を上回っており、目標を達成できていない。

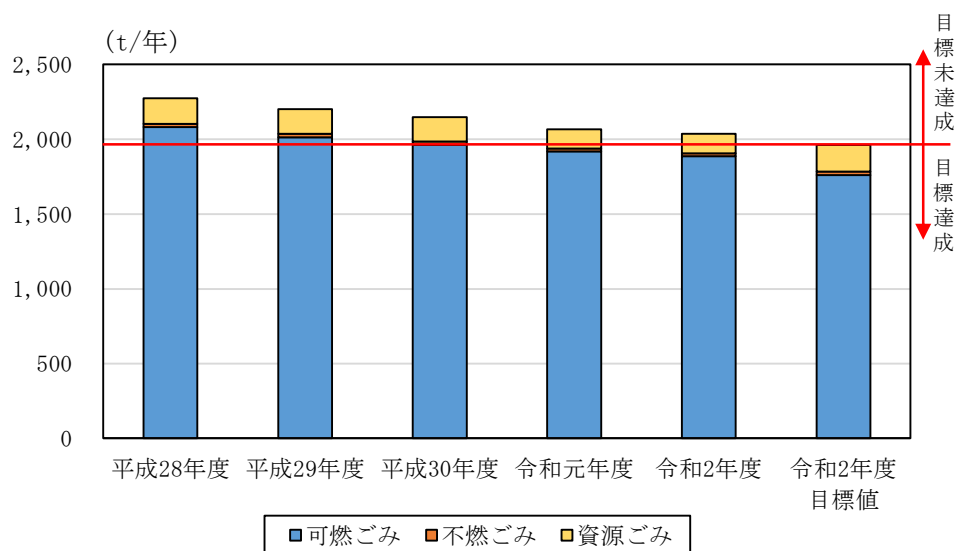


図 3-1 収集ごみの推移と前計画の目標値との比較

2-2 収集ごみ（資源ごみ）

収集ごみの内、資源ごみを見ると、平成30年度から令和元年度にかけて、大きく減少しており、目標値を下回っており、目標を達成できていない。

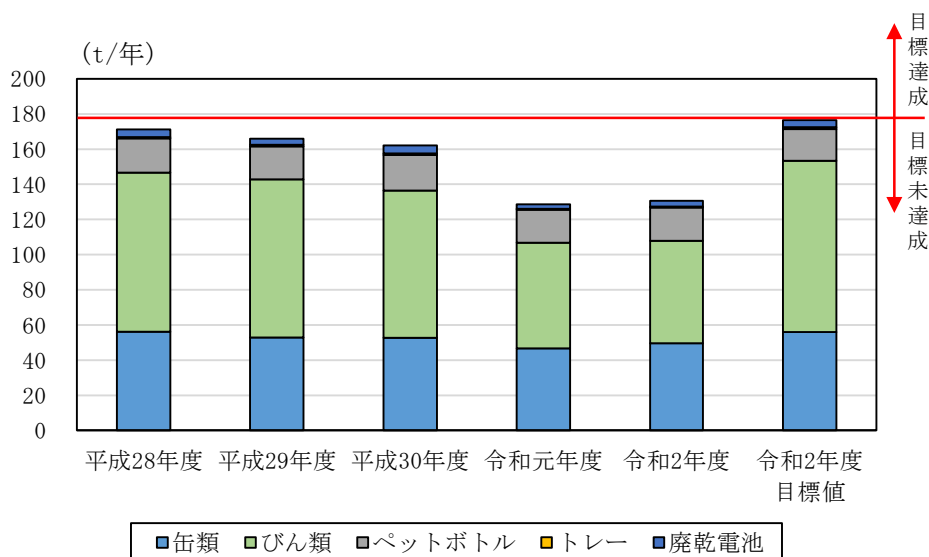


図 3-2 収集ごみ（資源）の推移と前計画の目標値との比較

2-3 集団回収

集団回収は、平成30年度まで増加傾向を示しており、令和2年度にかけて減少傾向を示しているが、目標値を達成している。

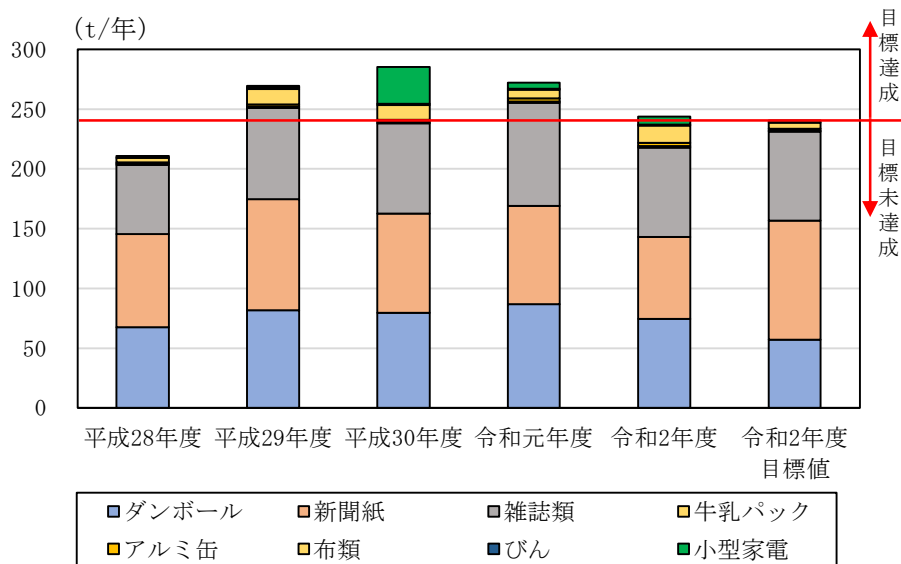


図 3-3 集団回収の推移と前計画の目標値との比較

2-4 持込ごみ

持込ごみは、全ての項目で増減しており、5年間で見ると、可燃ごみと粗大ごみは減少となっており、不燃ごみと資源ごみは増加となっており、目標値には、達成できていない。

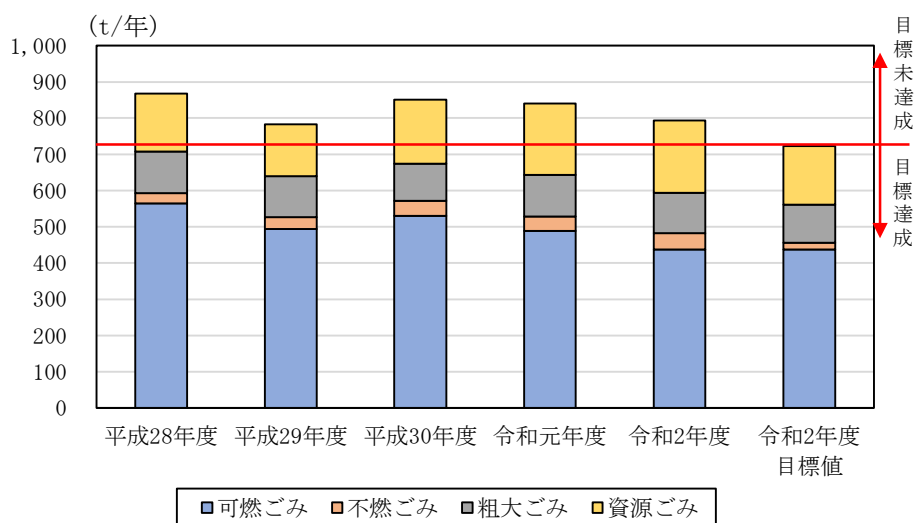


図 3-4 持込ごみの推移と前計画の目標値との比較

第 3 節 前回計画における施策の実施状況

前回計画策定時の施策と、現在の実施状況は、表 3-2 に示すとおりである。

表 3-2 前回計画における施策の実施状況

施策等		実施状況	具体的な実施事項
生ごみ水切りの徹底	住民の生ごみ水切りに向けた啓発	設楽町	○ HP掲載・広報誌へ掲載
		東栄町	○ 広報誌への掲載 広報無線での周知
		豊根村	○ 広報無線による啓発を定期的実施
		根羽村	○ 広報誌、広報無線により適宜実施
生ごみ処理機等補助制度のPR	制度を知らない人に向けたPR活動	設楽町	○ 区長会で説明し資料を各戸配布
		東栄町	○ HP掲載
		豊根村	○ 区長・組長会議において説明・周知を図った
		根羽村	○ 年 1 回、区長会を利用し制度のPRを実施
家庭への不用品・ごみの持込の抑制	不用品を家庭内に持ち込まない意識啓発	設楽町	× 未実施
		東栄町	× 未実施
		豊根村	× 未実施
		根羽村	× 未実施
再利用の促進	繰り返し使う意識付けを啓発	設楽町	○ HP掲載・広報誌へ掲載
		東栄町	× 未実施
		豊根村	× 未実施
		根羽村	× 未実施
アンケートによる意識調査	住民へのごみ処理に関する改善意見等の確認	設楽町	× 未実施
		東栄町	× 未実施
		豊根村	× 未実施
		根羽村	× 未実施
地域での説明会開催	職員が地域に出向き住民との直接対話による意識啓発	設楽町	× 未実施
		東栄町	× 未実施
		豊根村	× 未実施
		根羽村	× 未実施
ごみ処理施設見学会への参加促進	ごみ問題について関心を高めてもらうための活動	設楽町	○ 組合のHP掲載
		東栄町	○ 組合のHP掲載
		豊根村	○ 組合のHP掲載
		根羽村	○ 組合のHP掲載
ごみ分別指導の徹底	ごみ排出時の分別に対する指導の徹底	設楽町	○ HP掲載・広報誌へ掲載
		東栄町	○ HP掲載・広報誌へ掲載
		豊根村	○ HP掲載・広報誌へ掲載
		根羽村	○ HP掲載・広報誌へ掲載
古紙類の資源収集の検討	住民が分別排出しやすい収集体制を検討する	設楽町	○ 組合のHP掲載
		東栄町	○ 組合のHP掲載
		豊根村	○ 組合のHP掲載
		根羽村	○ 組合のHP掲載
戸別収集の検討	福祉等の他機関と連携したごみ出し実施等、体制整備の実施に努める	設楽町	× 未実施
		東栄町	× 未実施
		豊根村	× 未実施
		根羽村	× 未実施

第 4 節 上位計画との比較

上位計画として、国の基本方針（平成 24 年度～令和 2 年度）及び愛知県廃棄物処理計画（平成 29 年度～令和 3 年度）において、ごみ減量に関する目標値が定められている。

表 3-3 上位計画の目標値とその比較

	関係法令・各種上位計画		北設広域事務組合
国の基本方針	排出量	平成24年度→令和2年度 約12%削減 一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）は500 g	○平成24年度 3,460t/年 ○令和2年度 3,071t/年 3,045t/年（H24比12%削減） ○令和2年度一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く） 675.74 g/人・日
	再生利用量	平成24年度→令和2年度 約27%まで増加	○令和2年度 18.7%
	最終処分量	平成24年度→令和2年度 約14%削減	○平成24年度 381t/年 ○令和2年度 405t/年 328t/年（H24比14%削減）
愛知県廃棄物 処理計画	排出量	■排出量 平成26年度→令和3年度 約6%削減 ■一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く）を500g/人・日とする	■排出量 ○平成26年度 3,424t/年（実績） ○令和3年度 3,087t/年（推計） 3,218t/年（H26比6%削減） ■一人一日当たりの家庭系ごみ排出量（資源除く） ○令和3年度 690.31g/人・日（推計）
	再生利用量	平成26年度→令和3年度 約23%まで増加	○令和3年度 18.2%（推計）
	最終処分量	平成26年度→令和3年度 約7%削減	○平成26年度 425t/年（実績） ○令和3年度 406t/年（推計） 395t/年（H26比7%削減）

第 4 章 ごみ処理の課題の抽出・整理

第 1 節 排出抑制に関する課題

現状

- ・ 総ごみの排出量原単位の推移をみると、設楽町は、増減しており、令和 2 年度に 905.06g/人・日となっている。東栄町は、平成 28 年度から令和元年度に増加していたが、令和 2 年度に減少しており、897.12g/人・日となっている。豊根村は、平成 28 年度から平成 30 年度に増減していたが、平成 30 年度以降は減少しており、令和 2 年度に 869.04g/人・日となっている。根羽村は、増減しており、令和 2 年度に 768.93g/人・日となっている。

組合全体（815g/人・日：令和元年度*）と、全国平均値及び愛知県平均値を比較すると、全国平均値（921g/人・日：令和元年度*）と、愛知県平均値（918g/人・日：令和元年度*）ともに下回る優れた状況となっている。各町村も同様の結果となっている。

家庭系ごみの排出量原単位を、全国平均値及び愛知県平均値と比較すると、組合全体（752g/人・日：令和元年度*）は、全国平均値（640g/人・日：令和元年度*）と、愛知県平均値（657g/人・日：令和元年度*）ともに上回る劣った状況となっている。各町村も同様の結果となっている。

組合の分別区分は、類型Ⅰとなっているため、可燃ごみの中に資源ごみが多く混在している。

※一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度の数値）

課題

- ・ 家庭系ごみについては更なるごみ減量に向け、新たな施策、分別徹底を行い、減量施策実施に努める必要がある。また、令和 4 年 8 月から、廃プラスチックの分別収集を開始するため、分別方法について周知・啓発を行うことに加え、今後も住民の発生・排出抑制の意識を維持及び向上させていく必要がある。

第 2 節 資源化に関する課題

現状

- 
- ・組合全体のリサイクル率は、令和元年度に 11.7%となっており、全国平均値（20.5%：令和元年度※）と、愛知県平均値（22.5%：令和元年度※）ともに下回る劣っている状況となっている。根羽村は全国平均値及び愛知県平均値ともに上回る優れた状況となっているが、それ以外の町村は両方とも下回る劣っている状況となっている。

※一般廃棄物処理実態調査結果（令和元年度の数値）

課題

- ・資源化の向上に向け、構成町村と連携し、ごみの資源化を推進する必要がある。
- ・紙類等の資源分別や集団回収の活用も含めた分別の徹底に努める必要がある。

第 3 節 中間処理に関する課題

現状

- 
- ・中田クリーンセンターの焼却施設は、令和 3 年 4 月に中継施設へと改造されており、今後も適正な維持管理が必要である。

課題

- ・広域化処理に向け、関係自治体との協議が必要となる。

第 5 章 処理量の見込み

第 1 節 推計手順

本節においては、新たな施策や分別区分の変更等を行わず、現状のまま推移した場合のごみ排出量の将来値を推計する。

推計手順は、図 5-1 に示すとおりである。

推計項目は、人口、家庭系ごみの一人一日平均排出量、事業系ごみの日平均排出量であり、推計は基本的に時系列分析※により行う。

家庭系ごみ量は、家庭系ごみの一人一日平均排出量の推計値に将来人口を乗じて求める。この家庭系ごみ量（集団回収量）と事業系ごみ量の和をごみ排出量とする。

さらに、発生抑制、資源化の目標を設定し、将来のごみ処理量を算定する。

※時系列分析結果は、資料編参照。

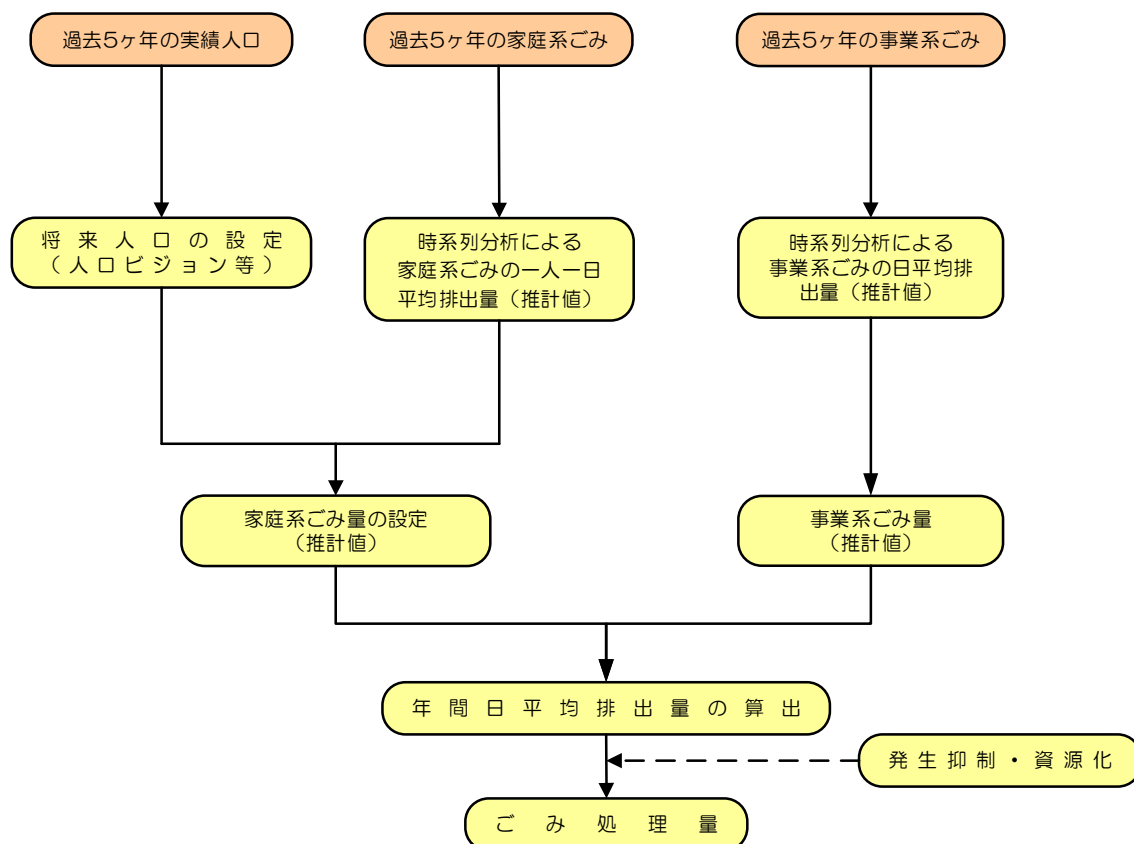


図 5-1 推計手順フロー

第 2 節 人口の推計結果

将来の人口は、人口ビジョン等より設定した。将来人口の推移は、表 5-1 及び図 5-2 に示すとおりである。

表 5-1 人口の推移

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 8年度	令和 13年度	令和 18年度
設楽町	4,583	4,526	4,204	3,849	3,549
東栄町	2,998	2,967	2,795	2,572	2,386
豊根村	1,047	1,041	1,001	941	911
根羽村	876	881	893	848	806
組合全体	9,504	9,415	8,893	8,210	7,652

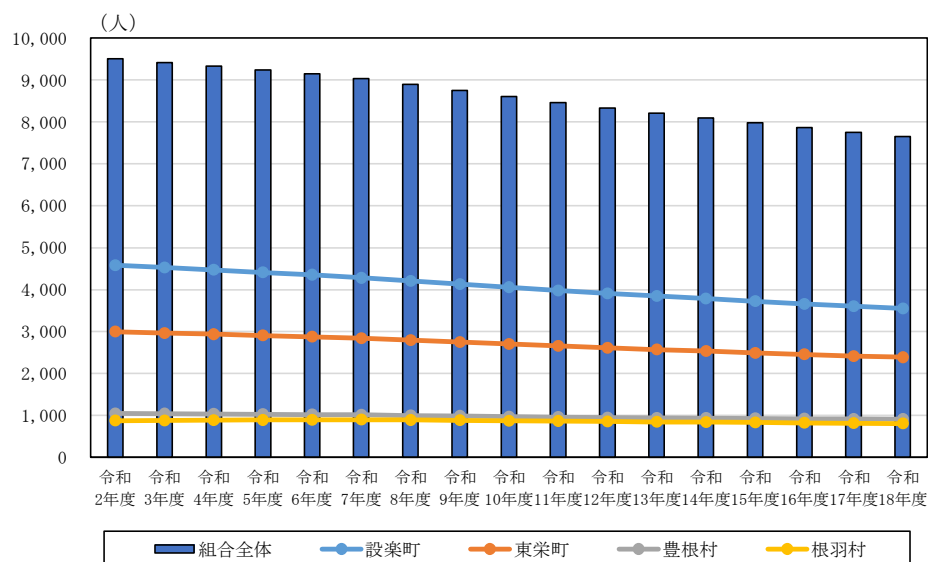


図 5-2 人口の推移

2-1 ごみ排出量の推計結果

ごみ排出量の推計結果は、表 5-2 及び図 5-3、図 5-4 に示すとおりである。

令和 18 年度に年間量 2,720.36 t/年 (974.00g/人・日) となり現状 (令和 2 年度) より排出量では 353.28 t/年の減少になるが、一人一日平均排出量では、87.96g/人・日の増加となる見込みである。

表 5-2 ごみ排出量の推計（組合全体）

年度	令和2 年度	令和3 年度	令和8 年度	令和13 年度	令和18 年度
人口 (人)	9,504	9,415	8,893	8,210	7,652
家庭系ごみ合計 (t/年)	2,857.91	2,874.27	2,761.50	2,583.06	2,417.41
(g/人・日)	823.85	836.40	850.75	861.98	863.17
(資源ごみを除く) (g/人・日)	675.74	690.31	701.68	708.82	713.61
収集ごみ (t/年)	2,036.03	2,047.42	1,967.29	1,840.38	1,723.22
可燃ごみ (t/年)	1,886.30	1,896.66	1,822.11	1,704.42	1,595.80
資源ごみ (t/年)	130.51	131.37	126.55	118.52	111.08
不燃ごみ (t/年)	19.22	19.39	18.63	17.44	16.34
直接搬入ごみ (t/年)	577.92	595.93	570.11	532.24	496.74
可燃ごみ (t/年)	303.43	304.38	290.75	271.27	253.11
資源ごみ (t/年)	139.32	139.73	133.23	124.20	115.77
不燃ごみ (t/年)	34.76	34.89	33.33	31.11	29.02
粗大ごみ (t/年)	100.41	116.93	112.80	105.66	98.84
集団回収 (t/年)	243.96	230.92	224.10	210.44	197.45
事業系ごみ合計 (t/年)	215.73	219.00	240.90	270.84	302.95
(t/日)	0.59	0.60	0.66	0.74	0.83
(資源ごみを除く) (t/日)	0.43	0.43	0.47	0.52	0.58
直接搬入ごみ (t/年)	215.73	219.00	240.90	270.84	302.95
可燃ごみ (t/年)	134.62	136.83	148.99	166.76	185.05
資源ごみ (t/年)	60.26	61.40	70.69	81.49	92.96
不燃ごみ (t/年)	9.90	9.98	11.19	12.65	14.40
粗大ごみ (t/年)	10.95	10.79	10.03	9.94	10.54
資源化量 (t/年)	574.05	563.42	554.57	534.65	517.26
リサイクル率 (%)	18.68	18.21	18.47	18.73	19.01
最終処分量 (t/年)	404.88	64.26	63.15	61.20	59.76
最終処分率 (%)	13.17	2.08	2.10	2.14	2.20
総 計 (t/年)	3,073.64	3,093.27	3,002.40	2,853.90	2,720.36
(g/人・日)	886.04	900.13	924.97	949.76	974.00
(資源ごみを除く) (g/人・日)	720.56	736.18	754.12	771.83	788.80

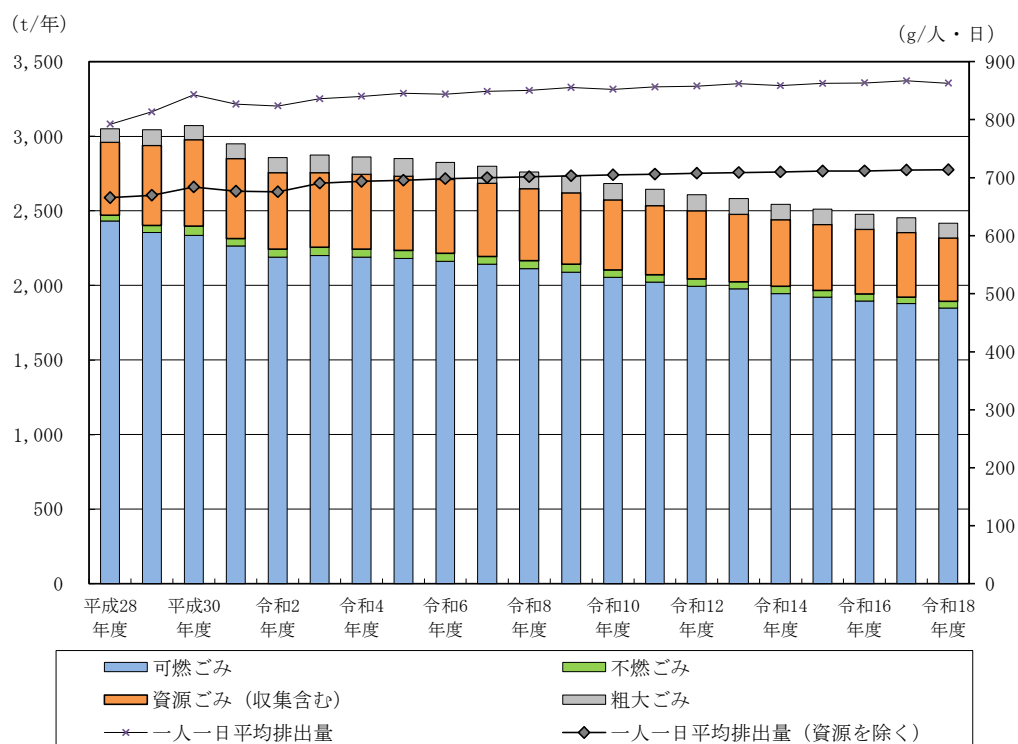


図 5-3 家庭系ごみ排出量の推計 (組合全体)

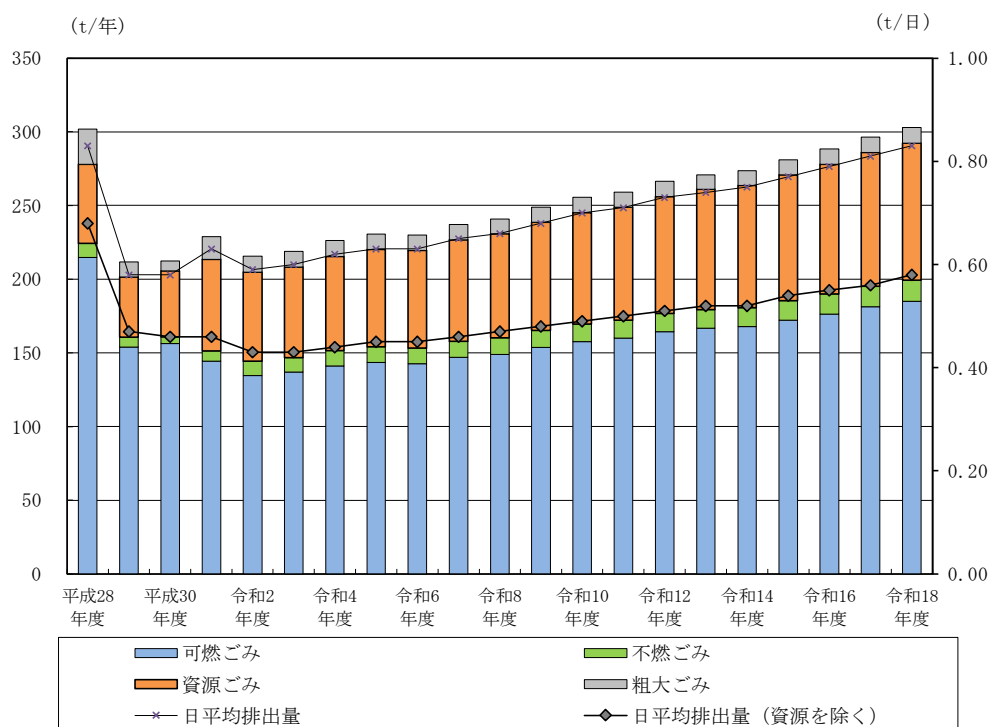


図 5-4 事業系ごみ排出量の推計 (組合全体)

表 5-3 ごみ排出量の推計（設楽町）

年度	令和2 年度	令和3 年度	令和8 年度	令和13 年度	令和18 年度
人口 (人)	4,583	4,526	4,204	3,849	3,549
家庭系ごみ合計 (t/年)	1,407.75	1,407.50	1,333.45	1,239.69	1,150.30
(g/人・日)	841.56	852.00	869.00	880.00	888.00
(資源ごみを除く) (g/人・日)	700.47	709.21	723.36	732.51	739.17
収集ごみ (t/年)	972.51	972.45	921.28	856.50	794.74
可燃ごみ (t/年)	902.68	902.49	855.01	794.88	737.57
資源ごみ (t/年)	61.27	61.37	58.14	54.06	50.15
不燃ごみ (t/年)	8.56	8.59	8.13	7.56	7.02
直接搬入ごみ (t/年)	358.84	358.91	340.03	316.13	293.32
可燃ごみ (t/年)	192.19	192.12	182.02	169.22	157.02
資源ごみ (t/年)	98.34	98.38	93.21	86.66	80.40
不燃ごみ (t/年)	22.35	22.38	21.20	19.71	18.29
粗大ごみ (t/年)	45.96	46.03	43.60	40.54	37.61
集団回収 (t/年)	76.40	76.14	72.14	67.06	62.24
事業系ごみ合計 (t/年)	106.23	105.85	120.45	135.42	153.30
(t/日)	0.29	0.29	0.33	0.37	0.42
(資源ごみを除く) (t/日)	0.18	0.18	0.21	0.23	0.27
直接搬入ごみ (t/年)	106.23	105.85	120.45	135.42	153.30
可燃ごみ (t/年)	56.72	56.52	64.31	72.28	81.83
資源ごみ (t/年)	39.19	39.04	44.44	49.97	56.56
不燃ごみ (t/年)	7.24	7.22	8.21	9.24	10.46
粗大ごみ (t/年)	3.08	3.07	3.49	3.93	4.45
資源化量 (t/年)	275.20	274.93	267.93	257.75	249.35
リサイクル率 (%)	18.18	18.17	18.43	18.74	19.13
最終処分量 (t/年)	206.15	38.19	37.54	36.51	35.77
最終処分率 (%)	13.62	2.52	2.58	2.66	2.74
総 計 (t/年)	1,513.98	1,513.35	1,453.90	1,375.11	1,303.60
(g/人・日)	905.06	916.08	947.50	976.13	1,006.34
(資源ごみを除く) (g/人・日)	740.55	749.65	772.89	793.17	813.85

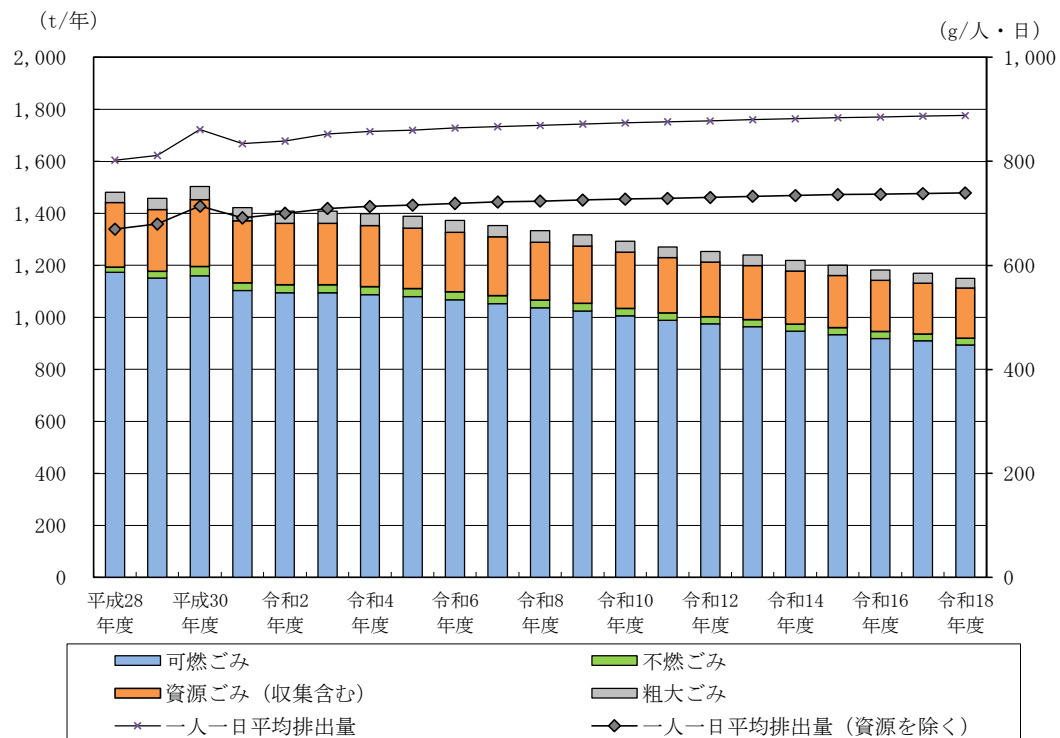


図 5-5 家庭系ごみ排出量の推計 (設楽町)

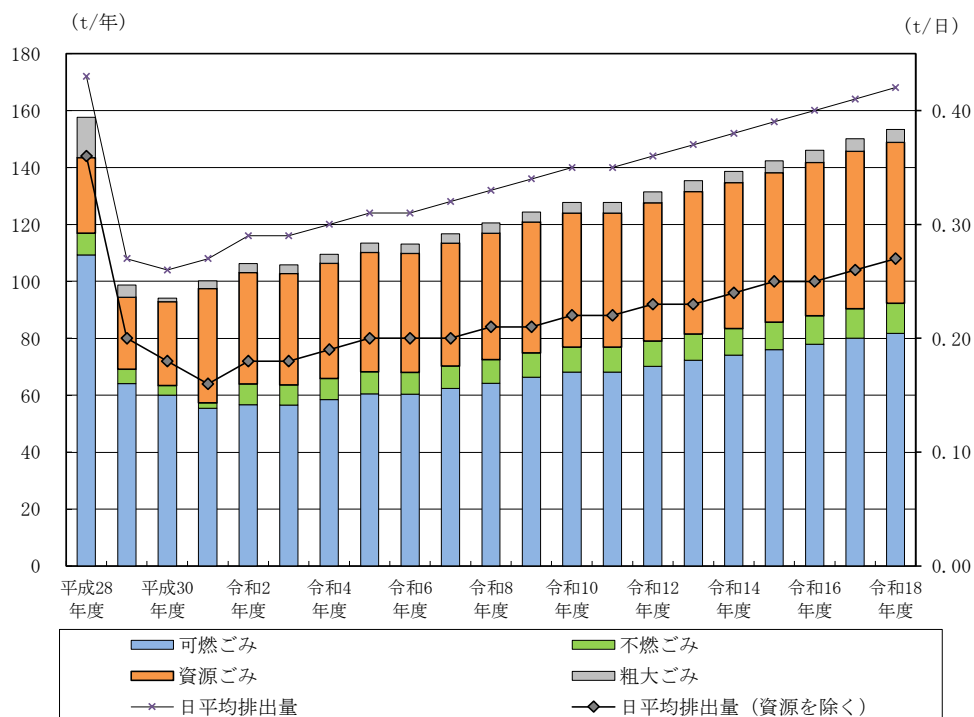


図 5-6 事業系ごみ排出量の推計 (設楽町)

表 5-4 ごみ排出量の推計（東栄町）

年度	令和2 年度	令和3 年度	令和8 年度	令和13 年度	令和18 年度
人口 (人)	2,998	2,967	2,795	2,572	2,386
家庭系ごみ合計 (t/年)	936.92	946.50	912.04	852.86	796.86
(g/人・日)	856.21	874.00	894.00	906.00	915.00
(資源ごみを除く) (g/人・日)	690.80	716.84	733.27	743.07	750.47
収集ごみ (t/年)	666.50	673.23	648.75	606.62	566.80
可燃ごみ (t/年)	620.43	626.76	603.97	564.73	527.67
資源ごみ (t/年)	39.07	39.37	37.94	35.49	33.15
不燃ごみ (t/年)	7.00	7.10	6.84	6.40	5.98
直接搬入ごみ (t/年)	157.32	171.61	165.34	154.63	144.48
可燃ごみ (t/年)	78.98	79.79	76.88	71.90	67.18
資源ごみ (t/年)	28.83	29.16	28.09	26.27	24.55
不燃ごみ (t/年)	8.84	8.90	8.57	8.02	7.49
粗大ごみ (t/年)	40.67	53.76	51.80	48.44	45.26
集団回収 (t/年)	113.10	101.66	97.95	91.61	85.58
事業系ごみ合計 (t/年)	44.77	43.80	36.50	32.94	32.85
(t/日)	0.12	0.12	0.10	0.09	0.09
(資源ごみを除く) (t/日)	0.10	0.10	0.09	0.08	0.08
直接搬入ごみ (t/年)	44.77	43.80	36.50	32.94	32.85
可燃ごみ (t/年)	28.41	27.79	23.17	20.90	20.84
資源ごみ (t/年)	6.59	6.45	5.37	4.85	4.84
不燃ごみ (t/年)	1.98	1.94	1.61	1.46	1.45
粗大ごみ (t/年)	7.79	7.62	6.35	5.73	5.72
資源化量 (t/年)	187.59	176.64	169.35	158.22	148.12
リサイクル率 (%)	19.11	17.84	17.85	17.86	17.85
最終処分量 (t/年)	126.82	17.94	17.02	15.88	14.92
最終処分率 (%)	12.92	1.81	1.79	1.79	1.80
総 計 (t/年)	981.69	990.30	948.54	885.80	829.71
(g/人・日)	897.12	914.44	929.78	940.99	952.72
(資源ごみを除く) (g/人・日)	725.69	751.33	763.78	772.91	782.64

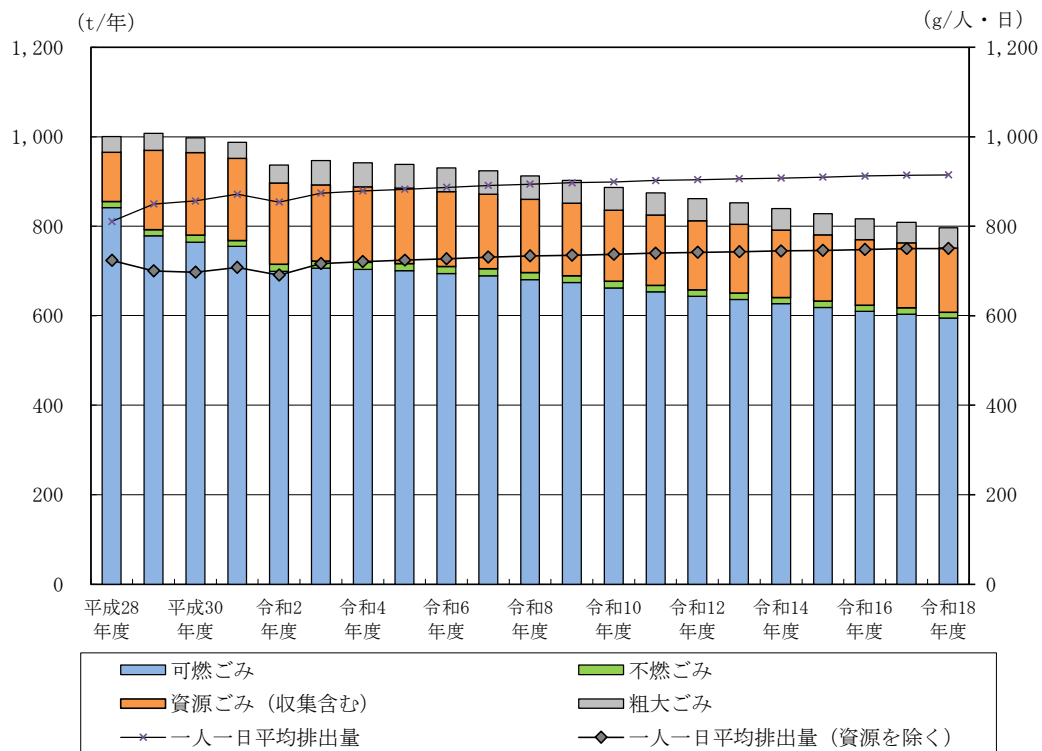


図 5-7 家庭系ごみ排出量の推計 (東栄町)

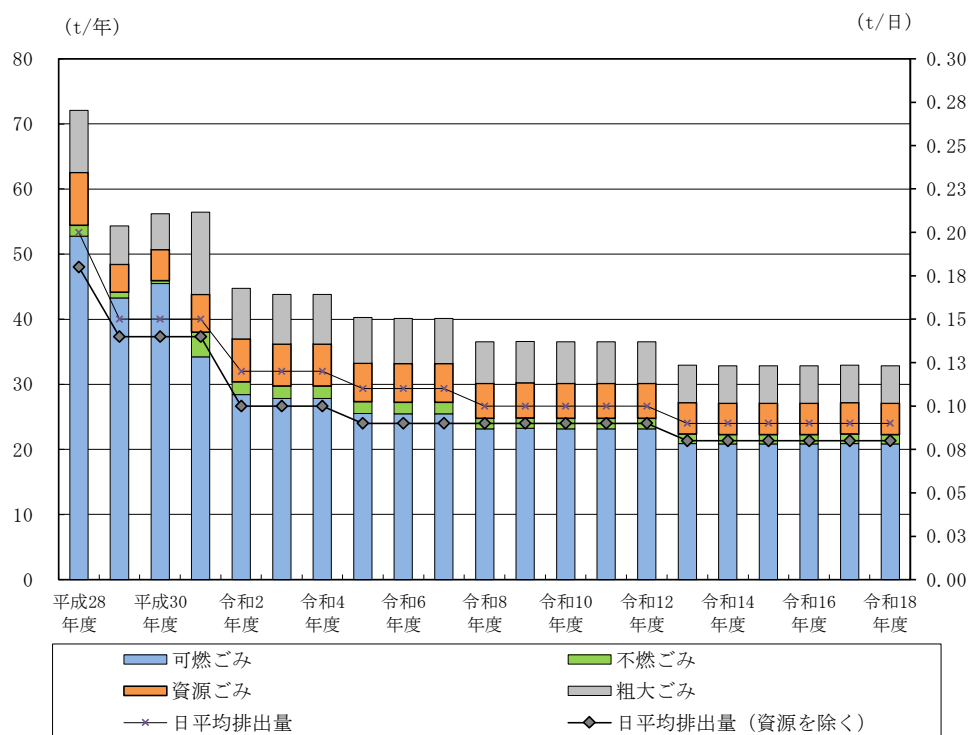


図 5-8 事業系ごみ排出量の推計 (東栄町)

表 5-5 ごみ排出量の推計（豊根村）

年度	令和2 年度	令和3 年度	令和8 年度	令和13 年度	令和18 年度
人口 (人)	1,047	1,041	1,001	941	911
家庭系ごみ合計 (t/年)	277.53	273.95	260.14	243.15	233.43
(g/人・日)	726.22	721.00	712.00	706.00	702.00
(資源ごみを除く) (g/人・日)	628.52	623.93	616.12	610.99	607.46
収集ごみ (t/年)	227.39	224.47	213.16	199.24	191.26
可燃ごみ (t/年)	209.87	207.16	196.71	183.88	176.50
資源ごみ (t/年)	15.45	15.26	14.50	13.54	13.01
不燃ごみ (t/年)	2.07	2.05	1.95	1.82	1.75
直接搬入ごみ (t/年)	36.72	36.22	34.39	32.15	30.86
可燃ごみ (t/年)	21.35	21.07	20.00	18.70	17.95
資源ごみ (t/年)	8.47	8.36	7.94	7.42	7.12
不燃ごみ (t/年)	2.14	2.11	2.00	1.87	1.80
粗大ごみ (t/年)	4.76	4.68	4.45	4.16	3.99
集団回収 (t/年)	13.42	13.26	12.59	11.76	11.31
事業系ごみ合計 (t/年)	54.58	54.75	51.10	51.24	47.45
(t/日)	0.15	0.15	0.14	0.14	0.13
(資源ごみを除く) (t/日)	0.12	0.12	0.11	0.11	0.10
直接搬入ごみ (t/年)	54.58	54.75	51.10	51.24	47.45
可燃ごみ (t/年)	42.89	43.02	40.14	40.27	37.29
資源ごみ (t/年)	11.30	11.34	10.59	10.60	9.82
不燃ごみ (t/年)	0.36	0.36	0.34	0.34	0.31
粗大ごみ (t/年)	0.03	0.03	0.03	0.03	0.03
資源化量 (t/年)	48.64	48.22	45.62	43.32	41.26
リサイクル率 (%)	14.64	14.67	14.66	14.72	14.69
最終処分量 (t/年)	43.57	4.52	4.29	4.03	3.86
最終処分率 (%)	13.12	1.38	1.38	1.37	1.37
総 計 (t/年)	332.11	328.70	311.24	294.39	280.88
(g/人・日)	869.04	865.08	851.86	854.78	844.71
(資源ごみを除く) (g/人・日)	741.77	738.17	727.00	728.99	720.63

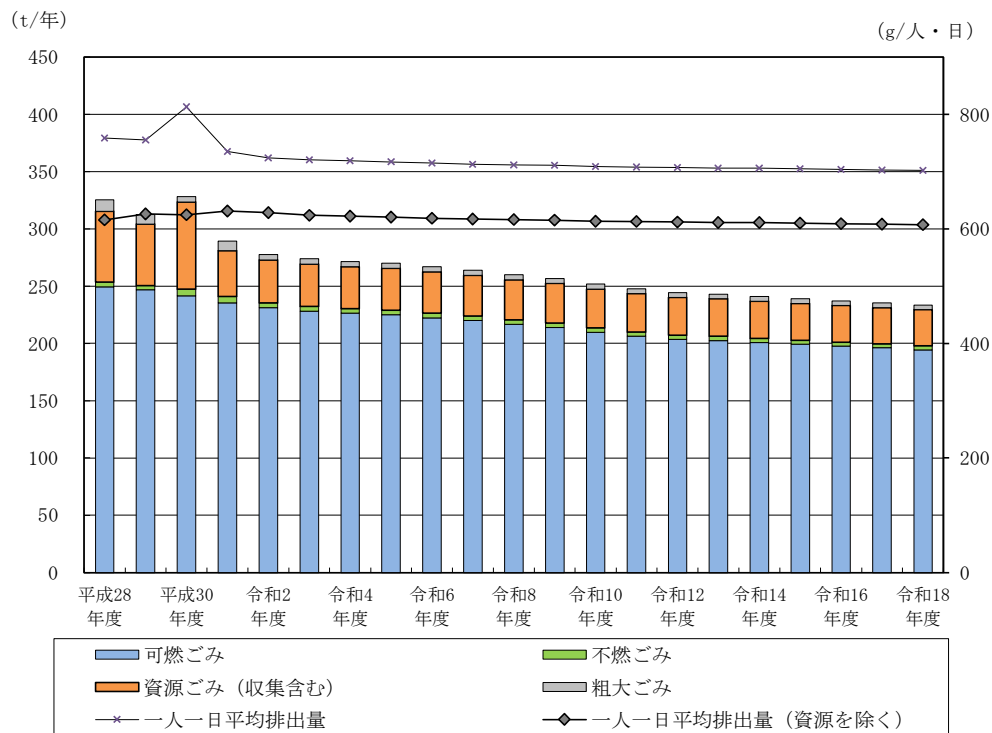


図 5-9 家庭系ごみ排出量の推計 (豊根村)

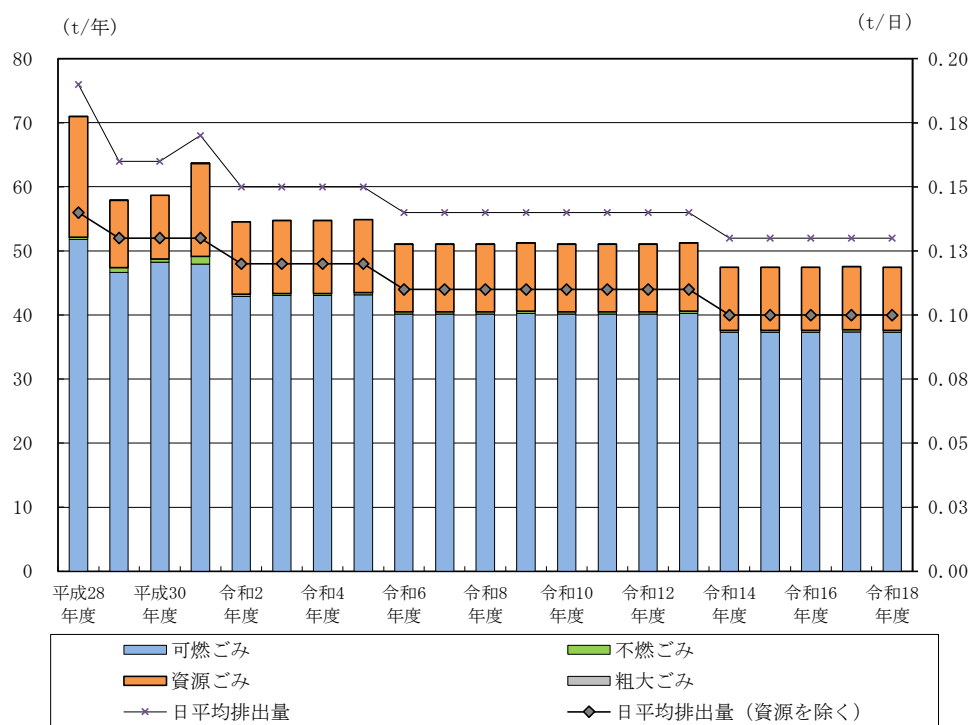


図 5-10 事業系ごみ排出量の推計 (豊根村)

表 5-6 ごみ排出量の推計（根羽村）

年度	令和2 年度	令和3 年度	令和8 年度	令和13 年度	令和18 年度
人口 (人)	876	881	893	848	806
家庭系ごみ合計 (t/年)	235.71	246.32	255.87	247.36	236.82
(g/人・日)	737.19	766.00	785.00	797.00	805.00
(資源ごみを除く) (g/人・日)	551.29	582.34	596.70	605.96	611.95
収集ごみ (t/年)	169.63	177.27	184.10	178.02	170.42
可燃ごみ (t/年)	153.32	160.25	166.42	160.93	154.06
資源ごみ (t/年)	14.72	15.37	15.97	15.43	14.77
不燃ごみ (t/年)	1.59	1.65	1.71	1.66	1.59
直接搬入ごみ (t/年)	25.04	29.19	30.35	29.33	28.08
可燃ごみ (t/年)	10.91	11.40	11.85	11.45	10.96
資源ごみ (t/年)	3.68	3.83	3.99	3.85	3.70
不燃ごみ (t/年)	1.43	1.50	1.56	1.51	1.44
粗大ごみ (t/年)	9.02	12.46	12.95	12.52	11.98
集団回収 (t/年)	41.04	39.86	41.42	40.01	38.32
事業系ごみ合計 (t/年)	10.15	14.60	32.85	51.24	69.35
(t/日)	0.03	0.04	0.09	0.14	0.19
(資源ごみを除く) (t/日)	0.02	0.03	0.06	0.10	0.13
直接搬入ごみ (t/年)	10.15	14.60	32.85	51.24	69.35
可燃ごみ (t/年)	6.60	9.50	21.37	33.31	45.09
資源ごみ (t/年)	3.18	4.57	10.29	16.07	21.74
不燃ごみ (t/年)	0.32	0.46	1.03	1.61	2.18
粗大ごみ (t/年)	0.05	0.07	0.16	0.25	0.34
資源化量 (t/年)	62.62	63.63	71.67	75.36	78.53
リサイクル率 (%)	25.47	24.39	24.82	25.24	25.65
最終処分量 (t/年)	28.34	3.61	4.30	4.78	5.21
最終処分率 (%)	11.53	1.38	1.49	1.60	1.70
総 計 (t/年)	245.86	260.92	288.72	298.60	306.17
(g/人・日)	768.93	811.41	885.79	962.08	1,040.72
(資源ごみを除く) (g/人・日)	573.09	613.53	665.91	719.28	773.79

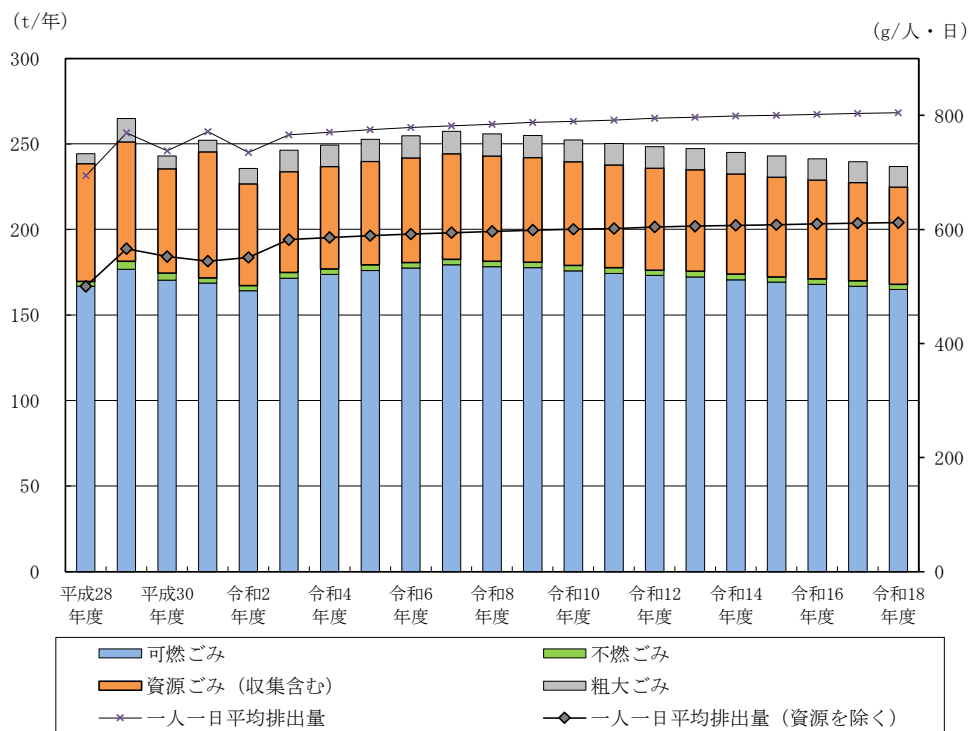


図 5-11 家庭系ごみ排出量の推計（根羽村）

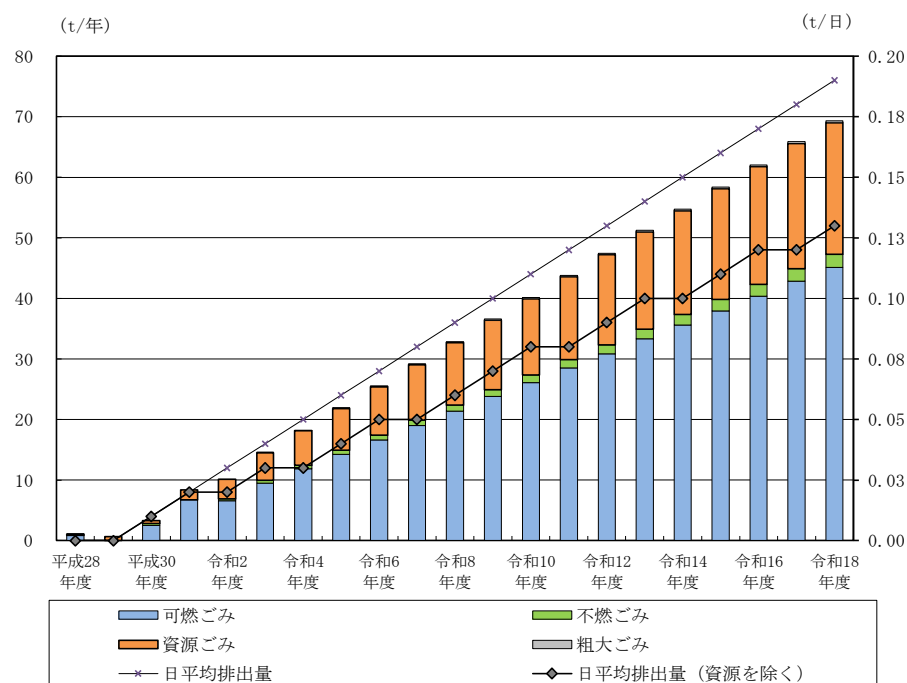


図 5-12 事業系ごみ排出量の推計（根羽村）

第 6 章 基本理念及び基本方針

第 1 節 基本理念

国では「循環型社会形成推進基本計画」等において、循環を量の側面から捉えて廃棄物の減量化に重きをおいてリサイクル等を行う 3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進してきた。しかし、平成 30 年度に策定された「第四次循環型社会形成推進基本計画」では、7 つの柱ごとに概ね 2025 年までに国が講ずべき施策を示している。例えば、持続可能な社会づくりとの統合的な取組として、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制の在り方の検討、多種多様な地域循環共生圏形成による地域活性化として、地域における雇用機会の拡大や地域住民の生活の質の向上にもつながる、健全な資源循環ビジネスの創出を支援すること、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環として、シェアリング等の 2R 型ビジネスモデルの促進・評価などを掲げている。

組合圏域では、山間地域という地理的条件、事務所が少ないことや人口減少に伴い、ごみ排出量は減少傾向にあるが、一人世帯等の世帯構成人口の減少及び現代社会の生活の豊かさの向上を反映して、一人一日平均排出量は増加傾向にある。組合における排出されるごみの内訳としては、家庭系ごみが 90%以上を占めており、その多くが紙やプラスチック、生ごみを中心とする燃えるごみとなっている。このため、家庭系ごみの発生・排出抑制や再使用の促進が課題といえる。

また、現在は中継施設として移行しているが、今後は広域処理への移行を検討していく必要がある。

以上のような点から、ごみの減量、及び適正処理の実現に向け、本計画の基本理念を以下のように設定する。

《基本理念》

一人一人のごみ減量が達成できるごみ処理体制の構築

第 2 節 基本方針

基本的な視点をもとに基本理念を実現するため、組合のごみ処理における現状と課題を踏まえ、本計画の基本方針を以下のように設定する。

基本方針 1 発生・排出抑制と資源分別の徹底

- ・新たな分別収集の実施や情報啓発によるごみの発生・排出抑制の徹底
- ・新たな資源分別の実施
- ・高齢者にも配慮した収集体制の検討

基本方針 2 廃棄物の適正な処理

- ・新たな施設の整備等も視野に入れた廃棄物の適正処理及び、最大限のリサイクルによる最終処分量の削減

第 7 章 ごみ処理基本計画

第 1 節 計画の目標

本計画の基本理念として掲げた「一人一人のごみ減量が達成できるごみ処理体制の構築」の実現を目指すため、基本方針に基づいた施策を展開する上での基本目標を設定する。

①ごみ排出量、②リサイクル率の 2 つを目標指標として、基本目標年度における具体的な数値を以下のように設定する。

《基本目標》

①一人一日平均排出量（資源除く）

720.5g/人・日（令和 2 年度）  634g/人・日以下（令和 18 年度）

②リサイクル率

18.7%（令和 2 年度）  30%以上（令和 18 年度）

① 一人一日平均排出量（資源除く）

令和 2 年度における組合の一人一日平均排出量（資源除く）は 720.5g/人・日となっている。

国の基本方針では「平成 24 年度実績に比べ令和 2 年度までに約 12%を削減する」としており、現状では達成できていない。

また、愛知県廃棄物処理計画では「平成 26 年度実績に比べて令和 3 年度までに約 6%を削減する」としており、現状のまま推移すると達成可能である。

したがって、今回の計画における目標値は、令和 18 年度に国の方針である 12%削減することを目標とし、一人一日平均排出量（資源除く）を、令和 18 年度に 634g/人・日以下とすることを目指す。

② リサイクル率

令和 2 年度における組合のリサイクル率は 18.7%となっている。

これに対して、令和 4 年 8 月より、廃プラスチックの分別収集を開始する。それに伴い、令和 18 年度までに、廃プラスチックを 80%回収することを目標とし、リサイクル率を向上することを目指す。

第 2 節 目標達成後のごみ処理量の見込み

将来のごみ排出量の見通しは、施策の実施の有無で大きく 2 つのケースに分かれる。現行施策のみを今後も継続して実施した場合を「現状推移ケース」とし、現行施策に加えて新規施策を実施した場合を「目標達成ケース」とする。

なお、現状推移ケースにおけるごみ排出量及び処理量の予測は第 5 章 1 節に示したものであり、目標達成ケースにおけるごみ排出量及び処理量の見込みを以下に示す。

2-1 一人一日平均排出量

一人一日平均排出量（資源除く）は、令和 18 年度に 631.4g/人・日となる見込みである。また、家庭系ごみ排出量、事業系ごみ排出量別推移は、表 7-1 及び図 7-1 に示すとおりである。

表 7-1 一人一平均排出量の目標達成ケース推移（組合全体）

年度	R2	R3	R8	R13	R18
家庭系ごみ合計 (t/年)	2,857.91	2,874.36	2,725.10	2,510.27	2,302.81
(g/人・日)	823.85	836.43	839.54	835.40	824.50
事業系ごみ合計 (t/年)	215.73	219.00	236.09	261.24	288.50
(t/日)	0.59	0.60	0.65	0.71	0.79
総計 (t/年)	3,073.64	3,093.36	2,961.19	2,771.51	2,591.31
(g/人・日)	886.04	900.15	912.27	922.34	927.79
(資源除く) (g/人・日)	720.56	736.20	709.54	675.54	631.46

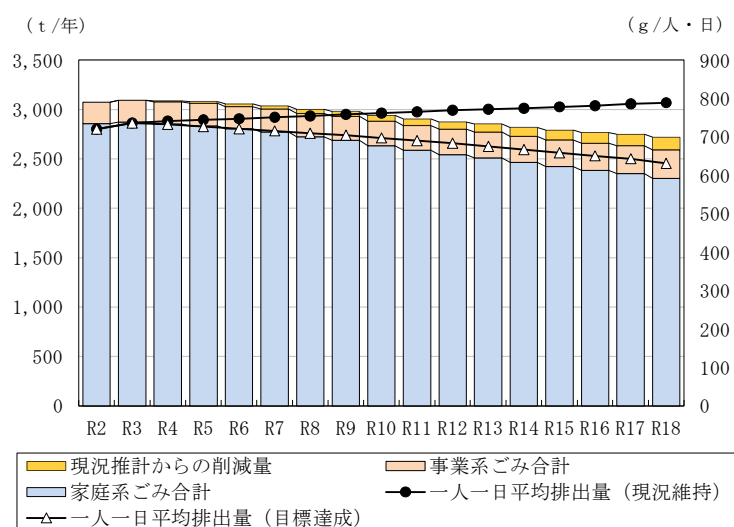


図 7-1 一人一日平均排出量の目標達成ケース推移（組合全体）

2-2 リサイクル率

リサイクル率は、令和 18 年度までに 31.95%となる見込みである。

リサイクル率の目標値の推移は、表 7-2 及び図 7-2 に示すとおりである。

表 7-2 リサイクル率の目標達成ケース推移（組合全体）

年度	R2	R3	R8	R13	R18
総排出量 (t/年)	3,073.64	3,094.03	2,961.84	2,772.12	2,591.80
資源化量 (t/年)	574.05	563.49	658.20	741.81	828.15
リサイクル率 (%)	18.68	18.21	22.22	26.76	31.95

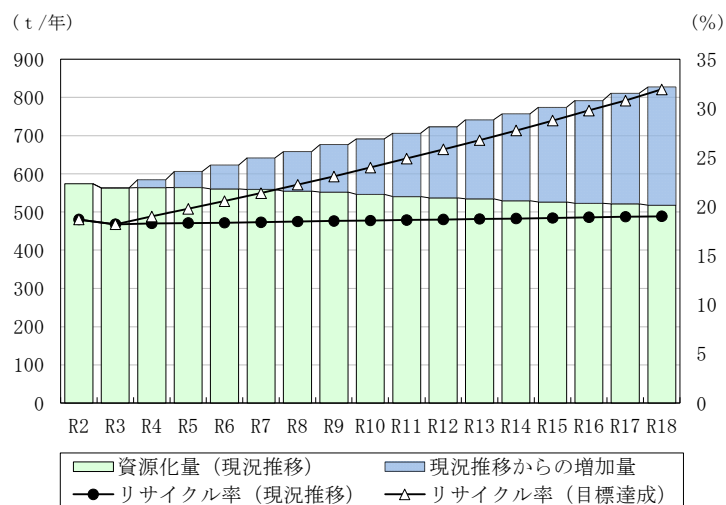


図 7-2 リサイクル率の目標達成ケース推移（組合全体）

第 3 節 減量化・資源化計画

3-1 現状と課題

人口の減少に伴い、組合圏内におけるごみ排出量は減少傾向にあるものの、生活の豊かさが増すことで一人一日平均排出量は増加傾向にある。また、資源分別について、地域的な格差や個人的な格差があると考えられる。

ごみについては、発生抑制、再使用を行う 2R の取り組みを第一とするが、その上で発生する不用品については、分別資源化の徹底に努める。分別資源化を推進するためには、分別の方法や排出マナーの分かりやすい形での情報提供や、地域住民との協力の中で一人一人に対する細かい指導を行うなど、組合全体での資源化率の向上に取り組む必要がある。

3-2 排出抑制・再資源化の施策

ごみの排出抑制・再資源化に向けた取組の施策は、以下に示すとおりである。

○発生・排出抑制	
・生ごみ水切りの徹底	組合圏内における排出量のうち、家庭系ごみの割合が多く、約 9 割を占めており、住民一人一人が生ごみの水切りに対する意識を持つことで可燃ごみ排出量の重量の削減を図ることができる。
・生ごみ処理機等の補助制度の PR	組合の各構成町村では、生ごみ処理機の購入に対する補助制度を設けているが、補助件数は制度開始当初と比べ減少している。 補助制度を地域全体に普及させるためにも各町村と連携するなど PR 活動を強化し、制度自体を知らない人のリサイクルに対する意識向上を図る必要がある。
・家庭への不用品・ごみの持込みの抑制	家庭内にごみになるものを持込まないことが発生抑制につながることから、ものを買う際に本当に必要なものか考えて購入する、使い捨て製品や容器など、すぐにごみになるものをできるだけ選択せず、製品寿命の長いものを選択する等の不用品を家庭へ持込まない生活スタイルを推進していく。
・再使用の促進	不要になったものを再度使用することが排出抑制につながることから、壊れた家具などを修理して使用する、着用しなくなった古着を雑巾などにして使用するなど、繰り返し使う意識付けを推進する。

○発生・排出抑制	
・アンケートによる住民意識調査の実施 前計画で施策として上げられていたが実施されていないため、今後組合圏内の住民に対して任意にアンケート調査を実施する。高齢者対応も含めてごみ処理に関して改善して欲しいことなどの意見を徴収し、今後の施策等の検討につなげる。	
・地域における説明会の開催 ごみの現状について、広報やホームページ等の媒体での情報入手が難しい世帯にも広く情報提供を行うため、町村や組合の職員が地域に出向き説明会を開催し、地域住民との直接的な対話を通じてごみの現状を認識してもらうことにより、ごみの減量に向けた意識啓発を行う。	
・ごみに関する講習会への参加促進 焼却施設やごみ処理の現状については、地域住民にはなかなか分からない部分である。ごみの流れや処理の現状について知ることにより、ごみ問題についての関心をより高めてもらえるよう、組合圏内の小中学校や各種活動団体、住民に対する呼びかけを行い、講習会への参加を促進する。	
○分別・資源化	
・資源ごみ分別方法についての情報提供 資源ごみの正しい分別方法について、広報やホームページ、パンフレット等を通じた情報提供を充実させ、適正な処理ができる正しい資源ごみの分別方法について周知を図る。	
・ごみ分別指導の徹底 資源ごみは、品目ごとに専用の収集袋が作られているものの、分別精度には個人の格差があるため、可燃ごみの袋の中に資源ごみが混入する等の状況も考えられる。 組合全体において、分別精度の向上、資源化率の向上を目指すため、収集運搬業者や地域の自治会等との連携により、ごみ排出時の分別に対する指導を徹底する。	
・地域における説明会の開催 ごみ分別について、広報やホームページだけでなく、町村や組合の職員が出向き説明会を開催し、地域住民に対してごみ分別に対する意識啓発を行う。	
・プラスチック新法の施行に伴う分別収集の実施 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック新法）が、令和4年4月より施行されるため、廃プラスチックの分別収集を令和4年8月より実施する。	

3-3 分別区分

分別区分は、表 7-3 に示すとおりである。

令和 4 年 8 月より、廃プラスチックの分別収集を実施する。

「紙製容器包装」については集団回収の活用や必要に応じて分別拡大を検討する。

また、小型家電等の資源回収の拡大を検討する。

表 7-3 ごみの分別区分

分別区分			品目
収集 ごみ (持込含む)	可燃ごみ	焼却	紙くず、ビニール・パック、発泡スチロール、料理くず・残飯、木くず、履物、かばん、衣類 等
	資源ごみ (古紙類を除く)	リサイクル	ペットボトル、トレー
			○缶・金属類 アルミ缶、スチール缶、金属の食器、傘の骨、金属のハンガー スプレー缶（中身を出し切って、穴を空ける）、なべ 等
			○透明・白色（すりガラス）のびん
			○茶色のびん
			○緑色のびん
			○その他の色びん
			○廃プラスチック
	リターナブル	ビール瓶・酒一升瓶	
	不燃ごみ	最終処分場	○陶磁器・再生できないガラス ガラス灰皿、ガラス温度計、ガラス体温計、化粧品のびん、 ガラスコップ、鏡・板ガラス、陶磁器
民間委託処理		○蛍光灯・電球	
		○廃乾電池 マンガン電池、リチウム電池（充電式は除く）、アルカリ電池 ボタン電池	
持込 ごみ	古紙類	リサイクル	ダンボール、新聞、書籍、牛乳パック
	可燃性粗大ごみ	破碎・焼却	たんす、毛布、布団、じゅうたん、マット、木材、 その他の可燃性粗大ごみ
処理できないごみ			電化製品、医療系廃棄物、建築廃材、一部のスポーツ用品、 タイヤ、産業廃棄物、灰、その他の取り扱いできないもの

第 4 節 収集運搬計画

4-1 現状と課題

本組合では、家庭系ごみについて委託収集が行われているほか、家庭系ごみ及び事業系ごみの直接持込の受入れを行っている。

収集頻度は、可燃ごみ及び不燃ごみについて、週に 2 回の地域と 1 回の地域があり、資源ごみの内、ペットボトル、白色トレイ、廃乾電池等については、月に 1 回の収集を行っており、いずれも指定袋に入れて排出する方式を取っている。

資源分別の徹底及び高齢者等の排出困難者に対応した収集体制の確保が必要である。

4-2 収集運搬体制

(1) 収集対象・頻度

家庭系ごみの収集運搬対象・頻度は、表 7-4、表 7-5 に示すとおり、基本的に現状どおりとするが、必要に応じて随時見直しを行うものとする。令和 4 年 8 月より実施する廃プラスチックの分別収集頻度については、表 7-6 に示すとおりである。

表 7-4 各町村の収集頻度（可燃ごみ、びん類、缶・金属類）

町村名	曜日	地区名
設楽町	月	田口地区周辺 神田・平山地区 清崎地区の一部 津具地区
	水	清嶺地区周辺 川向・小松・長江・荒尾・和市・裏谷地区
	木	田口地区周辺 名倉地区周辺 松戸・宇連・沖の平・駒ヶ原地区 柿の沢宇連を除く津具地区
東栄町	火	振草・御殿・下川・本郷地区 三輪地区の一部
	金	園・下川地区 振草・本郷・三輪・御殿地区の一部
豊根村	水	豊根村全域
根羽村	月	高橋・市之瀬・取手・横旗・池之平・中野・小川・大畑・上町・下町・万場瀬・小栃・平・日向・櫛地区
	木	大畑・上町・下町・黒地・莫野・向黒地・小戸名・田島・新井・桧原地区

表 7-5 各町村の収集頻度（ペットボトル、白色トレイ、廃乾電池）

町村名	曜日	地区名
設楽町	第1火曜日	沖の平、駒ヶ原、裏谷、名倉、津具地区を除く設楽町全域（沖の平、駒ヶ原、裏谷地区は別対応）
	第3火曜日	津具地区全域
	第4火曜日	名倉地区全域
東栄町	第2火曜日	東栄町全域
豊根村	第2水曜日	旧富山村地区
	第4火曜日	旧豊根村地区
根羽村	第3火曜日	根羽村全域

表 7-6 各町村の収集頻度（廃プラスチック）

町村名	曜日	地区名
設楽町	第1月木曜日	設楽町全域（桑平地区、西川地区、松戸地区、宇連地区、沖の平、駒ヶ原地区を除く）
	第4水曜日	桑平地区、西川地区
	第1・3木曜日	松戸地区、宇連地区
	第2・4木曜日	沖の平、駒ヶ原地区
東栄町	第2・4火曜日	清平寺上、月花祭保存庫前
	第1金曜日	毛会地区
	第3金曜日	御園高遠地区
豊根村	第2水曜日	旧富山村地区
	第4火曜日	旧豊根村地区
根羽村	第3火曜日	根羽村全域

（２）収集方式

収集の効率性を考慮し、基本的にステーション方式を継続するものとする。

なお、ステーションの設置場所及び箇所数については、ごみの回収状況等を考慮して随時見直すものとする。また、必要に応じて各町村で直接持込みが出来るストックヤードの整備を実施する。

（３）排出方法

現状どおり、指定袋制とする。なお、資源ごみについては、リサイクル施設等の計画との整合を図りつつ排出方法を検討する。

4-3 収集運搬の減量化等に向けた施策

収集運搬の減量化・再資源化に向けた取り組みの施策を以下に示す。

・古紙類の資源収集の検討

現在、古紙類（ダンボール、雑誌、新聞紙、牛乳パック）は中田クリーンセンターへの直接持込みか、学校区で行われている集団回収による回収が行われているのみであり、定期的な収集は行われていない。

地域の特性として、高齢化が進んでいる現状や、焼却ごみの組成で紙・布類が多いことを考慮すると、一度に多量に排出することで高重量化し、分別排出が困難となることも想定されるため、直接持込み、集団回収の他に、月 1 回程度の収集日を設定する等紙類について住民が分別排出しやすい収集体制を検討する。

・戸別収集の検討

地域特性として、高齢化が進んでいることも踏まえ、福祉等の他機関と連携したごみ出しの実施等、体制整備の検討及び情報提供の実施に努める。

・廃プラスチックの収集の検討

プラスチック新法の施行に伴い、廃プラスチックの収集方法や頻度等について、今後実施状況を踏まえて検討する。

第 5 節 中間処理計画

5-1 現状と課題

中田クリーンセンターの焼却施設は、令和 3 年 4 月から中継施設として処理を行っている。資源化施設については、平成 4 年度の完成から 29 年が経過しており、老朽化が懸念される。今後も安定的なごみ処理を継続的に行うためには、施設の適正な維持管理だけでなく、施設の更新や広域処理について検討を進めていく必要がある。

また、組合の施設では処理することができない特別管理一般廃棄物（医療系廃棄物）や処理困難物については、その収集及び処理体系が明確になっていないため、収集運搬業者や処理業者との連携により、適正な処理方法及び処理ルートを確保する必要がある。

5-2 処理体制等

（1）処理主体

処理主体は、本組合とする。ただし、広域化が進捗した場合は、新たな広域化の母体が主体となる。

（2）処理対象物

可燃ごみ、資源ごみ、可燃性粗大ごみの処理を行う。

（3）処理方法

可燃ごみ及び可燃性粗大ごみは、現状と同様に、民間委託により処理する。不燃ごみについては、現状と同様に本組合の最終処分場で処分する。資源ごみについては、現状と同様に民間委託により処理する。

将来の本組合におけるごみ処理フローは、図 7-3 に示すとおりである。

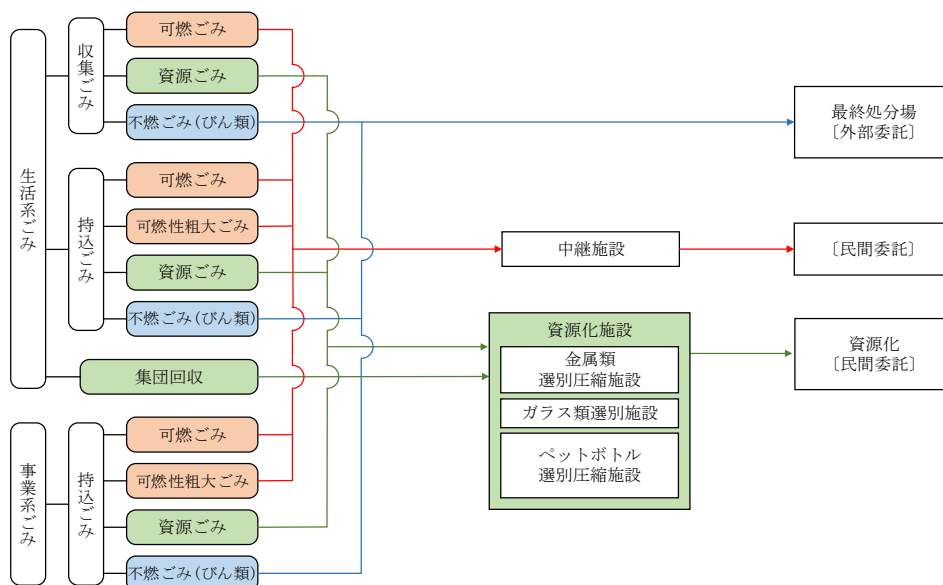


図 7-3 ごみ処理フロー図

（４）今後の施策

１）広域処理の検討

広域処理に向けた検討と推進をするとともに、広域処理を行うまで中継施設を適正な維持管理を実施していく。

２）処理費用・維持管理費の削減

発生・排出抑制、資源分別の改善により、処理ごみを削減し、施設の延命化や処理費・維持管理費の削減を図る。

第 6 節 最終処分計画

6-1 現状と課題

本組合の焼却施設を、中継施設へ改造に伴い、令和 3 年 3 月以降は、焼却灰が出なくなったため、愛知県に「処理する一般廃棄物の種類変更届」を提出し、ガラス残渣を処分できる体制を整えた。

令和 4 年 4 月からは、ガラス残渣を最終処分場で最終処分し、埋立完了した後は、最終処分場を増設するのではなく、民間委託による最終処分を行う計画となっている。

また、本組合の最終処分場の埋立完了を見据えて、現在使用している最終処分場用地の返還に係る計画の検討が必要となる。

6-2 処理体制等

(1) 処理主体

本組合とする。

(2) 最終処分方法

本組合の処分場、もしくは民間委託により適正に処理する。

(3) 最終処分量

将来の最終処分量は、表 7-7 に示すとおりである。最終処分量は、ごみ排出量の減少に伴い、減少する見込みである。

表 7-7 最終処分量の目標値

年度		R2	R3	R7	R13	R18
最終処分場	(t/年)	404.88	64.27	63.71	61.20	59.76
焼却灰	(t/年)	341.00	0.00	0.00	0.00	0.00
破碎くず等	(t/年)	63.88	64.27	63.71	61.20	59.76
家庭系不燃ごみ	(t/年)	53.98	54.29	52.71	48.55	45.36
事業系不燃ごみ	(t/年)	9.90	9.98	11.00	12.65	14.40

第 8 章 その他ごみ処理に関し必要な事項

第 1 節 特別管理一般廃棄物、適正処理困難に対する対応

本組合では、タイヤや消火器をはじめとする適正な処理が困難な廃棄物や、劇薬、農薬などの薬品類などの有害性・危険のあるもの及び自宅治療で使用した医療系廃棄物については、収集処理を行わないものとするが、その適正な処理方法については、周知徹底を図る。

第 2 節 災害廃棄物対策

東日本大震災や全国各地で発生している大雨、竜巻、台風等の自然災害によって生じた災害廃棄物の処理が問題となっている。これらの災害を受け、国では、平成 26 年 3 月に災害廃棄物対策指針を、平成 27 年 11 月に大規模災害時における災害廃棄物行動指針を策定した。

本組合においても、国の指針や、県が策定する災害廃棄物処理計画を踏まえつつ、災害時に発生する廃棄物の処理について、被災地の衛生環境の確保を目的に、廃棄物の分別、仮置場、可燃ごみ・がれき・し尿の適正処理体制の整備等の必要事項の検討を実施する。現在、大栄環境株式会社と災害廃棄物等の処理に関する基本協定を締結している。

第 3 節 不法投棄対策

不法投棄対策として、不法投棄が行われやすい地域を把握するとともに、その地域を中心に監視パトロールの強化を図る。また、住民、関連機関、民間事業者との連携体制を構築するとともに、看板やのぼりの設置、マグネットシート（車用）の活用、パンフレット、HP 等での適正処理の啓発による意識向上を図り、不法投棄の予防に努める。

第 4 節 SDGs への対応

国では、ごみ排出量の増加や質の多様化が進むなど、ごみ処理を取り巻く状況の変化への対応のため、循環型社会への転換を目指し、環境基本法や廃棄物処理法などの廃棄物関連法令の改正、各種リサイクル法の制定・改正等、循環型社会形成を目指して法整備を行ってきた。

また、平成 27 年に行われた国連総会では、令和 12 年までの新たな目標として「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、海洋ごみ・海洋汚染の大幅な削減や食品ロス・食品廃棄物の削減等について日本等の先進国が率先して取り組むことが謳われている。

このような状況の中、本組合においても、資源循環やごみの衛生的かつ安全な処理を継続することで、SDGs の達成に向けて取り組むとともに、持続可能な社会の形成を推進していく必要がある。



第 5 節 進行管理計画

5-1 進行管理

本計画を効果的・効率的に推進していくために、計画の目的や目標を住民・事業者・行政の三者が共有し、それぞれが自らの役割と責任をしっかりと意識した上で取り組む。

また、それぞれの目標や具体的施策の進捗状況を定期的に把握し、それらの点検を通じて、目標の達成に向け、進行管理を行う。

5-2 推進体制

本計画に掲げた目標の達成に向けて、住民・事業者・行政が協働して取り組むことが必要であり、本組合では、廃棄物の適正処理を推進するとともに、住民や事業者の理解・協力を求めながら発生抑制や再生利用など 3R 行動の実践を促進する広報・啓発を行っていく。

生活排水処理基本計画編

第 1 章 生活排水処理の現況

第 1 節 生活排水処理の体系

各町村におけるし尿・生活雑排水の処理・処分体系は、図 1-1 に示すとおりである。

汲取り便槽の世帯から発生するし尿は、し尿処理施設で適正に処理している。

単独・合併処理浄化槽を設置している世帯では、各浄化槽で処理後、浄化槽汚泥はし尿処理施設へ搬入され適正に処理している。

公共下水道へ接続している世帯では、下水処理場において適切に処理されている。

本組合のし尿処理施設（田口クリーンセンター）を令和 3 年 7 月に新たに整備し、構成町である設楽町では、下水道処理施設（田口浄化センター）を令和 3 年 4 月に新たに整備するなど、近年、廃棄物の処理体制が大きく変わっている。

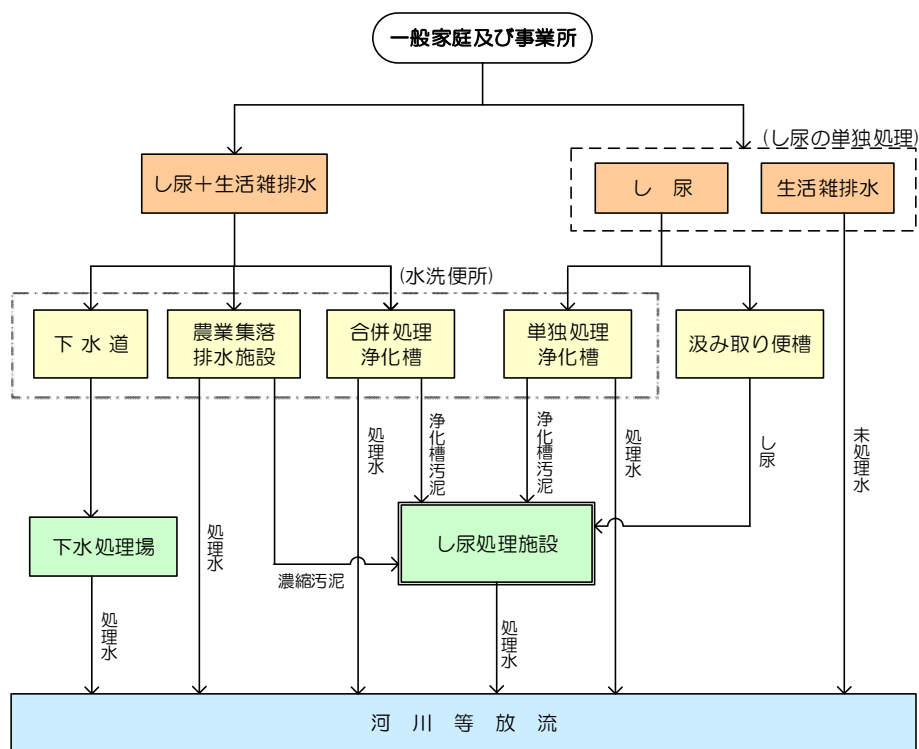


図 1-1 生活排水処理体系フロー

第 2 節 生活排水の排出状況

2-1 処理形態別人口

組合全体及び各町村における過去 5 ヶ年（平成 28 年度～令和 2 年度）の処理形態別人口の実績は、表 1-1～表 1-5 及び図 1-2～図 1-6 に示すとおりである。

〔組合全体〕

令和２年度時点で、計画処理区域内人口 9,504 人のうち、7,247 人の生活排水が合併処理浄化槽、下水道及び農業集落排水施設により適正に処理されている。なお、生活排水処理率は 76.3%※となっている。

※生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

$$=7,247 \text{ 人} \div 9,504 \text{ 人} = 76.3\%$$

表 1-1 組合全体の処理形態別人口（実績値）

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 計画処理区域内人口	10,550	10,247	9,984	9,750	9,504
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	7,654	7,675	7,430	7,335	7,247
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	3,464	3,405	3,407	3,395	3,397
(3) 下水道人口	1,625	1,691	1,536	1,491	1,435
(4) 農業集落排水人口	2,565	2,579	2,487	2,449	2,415
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,777	1,317	1,417	1,368	1,326
4. 非水洗化人口	1,119	1,255	1,137	1,047	931
(1) し尿収集人口	1,052	1,228	1,075	993	880
(2) 自家処理人口	67	27	62	54	51
生活排水処理率（％）	72.5	74.9	74.4	75.2	76.3

※計画処理区域内人口＝行政区内人口

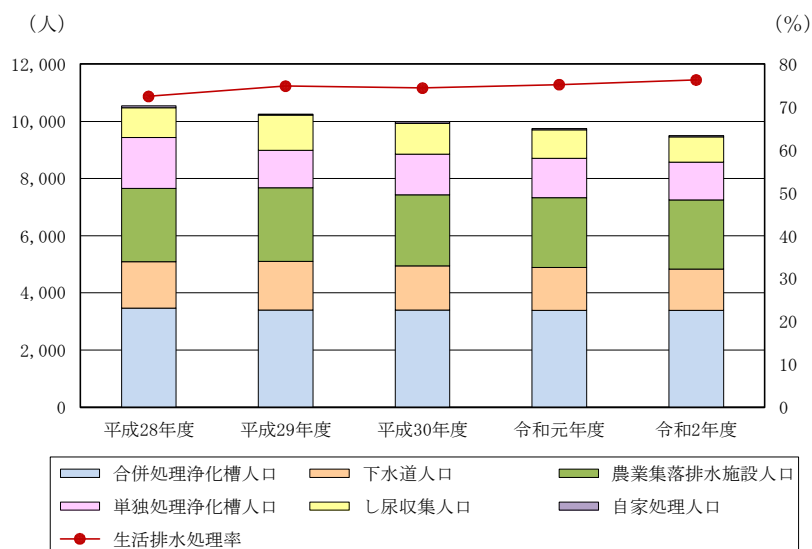


図 1-2 組合全体の処理形態別人口の推移（実績値）

〔設楽町〕

令和２年度時点で、計画処理区域内人口 4,583 人のうち、3,465 人の生活排水が合併処理浄化槽及び農業集落排水施設により適正に処理されている。なお、生活排水処理率は 75.6%※となっている。

※生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

$$=3,465 \text{ 人} \div 4,583 \text{ 人} = 75.6\%$$

表 1-2 設楽町の処理形態別人口（実績値）

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 計画処理区域内人口	5,043	4,921	4,785	4,672	4,583
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,559	3,477	3,492	3,465	3,465
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	1,871	1,815	1,854	1,871	1,886
(3) 下水道人口	0	0	0	0	0
(4) 農業集落排水人口	1,688	1,662	1,638	1,594	1,579
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	932	675	617	617	615
4. 非水洗化人口	552	769	676	590	503
(1) し尿収集人口	552	769	676	590	503
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率（％）	70.6	70.7	73.0	74.2	75.6

※計画処理区域内人口＝行政区内人口

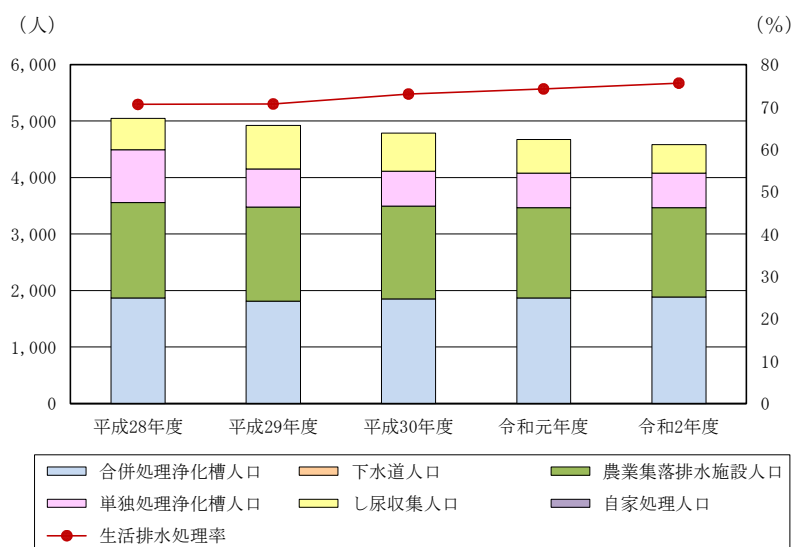


図 1-3 設楽町の処理形態別人口の推移（実績値）

〔東栄町〕

令和2年度時点で、計画処理区域内人口2,998人のうち、2,186人の生活排水が合併処理浄化槽、下水道及び農業集落排水施設により適正に処理されている。なお、生活排水処理率は72.9%※となっている。

※生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

$$=2,186 \text{ 人} \div 2,998 \text{ 人} = 72.9\%$$

表1-3 東栄町の処理形態別人口（実績値）

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 計画処理区域内人口	3,373	3,249	3,191	3,104	2,998
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,405	2,497	2,283	2,245	2,186
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	552	542	528	530	536
(3) 下水道人口	1,625	1,691	1,536	1,491	1,435
(4) 農業集落排水人口	228	264	219	224	215
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	677	476	642	615	573
4. 非水洗化人口	291	276	266	244	239
(1) し尿収集人口	224	249	204	190	188
(2) 自家処理人口	67	27	62	54	51
生活排水処理率（%）	71.3	76.9	71.5	72.3	72.9

※計画処理区域内人口＝行政区内人口

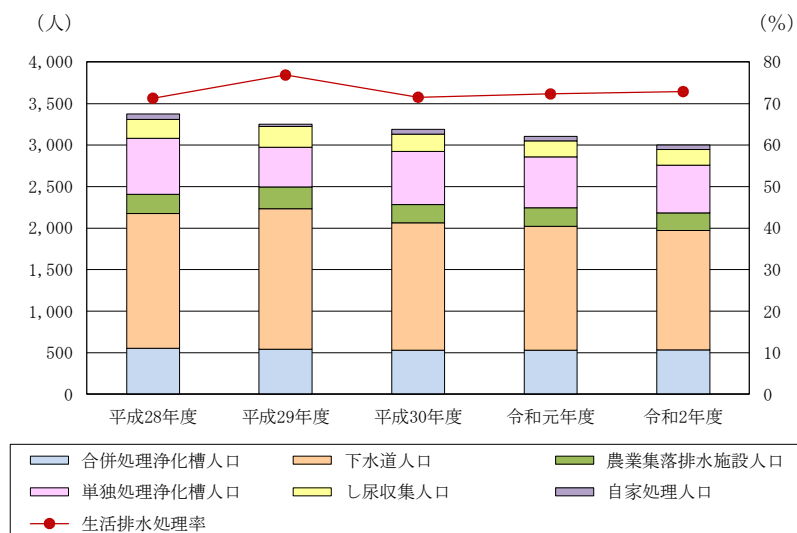


図1-4 東栄町の処理形態別人口の推移（実績値）

〔豊根村〕

令和２年度時点で、計画処理区域内人口 1,047 人のうち、775 人の生活排水が合併処理浄化槽により適正に処理されている。なお、生活排水処理率は 74.0％※となっている。

※生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

$$=775 \text{ 人} \div 1,047 \text{ 人} = 74.0\%$$

表 1-4 豊根村の処理形態別人口（実績値）

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 計画処理区域内人口	1,172	1,134	1,106	1,079	1,047
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	817	836	823	798	775
（1）コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
（2）合併処理浄化槽人口	817	836	823	798	775
（3）下水道人口	0	0	0	0	0
（4）農業集落排水人口	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	161	155	151	136	131
4. 非水洗化人口	194	143	132	145	141
（1）し尿収集人口	194	143	132	145	141
（2）自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率（％）	69.7	73.7	74.4	74.0	74.0

※計画処理区域内人口＝行政区域内人口

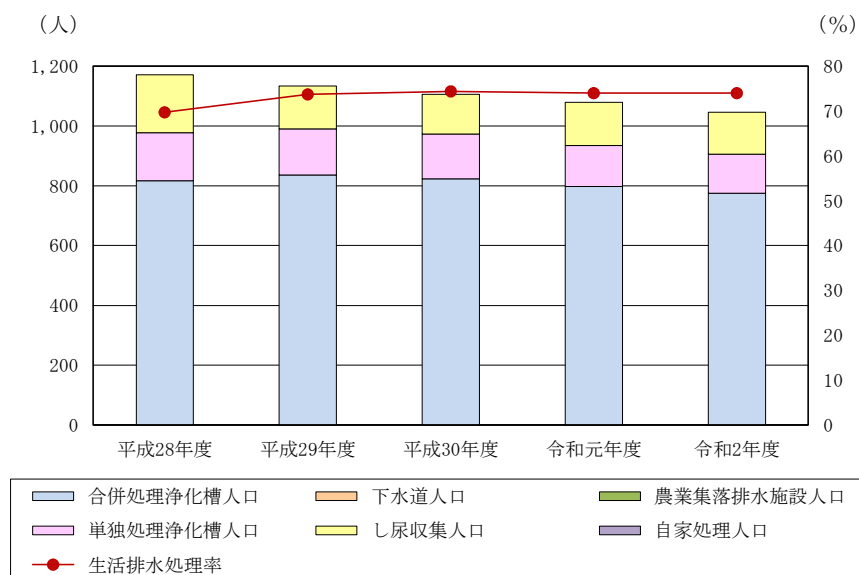


図 1-5 豊根村の処理形態別人口の推移（実績値）

〔根羽村〕

令和２年度時点で、計画処理区域内人口 876 人のうち、821 人の生活排水が合併処理浄化槽及び農業集落排水施設により適正に処理されている。

なお、生活排水処理率は 93.7%※となっている。

※生活排水処理率＝水洗化・生活雑排水処理人口÷計画処理区域内人口

$$=821 \text{ 人} \div 876 \text{ 人} = 93.7\%$$

表 1-5 根羽村の処理形態別人口（実績値）

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
1. 計画処理区域内人口	962	943	902	895	876
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	873	865	832	827	821
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	224	212	202	196	200
(3) 下水道人口	0	0	0	0	0
(4) 農業集落排水人口	649	653	630	631	621
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 （単独処理浄化槽）	7	11	7	0	7
4. 非水洗化人口	82	67	63	68	48
(1) し尿収集人口	82	67	63	68	48
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率（％）	90.7	91.7	92.2	92.4	93.7

※計画処理区域内人口＝行政区域内人口

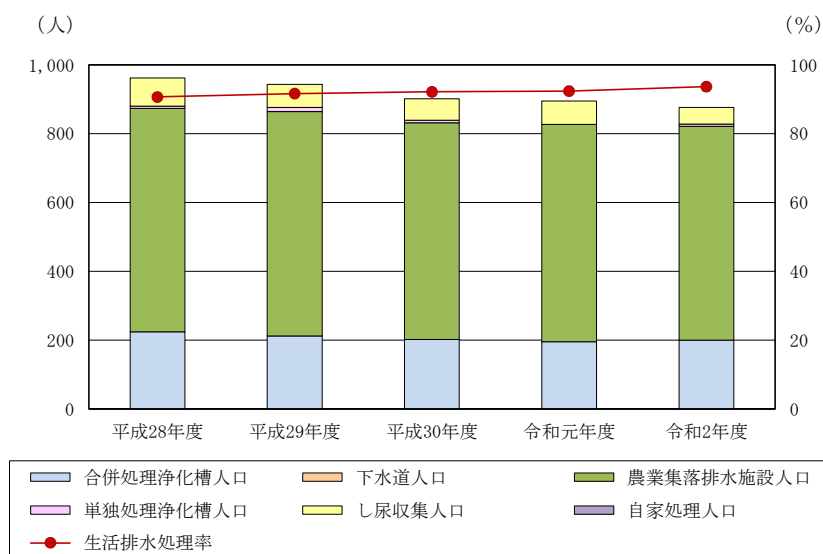


図 1-6 根羽村の処理形態別人口の推移（実績値）

第 3 節 生活排水処理施設の概要

3-1 公共下水道

各町村の公共下水道は、設楽町（令和 3 年度より併用開始）と東栄町において特定環境保全公共下水道が整備されている。各公共下水道の概要は、表 1-6、表 1-7 に示すとおりである。

また、下水道人口（接続人口）の推移は、表 1-8 及び図 1-7 に示すとおりである。

表 1-6 公共下水道の概要（設楽町）

名称	田口浄化センター
所在地	北設楽郡設楽町田口字折地
処理方式	凝集剤添加硝化脱窒型膜分離活性汚泥法
放流先	折地川
供用開始年度	令和 3 年度
計画処理人口	1,000 人
計画処理面積	81.5ha
処理能力	690m ³ /日

表 1-7 公共下水道の概要（東栄町）

名称	東栄浄化センター
所在地	東栄町大字下田字中原 3-1
処理方式	オキシデーショondiッチ法
放流先	大千瀬川
供用開始年度	平成 11 年度
計画処理人口	2,860 人
計画処理面積	98ha
処理能力	1,600m ³ /日

表 1－8 下水道人口の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設楽町	0	0	0	0	0
東栄町	1,625	1,691	1,536	1,491	1,435

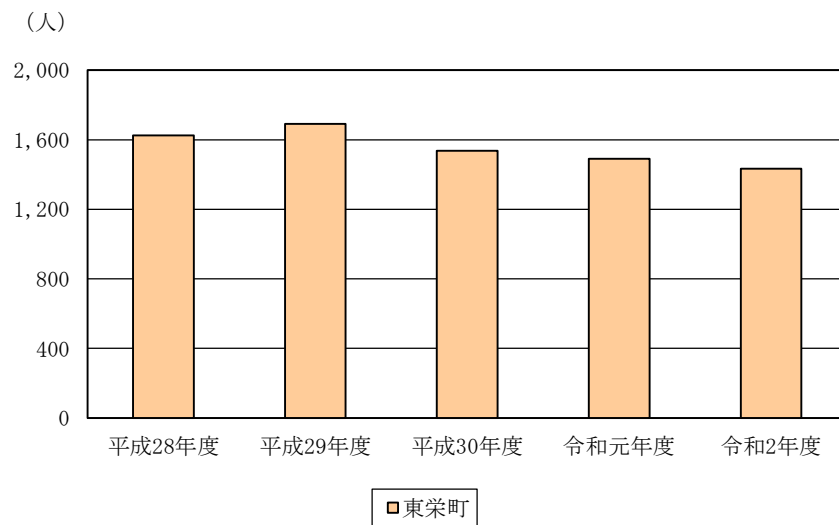


図 1－7 下水道人口の推移

3-2 農業集落排水施設

各町村の農業集落排水施設は、設楽町、東栄町及び根羽村の3地区において整備されている。各町村の農業集落排水施設の概要は、表1-9に示すとおりである。

本組合の農業集落排水人口の推移は、表1-10及び図1-8に示すとおりである。

表1-9 農業集落排水施設の概要

町村名	処理地区名	処理方式	供用開始年度
設楽町	名倉地区	回分式活性汚泥方式+玉石ろ過	平成11年度
	津具地区	連続流入間欠ばっ気方式	平成14年度
東栄町	川角地区	沈殿分離+接触ばっ気方式	平成13年度
	月地区	沈殿分離+接触ばっ気方式	平成17年度
根羽村	高橋地区	回遊式間欠ばっ気方式+玉石ろ過	平成8年度
	根羽地区	連続流入間欠ばっ気方式+玉石ろ過	平成14年度

表1-10 農業集落排水人口の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設楽町	1,688	1,662	1,638	1,594	1,579
東栄町	228	264	219	224	215
根羽村	962	943	902	895	876
合 計	2,878	2,869	2,759	2,713	2,670

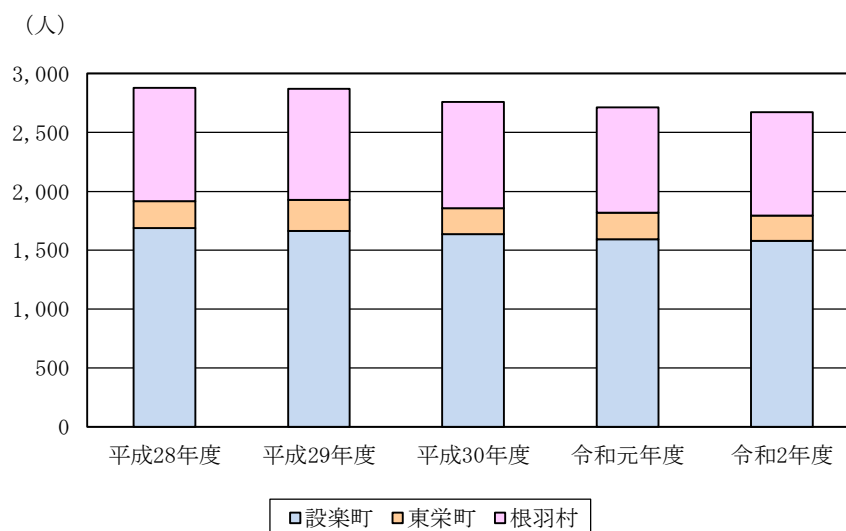


図1-8 農業集落排水人口の推移

3-3 合併処理浄化槽

近年、公共用水域の水質汚濁負荷量は生活系、特に生活雑排水の占める割合が大きくなっており、し尿及び生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽が水質汚濁防止の有効な対策として注目されるようになった。

また、合併処理浄化槽の設置を促進するために、昭和 62 年度から国庫補助制度（現在は環境省所管の循環型社会形成推進交付金制度）が施行され、現在各町村では浄化槽設置整備事業を行い、合併処理浄化槽の整備を推進している。

本組合の合併処理浄化槽人口の推移は、表 1-11 及び図 1-9 に示すとおりである。

表 1-11 合併処理浄化槽人口の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設楽町	1,871	1,815	1,854	1,871	1,886
東栄町	552	542	528	530	536
豊根村	817	836	823	798	775
根羽村	224	212	202	196	200
合 計	3,464	3,405	3,407	3,395	3,397

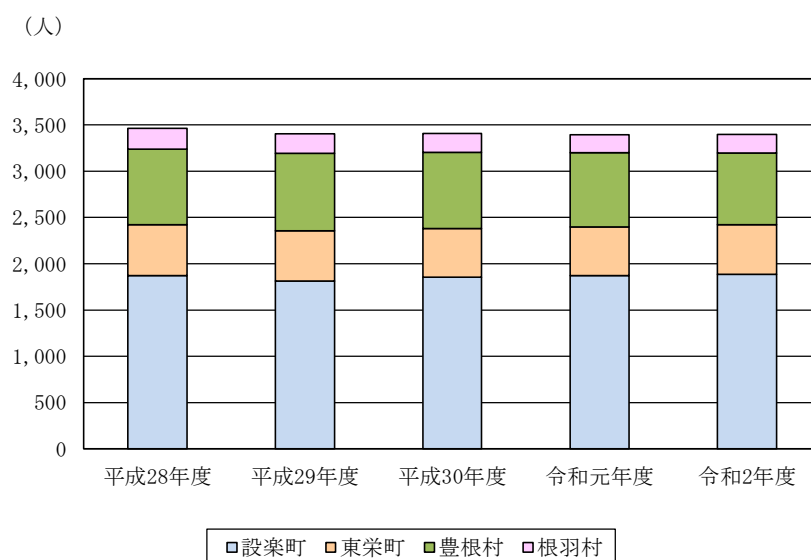


図 1-9 合併処理浄化槽人口の推移

3-4 単独処理浄化槽

平成9年度まで、単独処理浄化槽人口は増加傾向となっていたが、衛浄第23号「単独処理浄化槽の新設廃止対策の推進について」（平成9年6月30日）による単独処理浄化槽の新設廃止の指導及び生衛発第958号「浄化槽法の一部を改正する法律について」（平成12年6月2日）による単独処理浄化槽の新設禁止により、近年は下水道への接続、または合併処理浄化槽へ転換されている。

本組合の単独処理浄化槽人口の推移は、表1-12及び図1-10に示すとおりである。

表1-12 単独処理浄化槽人口の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設楽町	932	675	617	617	615
東栄町	677	476	642	615	573
豊根村	161	155	151	136	131
根羽村	7	11	7	0	7
合 計	1,777	1,317	1,417	1,368	1,326

(人)

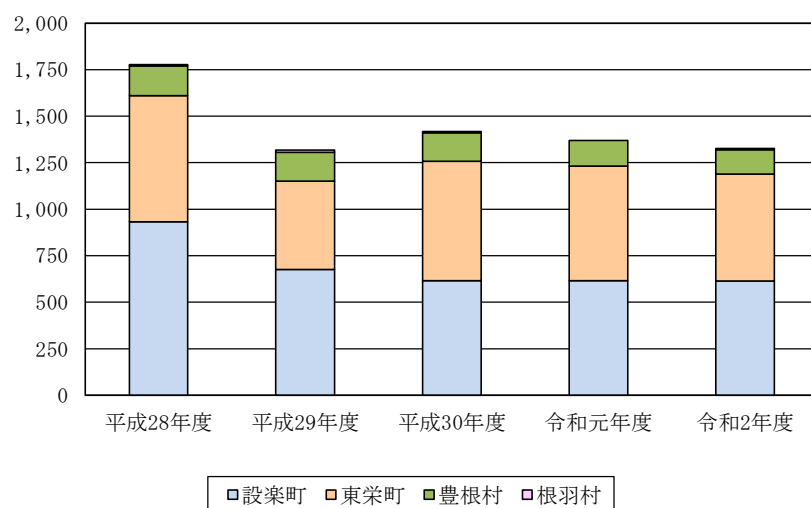


図1-10 単独処理浄化槽人口の推移

3-5 し尿収集（汲み取り）

各町村のし尿収集人口は、人口の減少及び下水道への接続、または合併処理浄化槽へ転換に伴う減少傾向が続いており、令和2年度時点において全体で処理区域内人口の9.3%（880人÷9,504人）程度となっている。

本組合のし尿収集人口の推移は、表1-13及び図1-11に示すとおりである。

表1-13 し尿収集人口の推移

（単位：人）

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
設楽町	552	769	676	590	503
東栄町	224	249	204	190	188
豊根村	194	143	132	145	141
根羽村	82	67	63	68	48
合 計	1,052	1,228	1,075	993	880

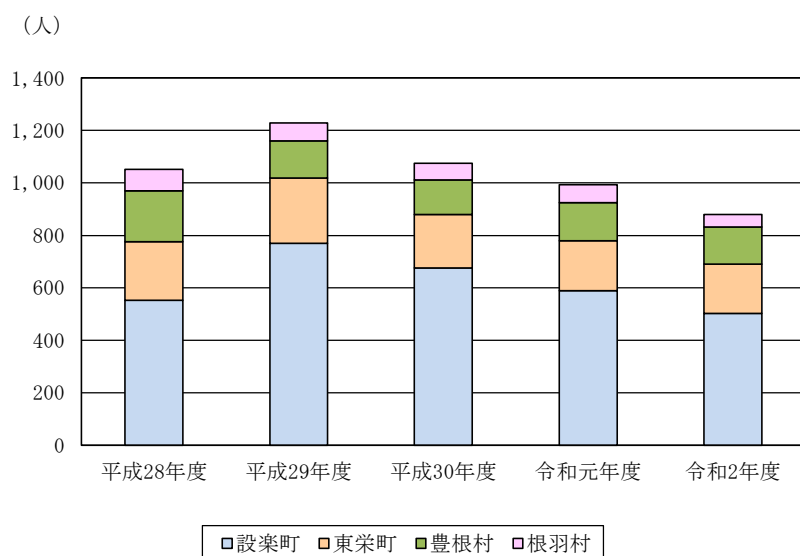


図1-11 し尿収集人口の推移

3-6 自家処理

し尿などの自家処理は、東栄町のみで行われている。

本組合の自家処理人口の推移は、表 1-14 及び図 1-12 に示すとおりである。

表 1-14 自家処理人口の推移

(単位：人)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
東栄町	67	27	62	54	51

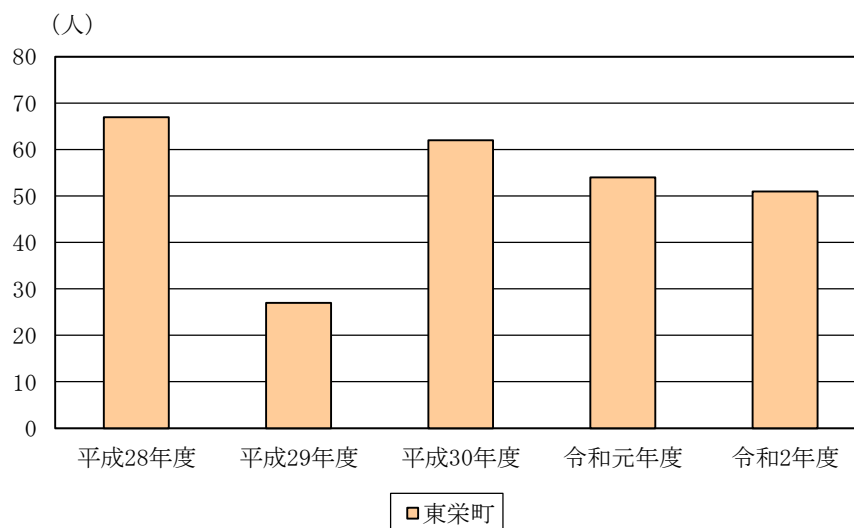


図 1-12 自家処理人口の推移

第 4 節 生活排水の処理状況

4-1 し尿処理施設の概要

本組合では、し尿等を松戸クリーンセンターで処理をしていたが、設楽ダム建設に伴い代替施設として、令和 3 年 7 月より、田口クリーンセンターを整備し、し尿等の処理を継続している。

また、田口クリーンセンターでは、田口浄化センター（公共下水道）から発生する汚泥（併せ産廃）を乾燥＋焼却処理する計画となっている。

松戸クリーンセンター（旧施設）と田口クリーンセンター（新施設）の概要は、表 1-15、表 1-16 に示すとおりである。

表 1-15 し尿処理施設の概要（旧施設）

名称	松戸クリーンセンター
所在地	愛知県北設楽郡設楽町松戸字ワカドチ 10 番地 3
敷地面積	4,542.5 m ²
竣工年月	平成元年 2 月
処理能力	25 kℓ/日
水処理方法	高負荷脱窒素処理＋高度処理（砂ろ過＋活性炭吸着）
汚泥処理方法	乾燥＋焼却処理

表 1-16 し尿処理施設の概要（新施設）

名称	田口クリーンセンター
所在地	愛知県北設楽郡設楽町田口字折地 8 番地
敷地面積	3,681 m ²
竣工年月	令和 3 年 7 月
処理能力	18 kℓ/日
水処理方法	高負荷脱窒素処理＋高度処理
汚泥処理方法	乾燥＋焼却処理

4-2 中間処理の状況

本組合のし尿汚泥等の処理量の推移を、表 1-17 及び図 1-13 に示す。

本組合では処理工程から発生する余剰汚泥の一部を堆肥として資源化している。

表 1-17 し尿汚泥等の中間処理状況の推移

(単位：kℓ)

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
し尿	823.1	759.3	658.7	694.4	657.8
浄化槽汚泥	5,428.4	5,929.0	5,567.0	5,797.9	5,847.9
合 計	6,251.4	6,688.3	6,225.7	6,492.3	6,505.7

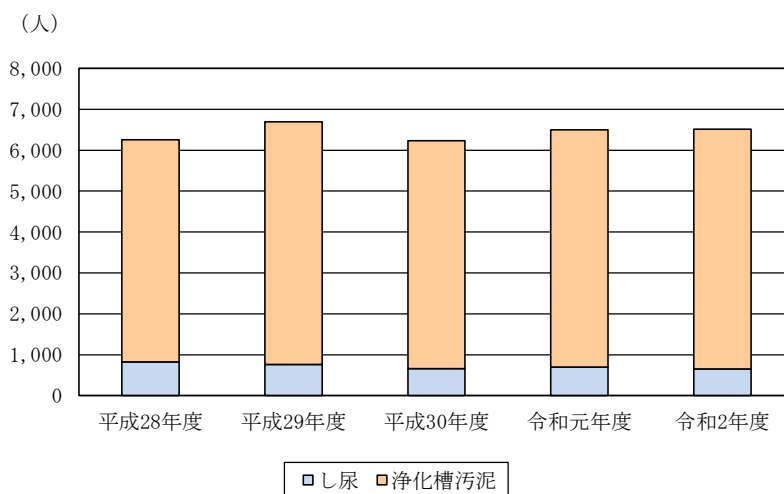


図 1-13 し尿汚泥等の中間処理状況の推移

第 2 章 生活排水処理の課題の抽出・整理

本組合の生活排水処理率は、平成 28 年度に約 72.5%（＝7,654 人／10,550 人）であったが、令和 2 年度には約 76.3%（＝7,247 人／9,504 人）と生活排水の適正処理が進んでいる。

しかしながら、現状において下水道へ未接続の世帯があることや、下水道等整備区域外において、合併処理浄化槽への転換がされておらず、生活雑排水の適正処理が行われていない世帯がある。

このような状況を踏まえ、生活排水の適正処理をさらに推進するための課題を以下に整理する。

- 構成町の下水道は整備中であるが、現状において未接続世帯があるため、下水道等の整備区域内においては、速やかに接続するよう指導を行っていく必要がある。
- 下水道等の計画区域外における汲み取り便槽、単独処理浄化槽を設置している世帯等に対して、生活雑排水の適正処理のために合併処理浄化槽への転換を推進する必要がある。
- 浄化槽の維持管理は、浄化槽法第 7 条及び第 11 条に基づく処理水質の法定検査のほか、第 10 条に基づく年 1 回の清掃及び定期的な保守点検が義務付けられているため、適正な維持管理を推進することが必要である。
- 本組合が運営・管理するし尿処理施設は、令和 3 年 7 月に新たに田口クリーンセンターが整備された。今後とも、各設備の点検整備を計画的に行い、施設の適正処理を継続する。

第 3 章 基本理念及び基本方針

第 1 節 生活排水処理に係る理念

生活排水処理の重要性を認識し適正に処理するために、下水道等の整備区域内の地域については接続を推進し、また、上記区域外の地域については、合併処理浄化槽の整備を推進する。そのため、住民に対して生活排水処理対策の必要性の啓発を行い、住民協力のもと進めていくことにより、身近な生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るものとする。

第 2 節 生活排水処理の基本方針

生活排水処理対策の基本は、適正に処理を行うことであり、処理施設の整備及び適正処理に関する啓発を行っていくこととする。

生活排水処理の基本方針は、以下のとおりとする。

◆基本方針◆

① 整備区域内の接続率の向上

下水道等の整備区域内における未接続世帯の早期接続。

② 汲み取り便槽、単独処理浄化槽の合併処理への転換の推進

下水道等の計画区域内外での汲み取り便槽、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽処理への早期転換。

③ 浄化槽の適正管理の実施

構成町村の浄化槽設置世帯への定期的な点検の実施。

④ し尿処理施設における適正処理の継続・推進

本組合のし尿処理施設は点検整備を計画的に実施し、し尿等の適正処理の継続・推進。

第 4 章 生活排水処理基本計画

第 1 節 計画の目標

本計画における目標値を以下のように設定する。基本方針に沿って、各町村の実情に適合した生活排水処理施設の整備を推進し、組合全体の生活排水処理率 87%以上の目標達成を目指すものとする。

○生活排水処理率の目標



第 2 節 生活排水を処理する区域、人口等

生活排水の処理区域は、組合の構成町村の行政区域全域とし、そのうち集合処理区域は、公共下水道により処理を行う。それ以外の区域は個別処理区域とし、浄化槽整備を推進する。

前項に示した目標達成時の組合全体及び各町村における処理形態別人口の推移は、表 4-1～表 4-5 及び図 4-1～図 4-5 に示すとおりである。

〔組合全体〕

組合全体の将来の生活排水処理率は、下水道への接続の推進、合併処理浄化槽への転換により、目標年度の令和 18 年度で、87.5%となる見込みである。

表 4-1 組合全体の処理形態別人口の推移

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 8年度	令和 13年度	令和 18年度
1. 計画処理区域内人口	9,759	9,415	8,893	8,210	7,652
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	7,502	7,386	7,436	7,045	6,692
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	3,397	3,210	2,737	2,616	2,547
(3) 下水道人口	1,435	1,772	2,407	2,310	2,170
(4) 農業集落排水人口	2,670	2,404	2,292	2,119	1,975
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	1,326	1,179	859	690	573
4. 非水洗化人口	931	850	598	475	387
(1) し尿収集人口	880	801	550	427	341
(2) 自家処理人口	51	49	48	48	47
生活排水処理率 (%)	76.9	78.4	83.6	85.8	87.5

※計画処理区域内人口＝行政区内人口

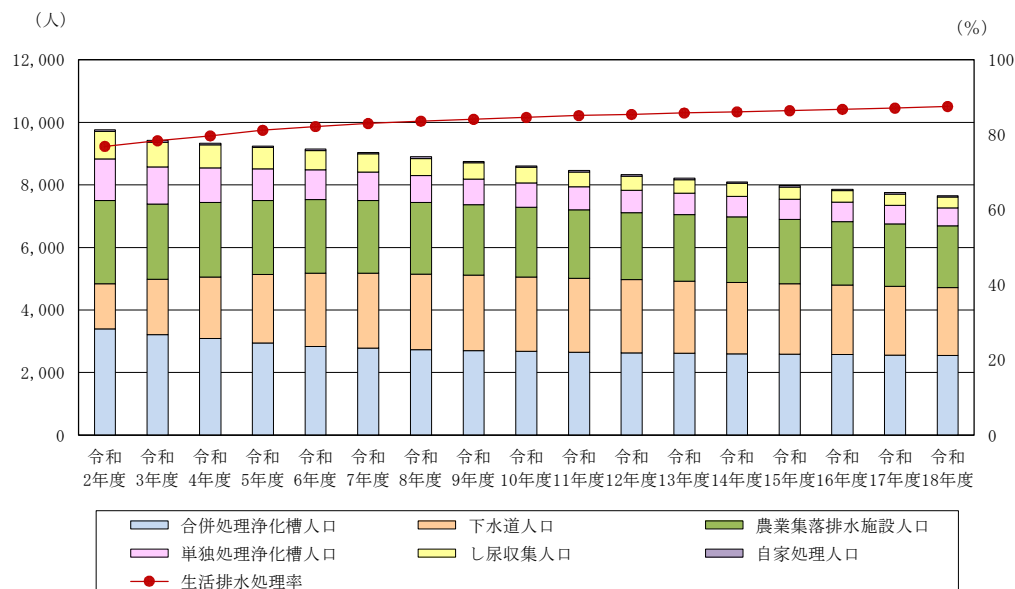


図 4-1 組合全体の処理形態別人口の推移

〔設楽町〕

設楽町の将来の生活排水処理率は、下水道への接続の推進、合併処理浄化槽への転換により、目標年度の令和 18 年度で、88.5%となる見込みである。

表 4-2 設楽町の処理形態別人口の推移

	(単位：人)				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 8年度	令和 13年度	令和 18年度
1. 計画処理区域内人口	4,583	4,526	4,204	3,849	3,549
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	3,465	3,593	3,636	3,373	3,142
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	1,886	1,694	1,199	1,128	1,070
(3) 下水道人口	0	340	990	920	850
(4) 農業集落排水人口	1,579	1,559	1,447	1,325	1,222
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	615	492	294	249	217
4. 非水洗化人口	503	441	274	227	190
(1) し尿収集人口	503	441	274	227	190
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	75.6	79.4	86.5	87.6	88.5

※計画処理区域内人口＝行政区内人口

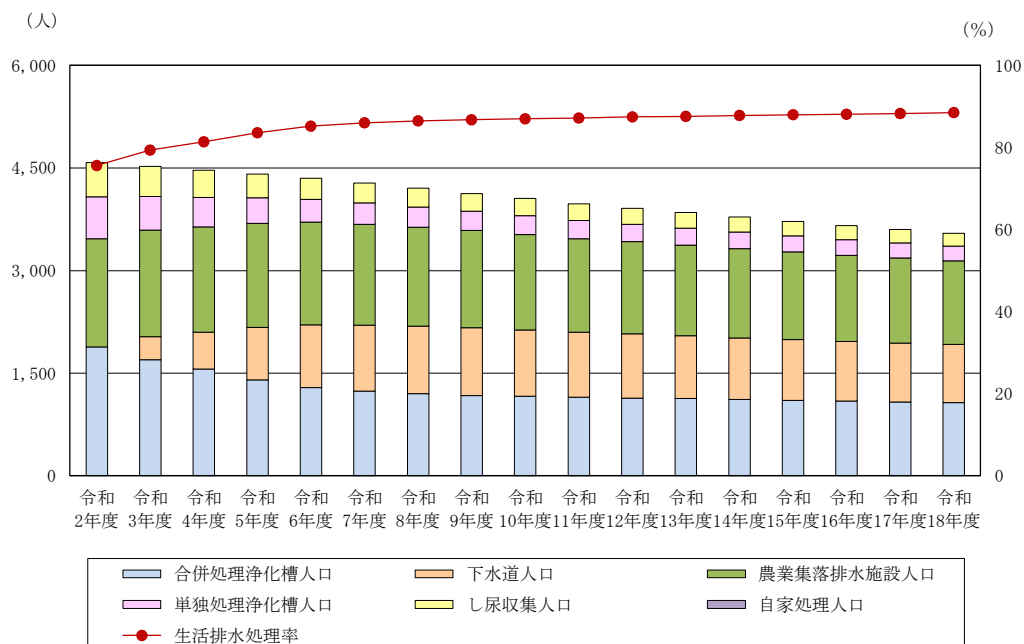


図 4-2 設楽町の処理形態別人口の推移

〔東栄町〕

東栄町の将来の生活排水処理率は、下水道への接続の推進、合併処理浄化槽への転換により、目標年度の令和18年度で、83.0%となる見込みである。

表 4-3 東栄町の処理形態別人口の推移

	(単位：人)				
	令和 2年度	令和 3年度	令和 8年度	令和 13年度	令和 18年度
1. 計画処理区域内人口	2,998	2,967	2,795	2,572	2,386
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	2,186	2,184	2,152	2,070	1,980
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	536	532	525	490	480
(3) 下水道人口	1,435	1,432	1,417	1,390	1,320
(4) 農業集落排水人口	215	220	210	190	180
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	573	554	450	344	273
4. 非水洗化人口	239	229	193	158	133
(1) し尿収集人口	188	180	145	110	87
(2) 自家処理人口	51	49	48	48	47
生活排水処理率 (%)	72.9	73.6	77.0	80.5	83.0

※計画処理区域内人口＝行政区内人口

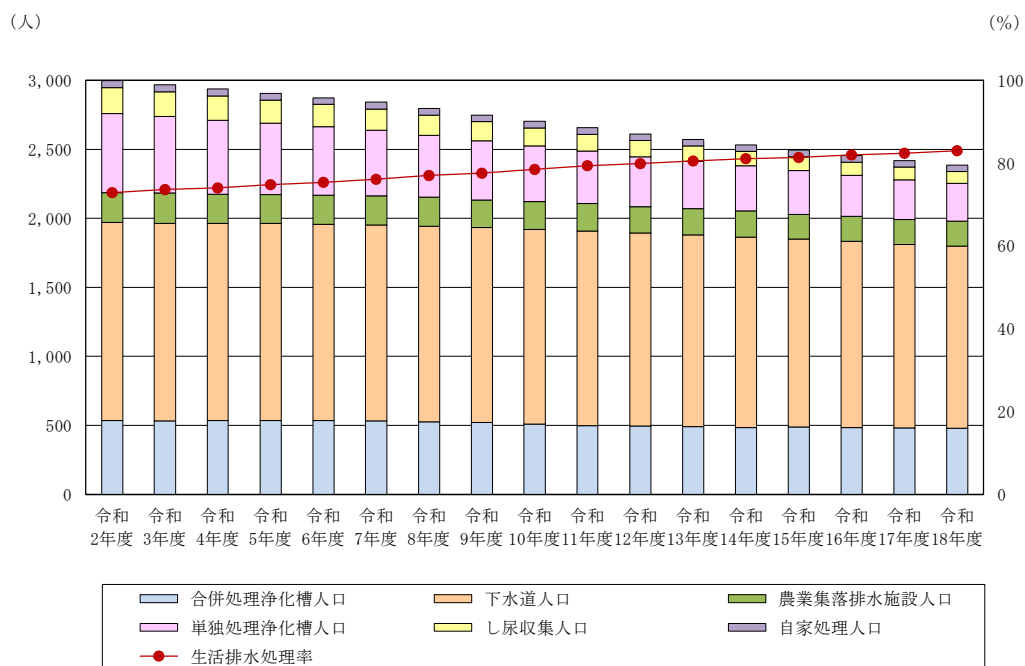


図 4-3 東栄町の処理形態別人口の推移

〔豊根村〕

豊根村の将来の生活排水処理率は、合併処理浄化槽への転換により、目標年度の令和18年度で、86.2%となる見込みである。

表 4-4 豊根村の処理形態別人口の推移

(単位：人)					
	令和 2年度	令和 3年度	令和 8年度	令和 13年度	令和 18年度
1. 計画処理区域内人口	1,047	1,041	1,001	941	911
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	775	784	796	782	785
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	775	784	796	782	785
(3) 下水道人口	0	0	0	0	0
(4) 農業集落排水人口	0	0	0	0	0
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	131	126	107	89	74
4. 非水洗化人口	141	131	98	70	52
(1) し尿収集人口	141	131	98	70	52
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	74.0	75.3	79.5	83.1	86.2

※計画処理区域内人口＝行政区域内人口

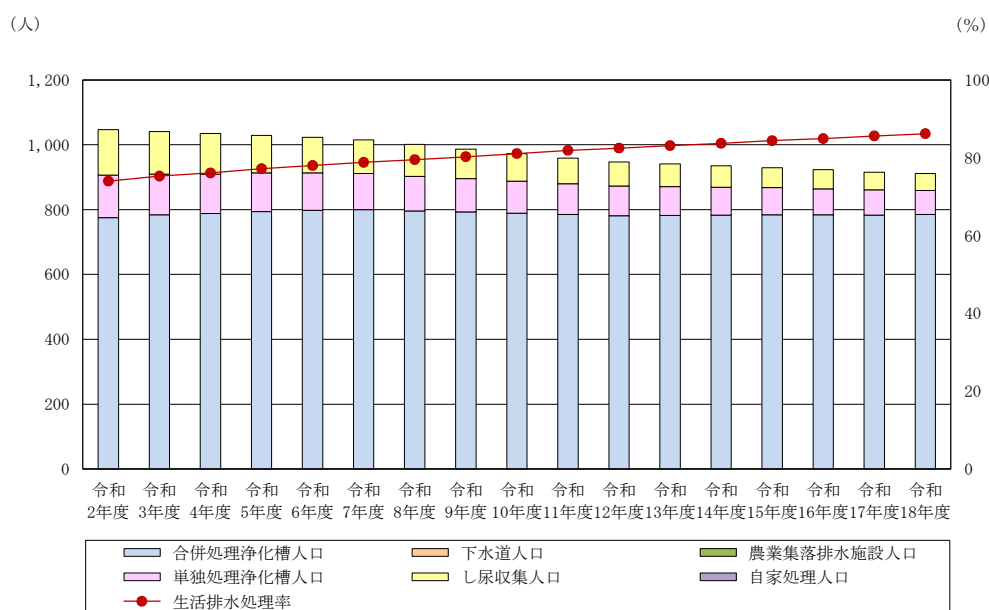


図 4-4 豊根村の処理形態別人口の推移

〔根羽村〕

根羽村の将来の生活排水処理率は、合併処理浄化槽への転換により、目標年度の令和18年度で、97.4%となる見込みである。

表 4-5 根羽村の処理形態別人口の推移

(単位：人)

	令和 2年度	令和 3年度	令和 8年度	令和 13年度	令和 18年度
1. 計画処理区域内人口	876	881	893	848	806
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	821	825	852	820	785
(1) コミュニティ・プラント人口	0	0	0	0	0
(2) 合併処理浄化槽人口	200	200	217	216	212
(3) 下水道人口	0	0	0	0	0
(4) 農業集落排水人口	621	625	635	604	573
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	7	7	8	8	9
4. 非水洗化人口	48	49	33	20	12
(1) し尿収集人口	48	49	33	20	12
(2) 自家処理人口	0	0	0	0	0
生活排水処理率 (%)	93.7	93.6	95.4	96.7	97.4

※計画処理区域内人口＝行政区内人口

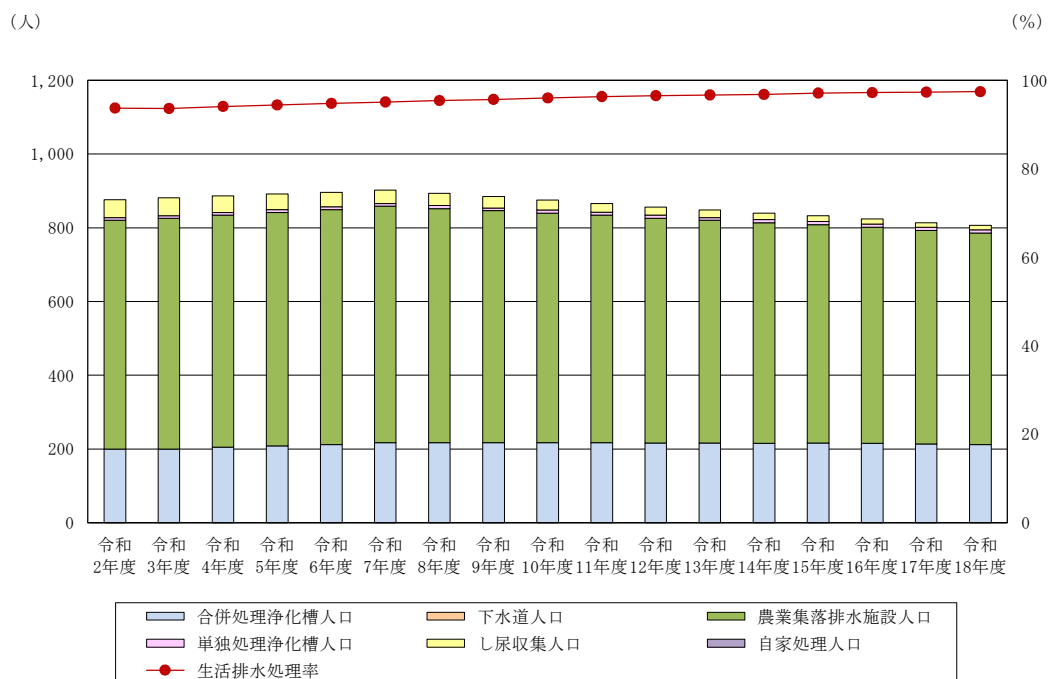


図 4-5 根羽村の処理形態別人口の推移

第 3 節 生活排水処理の処理主体

生活排水処理施設別の処理主体を、表 4-6 に示す。生活排水処理の主体は今後も当面はこの形態を継続していくものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

表 4-6 生活排水の処理主体

処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
(1) 公 共 下 水 道	し尿及び生活雑排水	設楽町、東栄町
(2) 合併処理浄化槽		個 人 等
(3) 単独処理浄化槽	し 尿	個 人 等
(4) し 尿 処 理 施 設	し尿・浄化槽汚泥	北設広域事務組合

第 4 節 目標達成に向けた取組み

4-1 下水道の整備区域の拡大と下水道接続率の向上

(1) 下水道の整備の推進

財政事情、土地利用動向等を勘案しつつ、計画的・効率的に下水道の整備を推進する。(各町の責務)

(2) 下水道の接続率の向上

下水道の整備による事業効果を確保するためには、供用開始区域内において、下水道への接続が速やかに実施することが必要である。

供用開始区域内で接続していない世帯等へ指導を行うなど、下水道等の普及と水洗化率の向上を図るための構成町村の取り組みを促進する。

4-2 汲取り、単独処理から合併処理浄化槽への転換の推進

未だに多くの汲取り便槽や単独処理浄化槽が使用され、生活雑排水が未処理のまま公共用水域へ排出されているため、下水道の処理区域外において汲取り便槽や単独処理浄化槽を使用している世帯へ合併処理浄化槽への転換を促進する。

また、下水道の処理区域内であっても、当面の間、下水道の整備が見込めない地域の汲取り便槽や単独処理浄化槽の使用者に対しても合併処理浄化槽への転換を行うように啓発指導等の構成町村の取り組みを促進する。

合併処理浄化槽への転換の啓発については、組合・各町村ホームページや広報等においても合併処理浄化槽の有効性等を周知する。

4-3 浄化槽の適正管理の啓発

浄化槽は浄化槽法第7条及び第11条に基づく処理水質の検査のほか、第10条に基づく清掃及び定期的な保守点検が義務付けられている。

また、浄化槽は法に基づいた検査、清掃、保守点検の維持管理が適正に行われることにより、処理性能を維持・確保することが可能になることから、浄化槽の管理者に対して維持管理の重要性や実施方法に関する周知・啓発を行う。

4-4 し尿処理施設における適正処理の継続・推進

し尿等を処理するし尿処理施設は、ダムの建設に伴い、令和3年7月に新たな施設（田口クリーンセンター）が整備されており、今後も適正な維持管理に努めることとする。

第 5 節 し尿・浄化槽汚泥の排出量・予測

排出量は、人口減少及び下水道への接続、または合併処理浄化槽へ転換により、目標年度の令和 18 年度で 11.3kℓ/日となる見込みである。

今後のし尿等の排出量は、表 4-7 及び図 4-6 に示すとおりである。

表 4-7 し尿及び浄化槽汚泥の排出量（予測値）

		令和 2年度	令和 3年度	令和 8年度	令和 13年度	令和 18年度
排 出 量	し 尿 (kℓ/日)	1.8	1.5	1.0	0.8	0.6
	単独処理浄化槽汚泥 (kℓ/日)	3.8	3.3	2.4	1.9	1.6
	合併処理浄化槽汚泥 (kℓ/日)	8.8	8.0	6.8	6.5	6.3
	農業集落排水汚泥 (kℓ/日)	3.5	3.4	3.2	3.0	2.8
	合 計 (kℓ/日)	17.9	16.2	13.4	12.2	11.3
比 率	し 尿 (%)	10.1	9.3	7.5	6.6	5.3
	単独処理浄化槽汚泥 (%)	21.2	20.4	17.9	15.6	14.2
	合併処理浄化槽汚泥 (%)	49.2	49.4	50.7	53.3	55.8
	農業集落排水汚泥 (%)	19.5	20.9	23.9	24.5	24.7
	汚泥比率 (%)	90.0	91.0	93.0	93.0	95.0

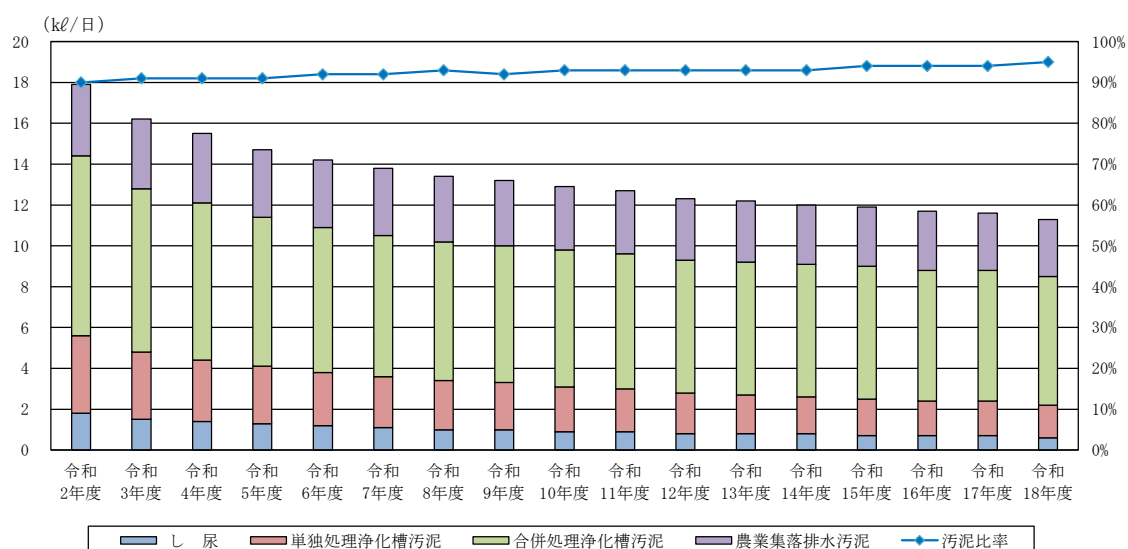


図 4-6 し尿及び浄化槽汚泥の排出量（予測値）の推移

第 6 節 収集・運搬計画

(1) 収集運搬体制

計画収集区域は組合の構成町村の全域とし、収集運搬体制は、現状と同様に、許可業者による収集・運搬とする。

(2) 収集方法

現状どおり、搬入変動を抑制するため、今後も計画収集を行っていく。

また、浄化槽については、必要な保守点検※、年 1 回の清掃及び法定検査の実施を指導する。

※保守点検：処理方式や処理対象人員により回数は異なる。

(3) 収集車両

現状どおり、許可業者による収集運搬を継続する。

第 7 節 中間処理計画

今後も現状と同様に、組合が運営するし尿処理施設にて継続処理を行うものとする。

第 8 節 最終処分計画

し尿処理施設にて発生する残渣は、当面は現状と同様に焼却処理し、最終処分を行うものとする。